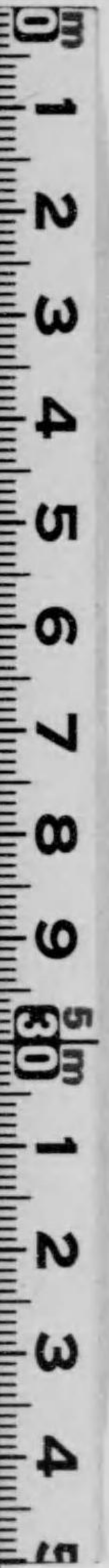


221  
A57  
20

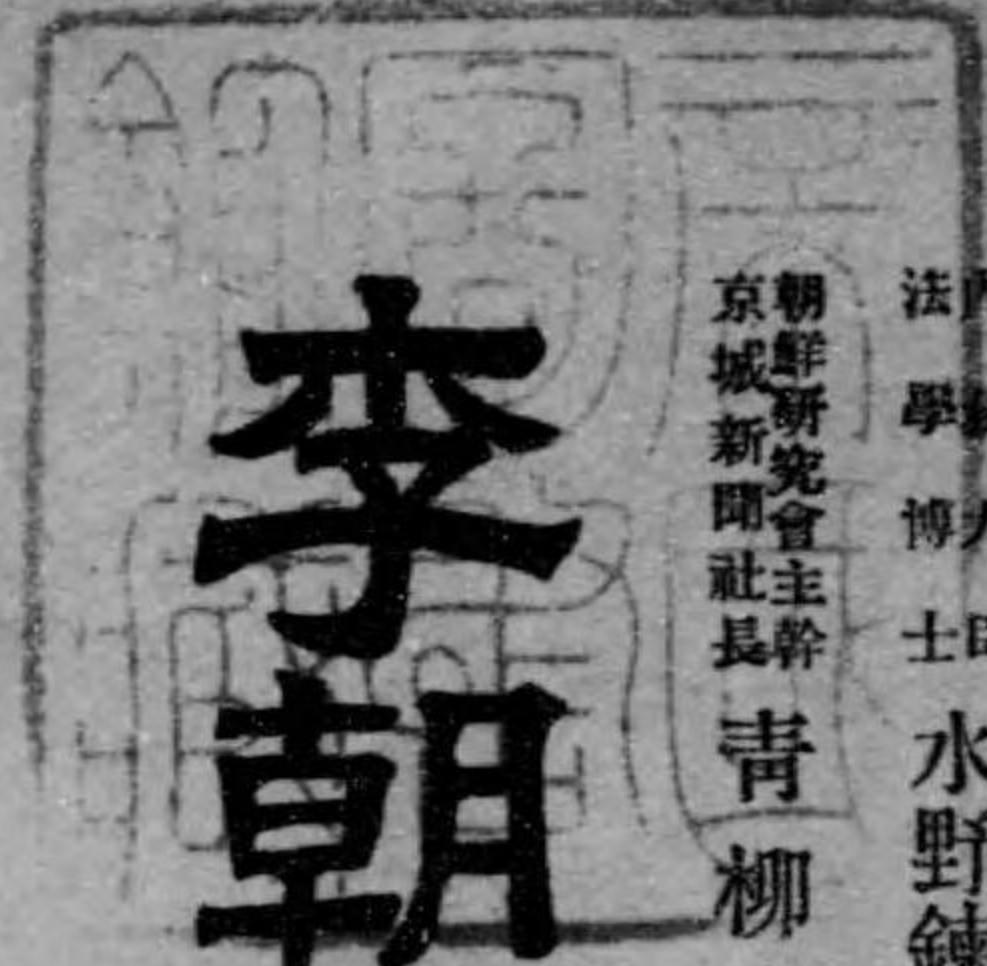


始



1370

221  
457  
2



# 李朝史大全

六版

朝鮮研究會藏版

大冠冕服の李太王と其書

朝鮮總督齋藤 實題字 侯爵朴 泳 孝題字

內務大臣 水野鍊太郎 題字 京城菊池 謙讓序文

朝鮮研究會主幹 京城新聞社長 青柳南冥 編著

大正  
11. 11. 15  
購示

青鶴亭

珠淵



青鶴亭

珠淵



前韓皇帝時代之李太王殿下與其書  
翼 蟬 冠 袞 龍 袍

波瀾  
之至  
力有  
年



白水題



柳動  
雁特  
蒼君  
之

動堪初來波生

有時宜宜准准有有小小知知高高

自為奴

空生朴洒子



史  
千  
華  
秋



壬戌初夏

香雪齋





### 序

友人南冥君の此度の著述李朝史大全に就て、私は其序文を掲ぐべき光榮を有します、それは南冥君の此著述に對する平素の研究と識見と、其造詣の深甚なることを知つてゐるからである。

南冥君は過去二十年間に於て、漢城に開拓したる幾多の文士去つて以來、唯一に残されたる文壇の雄である、君の著述は雑多であり多般であつた、又君の鑑識と紹介と研究の結果、公刊された朝鮮の書史は實に多大である、その文献に貢し、其經世の資に供せられ、其文學に益したる功蹟は、實に偉大な結果を産んだ、此一事で社會は充分に南冥君に感謝す

可きである。

然るに最近に於て君は一大努力を以て、李朝史を公にすべく、己に大半以上は成稿したと云ふことである、私は其目録は讀んだが内容はまだ知らぬ、然し南冥君の研究中、李朝時代に關するところが、一番深く且つ趣味を持つて居らるることが、第一此史の價值あることを推知せらるる、第二南冥君の紹介に依りて公にせられた書史中に於ては、李朝時代の作が一番豊富であつたことが、此李朝史の發表に確實の史料あることを想像せらるる、第三南冥君は燃犀の史眼と寸鐵霜を斬るの史筆を持つて居らるる、故に朝鮮の如き暗黒史の研究斷證に徹底して居ることが第三の價值あることだ、

第四に南冥君の文章は老熟精鍊、近年愈々精華となつて大家の風あることだ、私は此四條件を以て讀まぬ李朝史に序文を書くことを敢てした。

終りに於て私は十年前に君と朝鮮研究會を創立して、朝鮮研究の道程に上つたが、其最後迄旅行した南冥君の熱心、忍耐、勇氣、研究の力を尊重し、之を此書の讀者に紹介するを甚だ欣懷とする。

六月 京城に於て

菊池長風

### 例言

今を距ること十五年、余は先輩井上雅二君の添書を携へ、時の韓國財政顧問目賀田種太郎男に謁し、井上君の推薦に依りて目賀田顧問は余を財務官に列す、余は知己の知遇に感激し、奮勵功名して酬ひんことを期せり、然るに幾もなく伊藤統監は宮中肅清を企圖し、井上君を財政顧問部より拔擢して其衝に當らしむ、余は驚鈍を財務に揮ふに遑無く、井上君に隨ひ轉じて宮内府に入り、時の宮内大臣李允用氏に伴はれ、井上君と與に太皇帝(李太王)に德壽宮に拜謁す、爾後余は昌德德壽二宮を中心として、一司七宮の調査と整理に従ふ。

時に宮務混沌、諸記録諸書雜然として堆積し、王朝の史庫各地に散在せるを見私かに思へらく、是れ長へに王家に埋没す可きに非ず、當に此纂輯を開拓して我學界に問ふ可しと、各宮調査の完了するに及び、余は一篇の私見を草して、時の統監府總務長官兼攝宮内次官鶴原定吉氏に呈し、井上君に乞ふて

講記録諸書を各宮より昌德宮の別館に移して之を整理せり。

二

李允用氏宮内大臣を辭して、閔丙寅氏之に代はり、次官小宮三保氏來りて宮中事務の整理を遂ぐるに及び、奎章閣の一部に李朝史編纂課を置き、余は其課長として史料を蒐集する半年、井上君は功を先輩に譲りて、歐米視察の途に就き、余も亦日韓併合と共に職を退き、朝鮮研究會に編著の事に従ふ。李朝史の編纂は必らずしも宮中の事業に非ず、古へより史官曲筆多く、外史氏縦横に論ず、余は偏せず、曲けず、史家の見地に於て私に之を編成せんことを期せしも、余の事業には専ら朝鮮古書の刊行あり、雜著の出版新聞發行の副業あり、到底李朝史編纂の事業に専心する能はず、爾來閑を盗んで史料を蒐集し、一篇を成して一休し、一論を記して一息し、輒近一年間没頭して本書漸く成る。

思ふに李朝の歴史は表面の事實を再現したりとて、決して歴史の使命を完ふせりと云ふを得ず、何となれば老論少論の軋轢は、其記録論述に至る迄悉

く正鵠を失して、真相を捕捉するに苦めば也、故に李朝には事實ありて歴史無く、歴史家ありて、歴史あらざる可からず、余は此見地に立脚して本書を編述せり、進莫余は李王朝の盛衰興廢を説くに決して空漠なる史論を試みず、李朝の實録に照して歴史上の事實を查察し、野史を採擇して其論點を折衷せり、其参考に資せる書籍は一々爰に計上せず、蓋し雜駁にして多數なれば也。

編著を終へ、清風に坐して通讀すれば、遺憾實に尠からず、蓋し史料は治亂を経て湮滅し、史跡は桑滄を経て變遷したれば也、假令余が司氏の史眼と春秋の筆を有するも、完全無缺の李朝史を編著せんことは不可能也、之れ何人を以てするも亦然る可し、只だ余は我學界の有志が、史料の散亡編著の困難を理由とし、併合後十餘年の今日に至るも、措て顧みざるを慨し、己ひを得ず、編著の筆を揮ひしのみ、此著素より學界に氣を吐くに足ると云はず、史界の陳勝吳廣に過ぎず、余は劉邦項羽の出で、大業を完成せんことを待つ。

三

本書題して李朝史大全と云ふ學者若し僭越の毀りを爲す者あらば甘んじて其評に任かす、史界の毀譽褒貶、如きは余の眼中にあらざる也。

壬戌夏六月京城に於て

青柳南冥

李王朝世譜

- 一 世 太祖 康獻王、姓は李氏、諱は旦、字は君晉、始、諱は成桂、字は潔、永興、黑石里に生る、在位七年、上王の位に在ること十年、壽七十四。
- 二 世 定宗 太祖の第二子、初め永安君に封せらる、諱は暎、始、諱は芳果、在位二年、上王の位に在ること十九年、壽六十三。
- 三 世 太宗 太祖の第五子、諱は芳遠、字は遺德、在位十八年、上王の位に在ること四年、壽五十六。
- 四 世 世宗 太宗の第三子、諱は禔、字は元正、在位三十二年、壽五十四。
- 五 世 文宗 世宗の長子、諱は珣、字は輝之、在位二年、壽三十九。
- 六 世 端宗 文宗の長子、諱は弘暉、在位二年、上王の位に在ること三年、壽十七。
- 七 世 世祖 世宗の第二子、初め晉平大君に封せられ後に首陽と改じ、諱は琛、字は粹之、在位十三年、壽五十二。
- 八 世 睿宗 世祖の第二子、諱は晃、字は明照、在位一年、壽二十。
- 九 世 成宗 睿宗の第二子、諱は燾、在位二十五年、壽三十八。

十世 世燕山君

成宗の第一子、名は隆、在位十一年。

十一世 中宗

成宗の第二子、諱は悳、字は樂天、在位三十九年、壽五十七。

十二世 仁宗

中宗の元子、諱は皓、在位一年、壽三十一。

十三世 明宗

中宗の第二子、諱は訟、在位二十二年、壽三十四。

十四世 宣祖

德興大院君の第三子、諱は昫、在位四十一年、壽五十七。

十五世 光海君

宣祖の第五子、初め定遠君に封ぜらる、光海君十一年己未昇遐春秋四十七、皇位に即き封崇して大院君と爲し十年壬申追尊して王と爲し元宗と號す。

十六世 仁祖

宣祖の第二子、諱は珰、在位十五年、壽六十七。

十七世 孝宗

仁祖の第二子、諱は湊、在位十年、壽四十一。

十八世 顯宗

孝宗の元子、諱は欄、在位十五年、壽三十四。

十九世 肅宗

顯宗の第一子、諱は曄、在位四十六年、壽六十。

二十世 景宗

肅宗の元子、諱は昫、在位四年、壽三十七。

二十一世 英祖

肅宗の第二子、諱は今、在位五十二年、壽八十三。

眞宗

英祖の第一子、初め敬義君に封ぜらる、英祖元年乙巳王世子に冊封、四年戊申昇遐、春秋十正祖位に即き追尊して王と爲し眞宗と號す。

莊祖

英祖の第二子、英祖十二年丙辰王世子に冊封、二十五年己巳命を承け代理す、三十八年壬午昇遐春秋二十八光武三年己亥追尊して王と爲し莊祖と號す。

二十二世 正祖

莊祖の第二子、眞宗の統を承く諱は廟、字は享運、在位二十四年、壽四十九。

二十三世 純祖

正祖の第二子、諱は琜、在位三十四年、壽四十五。

文祖

純祖の元子、純祖十二年壬申王世子に冊封、二十七年丁亥命を承け代理す、三十九年庚昇遐春秋二十二、憲宗位に即き追尊して王と爲し眞宗と號す、光武三年己亥追尊して文祖と號す。

二十四世 憲宗

文祖の元子、諱は煥、在位十五年、壽二十三。

二十五世 哲宗

全溪大院君の第三子、純祖の統を承く、諱は昇、在位十四年、壽三十三。

二十六世 李太王

前韓國太皇帝、初諱は載晃、字は聖臨、號は珠淵、大院君李昱

二十七世 李王

應の第二子也、在位四十三年。

前韓國皇帝、諱は拓、字は君邦、號は正軒、李太王の第二子、在位四年。

# 李朝史大全目次

## 緒言興亡史論

史論者の敢て闡明する所に非ず、支那文明と朝鮮文明、文獻の傳はるもの寥々、生民の休戚を念頭に置かず、朝鮮文明を組織したる大原質、平民の歴史は地を拂へり、士魂地に落ちて英雲出でず、其弊の極、旗本八萬騎の末路、一陣の旋風漢城の桃林を動かせり、世運の容易大らざるを感覺す、螻蟻の斧に等しき蠻勇、民怨四方に起る、舊政の殘夢、興亡の因て來る所、國家興亡の鑑戒、

## 太祖前記

〔一〕太祖非凡の武勇 一矢に二敵を斃す、東北面兵馬使、此の如き將軍有るか、兩將何ぞ相迫らんや年少にして兵を用ゆる神の如し、

## 〔二〕高麗滅亡の經緯

王氏德衰へ人既に與せず、朝憲の紊亂、鄭夢周と李成桂の對抗、鄭夢周の失策、李成桂は恭讓王を原州に放つ、王子宗族を海中に沈む、爾ち我子孫を滅さは久しからずして其報を受けん、衰亡せし李王朝の異彩、

## 太祖後記

## 李朝太祖 康獻王の朝

## 〔一〕李太祖の即位と閔開の經國論

天下一日も主無かる可からず、大羅鬼風天下に號令す、組織を立てよ、賞罰を明かにせよ、君子を親み小人を遠けよ、諫諍を納れよ、讒言を杜ぢよ、逸慾を戒めよ、節儉を崇めひ宮室を卑ふせよ、宮衛を嚴にせよ。

〔二〕田制改革と私兵の禁斷……………附官制改革……………一八

議論兩方に分る、李朝の王基を築成したる原因、經國大典、趙汝の田制論、兼は井田を毀ち二世にして亡べり、禮儀起り風俗美ならん、閑人の田を食む、宰相を爲りて田三百結、錦衣玉食座して其利を受く、私田は人倫を禽獸に陥るゝ也、兼併の家牧租の徒、祖宗在天の靈を如何、社稷宗廟は累卵より危ふし、百姓塗炭せざるも之を恤まず、新民に父母たるは是職也、民は苦に堪へず、州郡凋弊し驛路流亡す。

〔三〕高麗遺臣の境遇……………二八

兩朝正義の遺臣は太祖に歸服せず、李福は麗州の村舎に退隱す、太祖は福を降り賓禮を以て李福に接す、社會改革の斷行、先賢教育の力、天道果して執逆の主を蔽ふや。

〔三〕遷都……………無學上人地を相す……………三〇

太祖は無學の言に従ふ、太廟及宮殿成る、景福宮、景福宮落成宴、鄉道傳歌ひ且つ舞ふ。

〔五〕奏聞使と明帝の積極干渉……………三二

明帝は太祖即位の罪を詰る、古へより帝王の起るは天の命する所、大明皇帝は匹夫を以て天下を取れり、明帝命して朝鮮を改むるを許す、明白に明朝に藩屬の禮を執る。

〔六〕太祖政事紀年……………三四

兵權は宗室に在る可く政權は宰相に在る可し、大家を作ると雖も何そ久しく居らん、故の山を負ふが如し、殿下願はくは臣が命を全ふせしめよ、明帝賀正の表に怒る、臣等は海外に生れ學に通せず、高麗王族王候。

殿を興し亡を存するは天道の常、高麗太祖神聖王廟、原忠死するも餘罪有り、

〔七〕芳蕃及芳碩の變……………三八

世子冊立の禮、時平かなれば禍を立て世亂るれば有功を先にす、本腹の諸王子を殺さんとする、公等は李氏の社稷を憂へざる乎、禍腹の者有り我家に入れり、太祖清涼亭に移御す、太祖は芳蕃の冥福を祈る、芳蕃は河嶺に謀を問ふ、李叔蕃、定社の功は河嶺と李叔蕃の力、太祖位を定宗に禪る。

李朝二世 定宗の朝……………四三

△定宗政事紀年

王は嘗て高麗に仕へ將相と爲る、始めて史官を置く、都を舊都に移す、船軍を編む、家兵を編む、朴苞の親、官制を定む、奴婢都監を置く、殿下何ぞ世子の目を見ざる、定宗位を世子に禪る、太祖は太宗を憎んで大賈を授けず、

李朝三世 太宗の朝……………四六

〔一〕太祖怒て威興に退隱す……………宮廷秘誌

成石礪人倫の道を以て太祖を説く、太宗無學上人に請ふ、父子の間に何ぞ此の如きあらん耶、無學笑て曰く殿下何ぞ諒せざる、殿下苦心の大業は之を誰に托せんとするや、太祖成興より還る、太祖白羽箭を以て太宗を射る、天に非るは莫き也、史氏の其意を解せざる所、李朝の禍機は既に此時に萌す、

〔二〕太宗の人物と佛教の衰滅……………五〇

太宗は神經質の感情家、李朝の王業は太宗に至りて完成す、懦弱淫靡の風、制令の徹底せざれば也、親ら佛陀に對し迷信無きを示せり、物質文明と勇壯なる氣象、山間幽谷の逸民佛教の墮落淫風は佛教の教義と何等關せん



や、無宗教の一國家と民族の前途や如何。

〔三〕太宗政事紀年

禁酒の令をなす、學問の人に益有るを知る、顯堂を稱して田民を施納す、諸寺の田租は軍資に屬す、帝王の學は臣何ぞ輕議せん、殿下之を構め、國祚の長短生民の休戚、憲法は天子も私するを得ず、實に殿下の盛徳を汚かす也、人事は下に感じ天變は上に應ず、開國の功臣趙浚卒す、王は朝を輾むること數日、獄を滯らしむる勿れ、國家の宰相として河嶺の如きは鮮なし、卿の女を擇ひて世子に配す、太祖太上王薨す、大位は久しく曠ふす可からず、群臣過々として安んぜず、朝鮮億萬年無窮の業、丹山府院君入獄、山崩れ水湧くは咎め君王に在り、卿は考擧さ雖も子の至意也、天變敢て恐るゝに足らずと爲せり、外戚事を用ゆるの弊を論ず、李氏豈天地と無窮ならん哉、直言を以て讒言と爲さば其失大なり、早極まれば必らず雨す、陰陽の書を焚く、人の爲に官を設くるは古へに非ざる也、趙英茂卒す、盜を思武を賜ふ、宰相は讀書の人を用ゆべし、民を治むるは亂れたる繩を治むるが如し、河嶺卒す、韓圭卒す、國家の經濟大臣を失ふ、太宗位を世宗に讓る、上王怒る、羅紳の錢する者都を傾く、

李朝四世 世宗の朝

〔一〕世宗對馬を攻む

金成吉醉て拒く能はず、李從茂等讒かに免かる、

〔二〕李朝文化の廣通

世宗をして自由に手腕を揮はしむ、集賢殿を置て文學の士を選ぶ、高麗史の疎畧甚だし、未曾有の隆盛、世宗の池負、韓國の大策にして朝鮮文明の獨立策、藝文局を禁中に置く、鄉麟趾の序文、李朝文化の普及案外効を奏す、李朝の經國に刮目すべき状態、天文学に精通す、儒林世宗の明智に舌を巻く、

〔三〕世宗政事紀年

殿に三仁有り、孝子節婦義夫を搜索す、山水に傲遊して愛ひなきは天下我れ一人のみ、大妃薨す、佛に祈るも麻駭無も、世宗苦に伏し日夜痛哭す、天下國家人倫の在る所、佛氏の道は禍福に益無し、太宗を尊んで、太上王とす、太上王薨す、三年書を讀ます、明帝の特使、獄は有罪を懲らす所以、世人陰陽に惑ひ禍福の說に拘泥す、三審の法を立つ、號牌の法を復す、光化門の鐘を撃ち冤を訴ふ、孝行録を改選す、農家直説の書、刑罰を改む、世宗江を渡りて幹川に獵す、國政の大任、始めて雅樂を用ゆ、祖宗天險の疆域、胡人來つて會寧を掠む、北邊の備禦重大、世宗起て舞ふ、獄に死する者多し、組己と長夜の樂を作すを畫げり、明皇誠鑑、民に三綱有り、野人は無智と雖も父子の情は之有り、龍飛御天歌、治平要覽を撰す、征敵極まり無く用度に節無し、世宗薨す、東方の堯舜、

李朝五世 文宗の朝

△文宗政事紀年

無情之を陰陽と云ひ有情之を鬼神と云ふ、文宗ノ書續妙神に入る、高麗王氏の後を舉ぐ此子を以て卿等に托す

李朝六世 端宗の朝

〔一〕首陽大君篡位秘史

文宗は死後王室に異變らんことを慮かりて世子を諸臣に托す、首陽大君篡位の志有り、韓明澹大志あり科擧を辱しさせず、明會は首陽が愛する所の妓を劫む、首陽悦んで曰く我が張子房也、首陽邸後園の密會、兵を用ゆるの道は猶豫を忌む、丈夫死せば社稷に死せん、金宗瑞却立して進まず、宗瑞簡を受け月に照して之を見る、東國雜記の記事、叔父我れを活かせ、生殺薄、吾れ豈歩し行がんや、昭軒を持ち來れ、期に及び消息無くは我を以て死せりと爲せ、鄉麟趾教書を草せしむ、國璽を抱き聲を失して痛哭す、節度使李澄天斃す、一人の憤然として大義に奔馳する者無し、

〔二〕端宗政事紀年

皇極平圖 明帝勅して宋史を賜ふ 百官の服制を明に倣はしむ 王位を首陽大君に傳ふ 琉球使を遣はし大綱經  
得んことを請ふ 一〇三

李朝七世 世祖の朝

一〇五

〔一〕復王の計策失敗……寧越秘誌

集賢殿學士等上王を復せんと謀る、昌德宮に明使接待の宴、事は神速を貴ふ、金福及鄭昌孫の自首、彭年を拷問す、  
三問を拷問す、進賜の刑辱也、汝英廟の付托を忘れたる耶、應季を拷問す、書生は與に事を謀る可からず、灼鐵を  
以て腹下兩脚の會所に置く、李愷と河維地、三問の女兒父の車載に隨つて痛哭す、柳誠源冠帯を脱せずして自刎す、  
晉山君(端宗上王)に請居、國人流涕す、錦城大君晉山を復せんと謀る、官奴權文を誘んで上呈す、錦城大君自殺  
す、弓弦を以て晉山君の頭に繫ぎ之を殺す、晉山の屍を江中に投ず、魂は今に至るも漂蕩せん、晉山夫人は天年を  
以て終る、悲憤哀痛論するに勝ゆ可けん哉、六國を亡ぼす者は六國也、壯烈の儒臣

〔二〕儒臣壯烈傳

一一六

△成三問、文宗の顧問、天に二日無く民に二主無し、三問歸つて故主に地下に見へん、三問の時、三問の著書  
集賢殿進八駿圖論

△朴彭年、神器移ると雖も尙上王有り、千載の一時失ふ可からず、僥倖生を得るに如かず、妻は官婢と爲る、彭  
年の時、名を一時に擅まにす

△李壇、李愷の詩

△河緯池、朝衣を賣て善山に退隱す、河緯池の著書、丹溪集、先生の操奉ふ可らず、烈々の氣何ぞ熄まん

△柳成源、佩刀を抜て自刎す、職必らず御より始まらん

〔三〕李施愛の叛亂

一二七

會寧制度使李施愛、都總使大に李施愛の事を破る

〔四〕世祖政事紀年

一二九

大業の舞を制定す、蠶桑に注意す、始めて園丘を祀る、禁令の多きを以て民間騷擾す、國朝實鑑成る、醫學考議法  
三道に移民を計る、明帝使を遣はして朝鮮を責む、元貞哈、入寇す、申叔舟等野人を征して大に之を破る、樓君箕  
子東明王殿を祭る、荒蕪の地を擇び屯田を作らしめん、大に牧場を起さんとする、琉球の使臣を召見す、軍器製造を考  
察す、農蠶の象を見る、藝文館の書籍を整理す、奎章閣、秘書閣、東國通鑑を撰す、箭幣を鑄る、兵法大旨を撰す  
諸書類案を撰ぶ、財貨は天下の大命也、汝の奇才に驚き我が晩遇を恨む、世祖位を睿宗に禪る

李朝八世 睿宗の朝

一三九

△睿宗政事紀年 史草官を置す、王親ら歴代世紀を撰ぶ、經國大典成る、睿宗薨し成宗立つ、戸牌法を編む

李朝九世 成宗の朝

一四一

〔一〕成宗奇行錄

- (1) 成宗の大膽、雷殿上の柱に翼ふ、三角山に火光有り
- (2) 成宗人を知るの明識、 食客頗る妓を愛す、成宗莞爾として廣文の名を柱に題す、成宗歎して答へず
- (3) 破格の拔擢、丘從直は草野の人、慶會樓の絶勝、爾は便服を以て予に見ゆ可からず、三司交々議論す、爾か

聖書を讀む能はず

(4) 兒童の學才に禁囚を放つ、成宗兩を祈る 廿四人一時に囚はる 昔は東海の冤婦すら三年の旱を致せり 能文の士は書する能はず、能書の士は文する能はず

(5) 妓生笑春風、春風は永興の妓也、前言は戯れのみ、文武は一體也、春風の名一國を傾く

〔二〕成宗家家道の失態と廢妃問題 ..... 一四七  
美媛を蓄へ美妓を召す、成宗の額面に爪痕あり、尹妃は其忌む所を毒殺せんとす、後日の憂患、尹氏は廢するも曾て至尊に配す、廢妃に死を賜ふ、野史氏頗る之を批難す

〔三〕成宗政事紀年 ..... 一五〇  
宗盛弘使を遣はし人鮮す 諸道に蠶室を設く 佛經を明に購はんとす、琉球國王爵を受けんと請ふ、松浦正秀世祖の寫眞を持ち來る、帝王明鑑成る、大典續錄及 禮儀成る、王松都に幸す、籍田を耕す、明帝に奏請して賜を請ふ、大妃政を王に還へす、女樂を用ゆるを禁す、始めて親蠶の禮を行ふ、儒生に笠を戴き青袴を服せしむ、軍將外に在りては君命をも受りざる所あり、律呂新書を學ばしむ、弘文館を設け諸官を置く、始めて養老禮を行ふ、南孝溫上疏して八條を陳す、六臣傳を作る、建 女眞を征し俘を明に獻す、王妃を廢して庶人せしむ、輿地勝覽成る、王三年の喪を行ふ、昌慶宮を建つ、東國通鑑成る、堂參の弊を禁す、明の新皇帝即位し詔使來る、王關防に留意す、儒生大妃の佛像を焚く、史官を戒む、文臣を擯び屠法を習はしむ、廢妃に死を賜ふ、野人邊に迄し鎮將を殺す、衣冠は明制に従はしむ、成宗崩し燕山立つ

李朝十世 燕山君の朝 ..... 一六一  
〔一〕燕山君の無道(上) ..... 戊午の史禍詳記

老臣の如き首を保つを得ば幸也 金宗直の先見、金顯孫は臣にして先王を誣毀す、燕山君猜暴にして學問を好まず、今日ば朝廷改排の時也、臣子の俱に天を戴かざる響、清論の亡ぶるは國の福に非ず、金宗直は草莽の賤士、義帝を弔ふ文、其屍を水に投ぜる歟、六國の遺跡、義帝を以て魯山に比す、以て忠憤を寓す、滔天の罪惡、之を史に書して不朽に傳へんとす、戊午の史禍、

〔二〕燕山君の無道(中) ..... 甲子の士禍詳記 ..... 一六八  
趙子瑞は大なる小人也、母子共に生全して同行の情飲義に堪へず、我が兒幸に全くは我が哀懇を告ぐ可し、追罪せらるゝ者一百餘人、諸臣競々、權達手刑に就く平常の如し、不道の大殺

〔三〕燕山君の無道(下) ..... 淫蕩度無し ..... 一七〇  
承命牌と追飛書、淫祀、大諫成世純猷納金克成の直言、民船を奪ふて慶會樓池に入る、經筵を廢す、老奴の如き何ぞ敢て死を惜まん、燕山君士大夫の妻を亂る、

〔四〕燕山君政事紀年 ..... 一七四  
殿下私恩を以て禮を嘗す可からず、前憲長は母有るを知て父有るを知らず、諺文を習ふを禁す、成宗の後宮を殺す、瑞慈臺布は庶民の怨腹、成希顔慨然として撥亂の意有り、

〔五〕燕山君史論 ..... 一七六  
宗社將に傾かんこそ、昔は漢に黨錮の士禍有りて士林殲滅す、燕山をして暴虐を助長せしめたる原因、私黨の暗闘と虚榮の陰謀、史官の曲筆、李朝の世代に加ふ、

李朝十一世 中宗の朝 ..... 一七八  
〔一〕對州人の朝鮮移民 癸亥條約、釜山浦壟浦齊浦の移民、倭寇の跋扈を寛ふす、

〔二〕三浦の亂(釜山……鹽浦……善浦)……………一八〇

三浦の日本居住民、三浦在住民の虐待、對馬兵釜山を攻む、積年の怨を報せし也、對馬兵熊川東萊を陥る、中宗大に幸臣を召議す、右路は用ゆ可き人有り、宗盛弘一快戦を試みんま欲す、

〔三〕己卯の士禍詳記……………一八四

士林の暗闘と儒林の陰謀、王者禦戎の道に非ず、迂儒の言古へより此の如し、趙光祖の聲望隆々、走宵爲王の四字、私を行ひ國勢を傾倒せしむ、大學生李若水等關外に號哭す、

〔四〕辛卯の三奸と丁酉の三凶……………一八七

〔五〕日本移民の頓挫と倭寇の結末……………一八八

島政に直接の關係、壬申條約、宗氏使館、海外雄飛の精神、弊廢せる西藩の一土豪、日本の海賊、歴史上伏在せる由來、

〔六〕中宗政事紀年……………一九二

燕山君の穢政は悉く更革す、延臣千歳を呼び歎聲雷の如し、靖國の功臣を策す、民は國家の元氣、燕山君卒す、文廟を修し學校を興す、金宗直等の家産を還給、田租を免す、趙之瑞權達手の妻を誣表す、柳子光の勳を削り流配す、儒生等佛寺を荒らす、亂杖の刑を禁す、三綱行實を印刷す、軍器を修し軍資を儲へしむ、慶州の佛像を毀て軍器を作る、中宗大に書籍を求む、婚姻の禮、忌辰齋を罷む、上言して近思錄を進講す、三年の喪制を定む、草莽の臣言する者多し、鄭夢周を文廟に祀る、鄭夢周を東方理學の祖と爲す、情狀奏聞の禮を廢す、辨認使を明國に赴かし、女祭を罷めんことを請ふ、賢良科を設く、郵約法を行ふ國忌の服制を定む、江原道を置田す、全羅道を置田す、天文書を明國に得、上疏して殺さる、死に囚んで悉く草稿を焚く、右議政李元を流配す、御史を諸道に遣はし服政

李朝十二世 仁宗の朝……………二〇九

〔一〕外戚の跋扈……大尹小尹、文定王后廢か垂れて政を聽く、石潭日記 執權金安老、尹元衡仁宗を呪ふ、

〔二〕仁宗政事紀年……………二二二

父の臣を改めざるは古へに其語あり、中宗を葬むり時容を追善せしむ、明の詔使至る、仁宗崩じ慶源大君位に即く烙刑して誣服せしむ、

李朝十三世 明宗の朝……………二二四

〔一〕乙巳の士禍……妖妾蘭貞、小人を治するは蛇を斷するが如し、乙巳士禍の人名、

〔二〕毒を以て毒を制す……………二二六

大妃大に明宗を怒る、明宗尹元衡の專恣を抑へんます

〔三〕明宗政事紀年……………二二八

尹元老に死を賜ふ、李彦迪を寬す、對馬と約條す、弘文博士安名世を誣殺す、各道の服政を察す、李洪男其弟を誣殺す、書院に額を賜ふ、遺事史、司本濫、雅樂校正監を設く、兩宗の神科を廢く、濟州の日本人を擄にして明國に獻じ賞を受く、草中野人入寇す、鄭夢周の在地に書院を建設す、倭寇損竹島に寇す、倭寇京城を犯さ

んと解言す、寇兵大に潰へ通れ去る、倭寇を防げる諸將の功を論ず、三道の租税を免す、治刑の推考を嚴にせしむ  
李標有るを知て殿下有るを知らず、銅山の探州、人主の威權移つて掌握にあり、人才を登用す、王薨じ河勢君位に  
即く、乙巳罪人の職を復す

### 李朝十四世 宣祖の朝

#### (一) 李浚慶の遺割

東西分黨論  
領議政李浚慶慨然として肅清の志あり、遺割、李珥浚慶は反覆の小人、朝家大臣を待つの禮を傷り、李珥更に萬  
言の疏を上る、天官は外戚の家の物ならんや、東西黨を分つ、物情蹙然、士林靖んせず乞ふ賢慮を賜へ、白仁傑の  
上疏、東西の二字は亡國の禍因也、殿上虎

#### (二) 李退溪の著書

陶山書堂、高年の碩儒、東方の朱子

#### (三) 李栗谷の著書

深く死生の説に感ず、東西分黨の由來を調劑策、李珥六疏を上り職を辭す、李珥は本を一浮屠也、表面黨争熾む、  
李栗谷と李退溪、栗谷の著書

#### (四) 處士曹南冥

處士曹植、臣は殿下に於て君臣の分無し

#### (五) 壬辰の國難 (豊臣秀吉の征韓)

一 はしがき……………不世出の英雄豊臣秀吉、使節の役は宗對馬守の家臣、朝鮮の天變地異、汝が輩の論

學甚だ短し、宗義智韓廷に通信使を要求す、日本の使節を仁政殿に宴す、宗義智韓使を同道す、朝鮮は秀吉を日本  
國王と誤信す、豊臣秀吉は尊王の英雄、秀吉韓使待遇の傲慢、秀吉は答書を裁せず、秀吉の意氣、一劍の霜をして  
四百餘州の天に滿たしめん、蒼鷹の雀を撃つが如きのみ、秀吉の單刀直入と韓廷の舞文絢繡

#### 二 朝鮮の防備

秀吉は決して常人に非ず、琉球王日本に入貢す、日本を以て大明を侵つば蜂の龜背を撃すに異ならず、防禦の準備  
と宰臣の撰拔、李舜臣全羅右道の水軍節度使と爲る

#### 三 日本軍出征準備

秀吉は日清韓三國を併合せんと策す、日本の軍役状況

#### 四 外征史論

英雄主義、頼山陽の征韓觀、余は山陽に平かなる能はず、秀吉の大日本主義、野心の外征に非ず

#### 五 太閤秀吉より關白秀次に與へし書狀

北京に報厚うつし可申候 (大日本の親帝都を北京に遷し御陽成天皇の移御を乞ひ奉る事) 日本帝位の義は皇弟知人  
親王に譲らるゝ事、御陽成天皇御齎納、明國行幸に付天皇より儀式に關する諸家の記録蒐集の勅令出づ

#### (1) 釜山及東萊の戰 (鄭撥及宋象賢の戰死)

先鋒小西行長、釜山城陥る、守將鄭撥城門に懸せらる、東萊城陥る、宋象賢の戰死、東國輿地勝覽に依る當  
時の釜山鎮城及東萊城

#### (2) 尙州の戰 (韓將李鎰敗走す)

巡邊使李鎰、尙州牧使金海山中に通る、李鎰將士を巡檢す、李鎰裸體にして敗走す、東國輿地勝覽に依る當

- (3) 彈琴臺の戦 (申將軍背水の陣) ..... 二六九  
 巡邊使申政、申將軍背水の陣、烏嶺の山勢險阻、申將軍亂軍中に死す、李如松烏嶺を過ぎて申將軍の無謀なりしを嘆息す、豈烏嶺の險を阨するを知らざらん
- (4) 日本の兩將忠州に先陣を争ふ ..... 二七二  
 日軍の先鋒小西行長と加藤清正、兩將の争論、清正曰く汝天草の一揆をすらすら平定し得ずして猪口才也、清正行長決闘せんぞと、鍋島直茂の調停
- (5) 韓王の蒙塵と京城の騷擾 ..... 二七四  
 宣祖蒙塵す、南大門外倉庫火起る、王駕を開城に駐む、今日の事は殿下淑媛金氏に惑へるの故也
- (6) 日軍京城を占領す ..... 二七六  
 日本軍總大將浮田秀家景福宮に陣す
- (7) 臨津江の戦 (韓將劉克良の戦死) ..... 二七七  
 金命元をして臨津江を守らしむ、車駕平壤に向ふ、別將劉克良、岩石上より江に投す
- (8) 巨濟島の海戦 (元均日軍に破られ李舜臣日軍を破る) ..... 二八〇  
 巨濟洋上の大海戦、元均の敗走、李舜臣の出戦、李舜臣龜船を創造す
- (9) 龍仁の戦 (三道の聯合軍皆敗る) ..... 二八三  
 全羅道巡察使徽を四方に傳へ義兵を徵す、三道の義兵五萬、李洸白光彦を頼つ、三道の聯合軍皆潰ゆ
- (10) 韓廷援を明國に請ふ (車駕平壤を出づ) ..... 二八五

日軍既に鳳山を焚く、我國に借りて倭臣の頭を斬らん、柳成龍平壤の守備を主張す、私計を以て北向の便を言ふ、明國に内附せんことを請ふ

- (11) 前平壤城の戦 (小西行長平壤を占領す) ..... 二八八  
 玄淵等と李德馨の會見、日軍の鎗光劍影閃々として電の如し、車駕寧邊を去て博川に次す、散卒絡繹、韓兵備へを亂して退く、日軍平壤を占領す
- (12) 後平壤城の戦 (小西行長の敗戦) ..... 二九四  
 祖承訓酒を舉げて祝して曰く天我をして大功を爲さしむる也、承訓の敗走、欺て日軍を破らんぞと、平壤島誌に依る當時の平壤城、明國大兵を發して應援す
- (13) 明國の第一次援軍 (明軍の陣立) ..... 二九七  
 李如松、明軍の陣立、柳成龍は李如松に見へて形勢を指示す、沈惟敬は行長を欺く、日軍の死傷、李如松平壤城を回復す
- (14) 海汀倉の戦 (加藤清正韓克誠を擒にす) ..... 三〇四  
 臨海君順和君義兵を徵せんとして咸鏡に在り、韓克誠、日軍韓克誠を擒にす
- (15) 加藤清正鍋島直茂咸鏡を分領す ..... 三〇五  
 封建の制、鍋島直茂領七郡、加藤清正領七郡、加藤鍋島相領八郡、鍋島直茂本陣、加藤清正本陣
- (16) 延安城の戦 (延安城の勇將李廷龍) ..... 三〇七  
 男子生れて國に報ゆる此秋に在り、功に誇らざるば尤も難し
- (17) 前晉州城の戦 (金時敏大に日軍を破る) ..... 三〇九

- (18) 金時敏大に士卒を勵ます、日軍の將取れて陣中に憤死す、東國輿地勝覽に依る當時の晉州城  
慶州の戰 (朴晉日軍を破る) ..... 三二〇
- (19) 清正の裨將坂川采女慶州城を守る、李長孫礮彈震天雷を發明す、東國輿地勝覽に依る當時の慶州城  
日軍吉州の籠城 (吉州百日籠城) ..... 三二二
- 義兵將鄭文孚、文孚持久の計を爲す、清正雪中を馳驅して吉州に向ふ、猛虎深山に行く處に狐狸の躍るを  
許さず、吉州軍の逸史 ..... 三二二
- (20) 碧蹄館の戰 (小早川隆景立花宗茂大に明軍を破る) ..... 三二五
- 大谷吉隆は小早川隆景を説く、如松笑て曰く倭兵粗し易しと、李如松大に日軍に敗らる、如松を足を擡げて  
韓の巡邊使を就る ..... 三二五
- (21) 幸州山城の戰 (權傑日軍を破る) ..... 三二九
- 權傑幸州山城に陣す、權傑能く戰ふ、日軍山城に火を放つ ..... 三二九
- (22) 日軍京城を撤退す 日軍沈惟敬に欺かる) ..... 三三〇
- 日本諸將、京城を陣敷、李如松を日軍に乞はしむ、小西行長復た沈惟敬に欺かる、如松日軍を追撃す ..... 三三〇
- (23) 後晉州城の戰 (壬辰後中の大殺) ..... 三三一
- 六萬の執衆を以て孤城二萬の弱兵に當る、清正の一計城壁を破壊す、壬辰後中の大殺 ..... 三三一
- (24) 詐はりの印議 (沈惟敬棄市さる) ..... 三三四
- 日軍 暹羅、葡の國の爲め疲勞班白此の如し、沈惟敬棄市せられ石星獄に死す、日軍再び朝鮮を侵す、日本  
軍の陣立、總大將は小早川秀秋 ..... 三三四

- (25) 日軍再び朝鮮を侵す ..... 三三五
- 日本軍の陣立、總大將は小早川秀秋、 ..... 三三五
- (26) 閑山島の戰 (李舜臣京嶽に捕はれ日軍閑山島を占領す) ..... 三二八
- 李舜臣を獄に下す、舜臣と元均、元均は愛妾を陣處に伴ふ、元均閑山島を出て絶影島に至る、蓋明の兵元均を  
生擒す、日軍閑山島を占領す、 ..... 三二八
- (27) 明國の第二次援軍 ..... 三三二
- 明國再び兵を出して朝鮮を援く、明軍は前戦に懲りて猛進せず、 ..... 三三二
- (28) 黃石山の戰 (黃石山落城す) ..... 三三三
- 黃石山城陥る、奔竄の從と草間に同死す可からず、 ..... 三三三
- (29) 南原城の戰 (明將楊元の敗走) ..... 三三四
- 明將楊元南原城を守り、兩軍礮を以て接戦す、楊元李福男の大敗、輿地勝覽に依る當時の南原城、 ..... 三三四
- (30) 全州城の戰 (明將陳愚衷敗走す) ..... 三三八
- 蓋明等礮砲隊を哨戰せしむ、陳愚衷全州の敗を提督に報じ韓兵の節制無く事に益無きを述ぶ、輿地勝覽に依る  
當時の全州城、 ..... 三三八
- (31) 碧波亭下の水戰 (日軍の敗戦) ..... 三三九
- 惟だ忠義に死するを得ば死も亦餘榮あり、日軍の糧餉盡かす、舜臣避亂船を按排して疑兵を爲す、日軍の  
大敗、 ..... 三三九
- (32) 稷山の戰 (黒田長政の苦戦) ..... 三四二

京城震駭す、藤堂高虎稷山の水塞に迫る、小勢を以て大勢を追撃するは兵法に非ず  
蔚山城の戦(加藤清正の籠城)……………三四五

明の三十三將と韓の七將、明兵幸長を以て清正と爲す、募兵を以て大軍と戦ふ、李芳春解生身を以て遁る、城兵  
急を清正に告げんとす、清山蔚山に向ふ、明軍蔚山の汲道を絶つ、城中の慘名狀す可からず、清正蔚山の急を小  
早川秀秋に告ぐ、明軍日軍の援兵に恐れ京城に退かん、在韓日軍の興廢此一戦に在り、東國輿地勝覽に依  
る當時の蔚山城、

(34) 明國の第三次援軍……………三三三  
水師提督陳璘、萬世徳を經理と爲す、遼河以東を奪取し舊土を恢復せん、明軍兵を進む、明軍二十萬陸路  
南下す

(35) 泗川新塞の戦(島津義弘其子忠恒の奮戦)……………三五六  
鄂國安捕へられて日本の陣中に在り、義弘頭を掉て馳かす、蕪一元意甚だ義弘を輕んず、明軍大に敗れ  
走る

(36) 海陸順天の戦(明の水師提督陳璘及都督劉綎李舜臣の大敗戦)……………三五九  
明將劉綎小西行長を順天に攻む、劉綎欺て行長を獲んとす、陳璘李舜臣聯合して順天を攻む、日軍決死の士  
舜臣を圍む、劉綎退却す、明兵手を束ねて活きんことを乞ふ、陳璘怒て劉綎が帥字の旗を裂く、秀吉伏見に  
葬す

(37) 露梁の戦(李舜臣の戦死、日本軍の引揚)……………三六三  
行長國に還らん、兵は血塗らざるを貴ぶ、宗義智兵船を敗拾し載せて去る、行長は陳璘を圍み殆ん、之を  
獲んとす、李舜臣の戦死

(38) 露梁廟碑 (竊録李舜臣の眠れる處)……………三六七  
李舜臣此碑下に眠る、碑文、李舜臣小傳、死せる諸葛活ける仲達を走らす、誰れか李舜臣の英靈を弔ふ者あ  
りや

〔六〕 壬辰役と三大廟 關帝廟……………宣武祠……………武烈祠……………三七二

〔七〕 宣祖政事紀年……………三七九  
大妃政を還へす、備先録を撰す、李滉を召す、胡人を驅逐す、聖學十圖を上る、東湖問答を進む、嶺南大に繼ゆ、  
李退溪、王鶴田に耕へし王妃親覽す、李汝慶朋黨の弊を論ず、大司諫奇大升卒す、奏請使を明に遣はす、鴨綠江に  
堡を設く、李珥上疏して時弊を論ず、鄒約の法を倣む、王親ら卒哭祭を行ふ、聖學輯要、奏請使黃琳京師より還る、  
君は仁に臣は直なる者也、李珥上疏して朋黨の害を論ず、白仁傑卒す、李珥學校提調を進む、蕃胡風を作す、藩胡  
皆叛く、邊戍の將士を優遇するの策を講ず、胡人叛亂すること半年、兩司李珥を排斥す、李珥病を稱して罷めんと請  
ふ、黨に死するを知て殿下有るを知らず、英國船の漂渡、李栗谷卒す、日本の國使來る、壬辰亂の發端、李滉を遣  
はし叛胡を討たしむ、會典の宗系改まる、日本國使宗義智來る、朝鮮の島嶼此に始まる、鄭汝立謀叛し誅に伏す、明  
帝より改修會典全部を頒つ、趙憲を放つ、通信使を日本に遣はす、二使の豊臣秀吉親、日本の征韓、日軍大舉來り  
侵す、宗義智を遣はし通市を請ふ、明の兵撤回す、功臣を殺す、柳永慶の專横、探銀の請を許さず、楊智正來つて  
通信を請ふ、戰時功臣を分つて三等と爲す、忽刺温入寇す、王子臨海君の横恣、徳川家康使を遣はし、和を求む、  
宗義智犯陵の二賊を縛送して和議成る、徳川時代朝鮮來聘の始め、朝鮮の國書、秀忠朝鮮に和を許す、宣祖崩し光  
海君立つ、柳永慶を哀す、臨海君を哀す

〔八〕 世宗より宣祖に至る著書……………三九九



李朝十五世 光海君の朝

〔一〕 光海君政事紀年

歲船貿易條例、博士金直哉等を殺す、士人権釋を殺す、遷都を請ふ者あり、延興府院君を殺し永昌大君を置す、李爾瞻の陰謀、大妃を西宮に幽す、七臣を田里に放逐す、李德馨食はすして卒す、永昌大君を燒殺す、大妃を宮中に幽す、李元翼謀めて流竄せらる、上疏して王の不孝の非を極言す、綾昌君を殺す、宮役類々民之に苦む、廢廟を上疏する者日に多し、母を廢するの可否を百官に問ふ、竟に大妃を廢す、許筠誅せらる、清太祖滿州に興起す、朝鮮國書を德川氏に致し大坂の職定を買す、德川氏辭を卑ふして朝鮮と通す、

〔二〕 清太祖滿州より起て明を攻む

壬辰の役には明國全力を擧て朝鮮を擧ぐ、姜弘立金景瑞等清太祖に降る、光海君大に懼れ陳奏使を明に遣はす、明國遊擊毛文龍王妃柳氏上疏して明國を擧ぐ可きを論ず、太祖書を寄せて恐喝す、

李朝十六世 仁祖の朝

〔一〕 宮廷の變亂

光海君廢せらる  
慶陽君慨然として涙下る、然らば何を以て宮室を燒くや、嗣君庭に入り大哭す、光海君を江華島に世子を喬桐に置す、平安監司會澤恭肅、

〔二〕 平安兵使李适叛す

副將は歸化日本兵  
李适勳功行賞に不平、時適适に同情す、李貴と金漢は王の面前に争ふ、先鋒は歸化日本兵、官軍大に敗る、歸化日本兵の將徐牙之、王公州に擧進す、興安君李适に投降す、先づ北嶽山に據る者は勝つ、李适斬殺せられ興安君殺せ

らる

〔三〕 朝鮮の守備

南漢山の築城  
朝鮮は内政紊れ盡く公の妾子を殺せり、毛文龍根島に陣す、袁崇煥兵を用ゆる神の如し、南漢山に築城す

〔四〕 清軍の東征

仁祖江華島に蒙虜す  
清太祖は成敗を觀望する朝鮮を征するに決す、清軍義州に迫る、朝野震駭す、王兵を江華に避く、將三事を以て和を屬かす、仁祖和を請ふ、京城の諸庫焚蕩す、仁祖清使と相捍の禮を行ふ、盟壇を築きて盟約す、清國の誓文、明國大監朝鮮の兵を被むれる實情を探る、

〔五〕 德川氏朝鮮援兵の交渉と日本の文化

明及朝鮮は清太祖の一剑に亡びんぞす、德川家光義氣を發して朝鮮を授げんぞす、朝鮮は援軍を願はず之を清太祖に密告せんぞす、滿胡の勃興は一時大陸文化を閉息せしむ、大陸の文化は日本に吸收せらる、日本の文化は駭々として獨り進歩す

〔六〕 清主太宗親ら朝鮮を征す

明軍の顔色生氣無し、清軍北京に迫らんぞす、清太祖は朝鮮の使を拒絶す、清使を斬り其首を函にして明帝に奏聞せん、清使關を破つて出で走る、議論百出、清賊は父母の讐也、清太宗朝鮮の譯官を引見す、冗論百出暮々たるは儒臣筆を揮つて外寇を却く可けんや、事急なり如何せんぞする乎、清將崔鳴吉を叱す、我は乃ち偽りの大臣、世子を送らすんば斷じて和を許さず、予孤城に在りて急迫也、士氣沮喪、國命の斷亡且夕に迫る、朝鮮の國書、清太宗の答書、朝鮮の國書(其二)清太宗の答書(其二)城を枕に深く散らば死して尙餘光有る可し、斥和の人を縛送せんぞ請ふ、出城節日を講定す、清太宗の書、爾が國狡猾邪智に長ず、歲貢節日、滿城哭送す、王は險境に地坐す、清兵の奪、清軍京城を無退す、朝鮮は明白に清國の屬國と爲れり、清國戰勝碑を三田渡に立つ、

〔七〕 文献の湮滅と史傳修撰……………四五一  
人物の輩出と實業の發達、文物蕩然地を拂へり、極東孤立の文化、大提學李植の上朝、野史家傳の書撰滅、編纂局  
文運恢復せん

〔八〕 仁祖政事紀年……………四五四  
僧尼の城に入るを禁ず、廢世子に死を賜ふ、光海君上る所の辱號、風俗を勵ませ、大明律大典前後續錄、臣の憂ふ  
る所は朝廷に在り、卿等心して人才を薦めよ、濟州の馬を軍用に獻納せしむ、柳光立等逆を謀つて誅せらる、馬政  
を振興す、閱兵式を行ふ、春秋に母を嘗とするの義無し、銀砲の傳來西洋文明の書器器械來る、城を白馬山に築く、  
父の讐を復するは萬古經常の義、常平糶を罷む、王南漢山城を出づ、烏嶺の東に築城せん、江華の史、治平  
十六策を獻す、日光淨界、柳滯等反を謀り誅に伏す、仁祖薨し世子位に即く、

李朝十七世 孝宗の朝……………四六八  
〔一〕 孝宗清國征伐の雄圖破る 孝宗の豪邁、清國征伐の意を宋時烈に洩らす、清使の訊問、大  
國を欺罔する罪輕からず、孝宗問責の嚴正を憂ふ、千金と美女とを傾覆より免かる

〔二〕 孝宗政事紀年……………四七一  
水車の制を定む、金自點逆を謀り誅に伏す、四洋曆を行ふ、徳川家康の廟に賜祭せん、ことを請ふ、五修將を三道に  
設置す、始めて錢を行ふ、京城に通用す、翼輝冠哀龍袍、服制の變遷、行錢法を罷む、童蒙教育、各書院に賜額す、  
孝宗崩し顯宗位に即く

〔三〕 貨幣鑄造……………四七八

李朝十八世 顯宗の朝……………四八一  
楮幣を作らしむ、常平通寶、唐錢十五萬を購ふ、貨幣鑄造の發達、錢錢と包含分景

〔一〕 服喪禮の大論争……………東西兩黨の軋轢  
禮喪の内容と黨争の狀態、願はくば時王の制禮を聞かん、國の大喪は事重く禮嚴なり、喪禮は宜しく先祖に従ふ可  
き也宋時烈郷里に歸る、

〔二〕 顯宗政事紀年……………四八六  
色穀二千石を賑ふ、兩尼院を罷む、礦産を産する地多し、佛像汗を出す、量田法を京畿に行ふ、金羅道に大同法を  
行ふ、咸鏡道に木綿種を殖す、千餘人合疏して宋時烈を極論す、明人濟州に漂流す、活字を鋳る、同姓を娶らざるを  
以て法と爲さん、訓練別隊を設く、棄兒收容法を立つ、顯宗崩じ肅宗位に即く、

李朝十九世 肅宗の朝……………四九二  
〔一〕 肅宗遍舟の圖に題して君道を論ず  
滄波萬頃に遍舟一葉の浮べる圖、治國の道五有り、駕を枉けて三たび時、賢士の出と不出は人君の誠と不誠に在  
り、金玉は實に非ず良臣を實と爲す、肅宗清鑑に逆行す老耄無爲の一小邦、

〔二〕 崔錫鼎上疏して宋時烈を救ふ……………四九六  
南人猛烈に宋時烈を排斥す、宋時烈遠竄せらる、天下の至冤、宋時烈陳疏して故山に歸臥す、

〔三〕 南人の跋扈と陰謀露顯……………四九八  
年少浮薄の儒生、肅宗の多病なるを見て窺覷の心を抱く、庚申の大亂陸、

〔四〕宋時烈(尤菴)の入城

肅宗屢々宋時烈を召せども出でず、王更に宋時烈を諭す、宋時烈の入京、

四九九

〔五〕肅宗と宋時烈の問答

殿下は今何の書を講ぜらる乎、百里を行く者は九十里を争ばざる、祖宗の基業生民の休戚、宋時烈の言は詳々として王者の鑑戒

五〇一

〔六〕宋時烈の大極論

大極の動靜有るは天命の流行、陽變して陰合す、二氣交感して萬物を化生す、人物の生るゝ大極の道に非るは莫し、君子は大極を修し小人は大極に悖る、天陽は夫道也地陰は母道也、天下の人は皆天地の子也、天地の父母たる所以、

五〇三

〔七〕老論少論の分黨

肅宗朋黨の弊を見て諸臣を諭す、肅宗の諭告は號理整然、宋時烈は肅宗の優遇に感激す、老少の私闘は遂に國を誤る

五一〇

〔八〕肅宗後宮の紊亂と廢妃問題

肅宗張氏を愛す、東平君張氏に接近す、人情安んぞ疑はざるを得んや、國家法吏を置くも何をか用ひん、宋時烈上疏して極諫す、四人の勢力失墜、王妃閔氏を廢し張氏を冊して王妃と爲す、宗時烈に死を賜ふ、一代の賢儒肅宗に誤まらる、肅宗漸く東平君の不善を知る、肅宗廢后を悔ひ南人の跋扈を怒る、

五一二

〔九〕觀察使權修關防の利害を論ず

敵を禦くの要害に非ず、十萬の師も其業を用ゆるに所無し、塞塔及塞南の要害板轄に次ぐの要害、關防の要は木道

五一七

に如かず、國の爲めに深遠の慮、軍備は撤廢同義、

〔一〇〕肅宗哀痛の教諭を八道に下す

天變地異、嗚呼將に之を如何せん哉、祖宗の政を爲す仁義を主と爲す、此門極を致すは予の否極に依る、予が日夜に痛心して流涕する所のもの也、吾が民を保つ能はずして此哀痛の辭を發す、

五二一

〔一一〕宋尤菴の人物と其著書

宋學の蘊蓄當代に冠絶す、盛んに尊明排清を鼓吹す、清國久しく朝鮮の體柔に腐心せし理由、肅宗宋尤菴を激賞す、儒者としての禮度、非命に死す、尤菴の學問の蘊蓄は李退溪に一步を摩す、

五二六

〔一二〕日鮮朱學の融合……李退溪と宋時烈

日本の漢籍は百濟より傳播せり、東方朱學の 鎮、李退溪は學窮的にして宋尤菴は大なる天才、李退溪の學は肥後肥前の 藩に生長す、程朱の學が日本の武士道と融合す、水戸學派は明の直系、宋尤菴の學は林羅山に依りて徳川幕府に採用せらる、李退溪の學と明治天皇、朱學の精神是と洋學の物質是、

五二九

〔一三〕白頭山定界論……清使の專斷

國家疆域の大問題、清使穆克登、朝鮮の有司清使の威喝に喫怯、近代の史家張子淵、朝鮮の有司慷慨嗚呼怒髮冠を衝かんぞと、命令的強制の分界、

五三二

〔一四〕日本人居留地館と徳川氏朝鮮聘問の改禮

日鮮通商貿易は一時杜絶、日本人民居留地館、禁榜條文、徳川家宣朝鮮聘問の禮を改む、

五三六

〔一五〕肅宗政事紀年

時早するを以て兩を斬る、李滉の安東書院に賜額、天下の至寃、南九萬上疎す、成三問等六臣の詞を立て官を復す、

五三八

國に三年の蓄へ無くんば國を爲さず、嗔行御史を各邑に分遣す、鄭夢周の子孫、吳始壽に死を賜ふ、宋時烈を諡す、韓文公等三人の祠を建てんを欲す、平道に二鎮を設く、民力盡き國計盡く、宋時烈に優給す、天主教宣教師始めて朝鮮に入る、王振氏を寵す、張氏の寵後を傾く、宗社の大計は多辨に非ず、成二郡等六臣の墓を祭り官を復す、晉の武帝唐の玄宗は凡主に過ぎず、王親ら集禮の序文を製す、國の政を爲すは民を愛するを大と爲す、首陽山伯夷廟の號を定む、明の神宗皇帝の享祭を行ふ、老人宴を景福宮に行ふ、北漢山に修築す、君臣の服制を定む、壬辰賊亡の將を祭る、斗斛を鑄て八道に頒つ、肅宗崩し景宗位に即く、庶民白衣して三年の喪に服す、

李朝二十世 景宗の朝 ..... 五七二

△景宗政事紀年 趙文命朋黨の弊を論す、延訪君を冊して王世弟と爲す、結綬を罷めんことを請ふ、國家の安危此一舉に在り、壬寅の土禍、景宗崩し英祖位に即く、

李朝二十一世 英祖の朝 ..... 五七八

〔一〕四忠祠（漢江の對岸鷺梁津に在り）

老論小論再び擡頭す、四大臣の冤雪冤に非ずして報復也、四忠臣に諡す、

〔二〕英祖政事紀年 ..... 五八〇

朋黨の弊、歷歷の刑を除かしむ、李麟佐兵を擧て叛す、李麟佐大元帥と稱す、實事求是、白頭山の築城を張す、堰堤の政に注意す、渾天儀を修造す、明史中朝鮮記の誤謬を訂正す、格刑を除く、鬱陵島に徵稅す、白衣を禁す、銅刑の具を焚かしむ、戰船を創造す、祭服の制を定む、續五禮儀成る、紋綬を清國より買ふを禁す、初めて會計法を行ふ、均徭法を行ふ、爲將必覽、海西の妖女生佛と稱す、周は何を以て文を貴ぶ乎、八道の人口戸數、文獻備考成

る 測雨器を頒つ 申開鼓を設け民冤を聞く 即位五十年 英祖崩じ正祖位に即く

李朝二十二世 正祖の朝 ..... 六〇〇

〔一〕李朝文運の盛期……編著の獎勵 龍の王を祀きて殿に入ると夢む、天の東國に英物を下せる也、英祖の聰明、英宗實錄成る、國運の除替を見る能はずして幾す

〔二〕正祖政事紀年 ..... 六〇四

洪相範等逆を謀り誅に伏す、欽恤典則成る、宋時烈の碑に御筆を下す、大學の十彬々、西北人を任用す、日得邊を輯す、各道儀禮大典編成る、清國より書籍を購入するを禁す、關王廟に樂を用ゆる此に始まる、水使統御使を舊制に復す、御定武藝圖譜成る、壯勇營を設く、天主教漸く熾ん也、監印を鑄造所と改む、高麗の忠臣に諡を賜ふ、

李朝二十三世 純祖の朝 ..... 六一五

〔一〕純祖の君道篇と刑獄論 治國の策無かる可からず、君道篇、刑獄論、罪の疑はしきは惟れ輕くす、

〔二〕純祖政事紀年 ..... 六一九

天主教に激蔓し教徒不軌を謀りて洋艦を迎へんとす、君子小人の分は固より辨し難し、購書之禁を解く、關西の土寇洪貴來、定州賊亡將士記蹟碑、諸道大に饑り、湖西大水す、皇清通考の改刊を清國に請ふ、歷代治亂の國、追尊して王と爲し文祖と號す、英國船來り通商を請ふ、純祖崩じ憲宗位に即く、

李朝二十四世 憲宗の朝 ..... 六三〇

〔一〕李朝の王氣全く衰ふ 王宮の裏面は容易ならざる状態、憲宗は婦女を近づけ長夜の飲を爲す、

王后は鄭元容の讒を容る、學に資らざれば天下を經理する能はず

〔二〕憲宗政事紀年

納稅亂徴の弊を戒防す、天主教を申禁し傳道使を斬る、學問を爲すの節度、國の膏宿にして人の上瑞也、楊州の牧場封標を認む、憲宗薨す、 六三三

李朝二十五世 哲宗の朝

六三七

〔一〕大妃諺書を下して新王を戒む 寅永等號泣して奏す、全溪大院君、古への帝王は民間

に生長す妃人は書を讀まざれば故事に暗し、大妃の訓戒に負く勿れ、大妃内に戒め、儒臣講學に激勵す、李太祖の基業滅亡に近づく、

〔二〕李朝文運の衰微と世界の趨勢

印度宮殿の廢墟、支那萬里の長城、三韓新羅の遺跡、唯我獨尊の人物、自由思想の發達、孔孟の教育法、東西文明の背馳、佛法の迷信と黨派の軋轉、平民の歴史は地を拂へり、内憂外患李朝の王宮を圍繞す、 六四一

〔三〕哲宗政事紀年

姜繼遇十條を陳疏す、王道の行ひ易き未だ我國の如きものあらず、活字鑄造所火く、近奉官は民事を以て一言を爲さず、 六四五

李朝の音楽

六五〇

三絃三竹の音楽、朴堧音楽の蘊奥を極む、金石管絃温々洋洋々、

〔一〕八音

六五一

君子は鐘磬を聴けば武臣を思ふ 土音正しければ人寛厚を思ふ、

〔二〕周官三宮

六五三

樂九變すれば人鬼も禮す可し、中呂の上に黄鍾を生じ黄鍾の下に林鍾を生ず、樂書

〔三〕樂制

六五五

宗廟樂儀○社稷樂○風雲雷雨樂○先農樂 死靈樂 雲祀○文宣王樂○宗廟樂○文昭殿延恩殿照敬殿樂○親耕籍田樂○大射禮樂○親蠶樂○耆英會○國王宴使臣樂 國王宴宗親兄弟樂○國王宴群臣樂○國王遣本國使臣樂○國勢王本國使臣樂、國王遣將臣樂○視朝唐樂○大射樂○議政府晏中朝使臣樂○議政府饗本國將臣樂○議政府勞將臣樂 一品以下大夫士公宴樂

〔四〕俗樂

六六四

金石○受寶錄○觀天庭○受明命○荷皇恩○賀聖明○聖澤

李太王以前の官制大要

六六八

(宗親府)議政府▲義興三軍府▲中樞府▲敦寧府▲儀賓府▲義禁府

吏曹 戶曹 禮曹 兵曹 刑曹 工曹

▲漢城府▲司憲府▲司諫院▲館閣(經筵廳 奎章閣 校書館 弘文館 藝文館 春秋館 承文館)

成均館)▲諸司(宣惠廳 均役廳 濬川司 忠翊府 司喪院 內醫院 尙衣院 掌樂院 司譯院)

通禮院 掌禮院 濟生院 宗簿寺 附宗學 奉常寺 司僕司 內奏寺 內膳寺 司導寺

禮賓寺 司膳寺 內府寺 觀象監 軍資監 濟用監 繕工監 廣興倉 養備寮 織造倉  
長興庫 義盈庫 其他)

(武官)五衛都總府 五衛 空閑衛 儀仗庫) ○諸使(御史 敬養官 都監)

一、地方官.....文官

留守 觀察使 府尹 大都護府使 牧使 郡守 察訪 教授 訓導

二、地方官.....武官

統制使 防禦使 陸軍統制使 沿海總制使 兵馬節度使 水軍節度使 鎮營將兼討捕使 節制使

李朝の刑法と陸軍法律

六九八

〔一〕 刑法.....管二十、管三十、管四十、管五十、管六十、杖七十、杖八十、杖九十、杖一百、杖六十  
十徒一年、杖七十徒一年半、杖八十徒二年、杖九十徒二年半、杖一百徒三年、杖一百流二千里、杖一百流二千五百  
里、杖一百流三千里、杖一百遷徙、杖一百充軍、杖一百邊遠充軍、杖一百水軍充軍、徒配杖一百定配、年を限る勿  
く定配、杖一百遠地分配、極邊定配、杖 百絶島に定配、減死定配、爲奴、一律、梟首、絞時を待つ、絞、時を待  
たず、斬、時を待つ、斬、時を待たず、凌遲處死、坐贓、下枉注贓、竊盜贓、枉法贓、常人、倉庫の竊取を盜む、  
監守自盜 計贓

〔二〕 陸軍法律.....結黨亂律、命令違抗の律、辱職律、失誤軍機律、殺傷律、規避律、詐偽律

李朝二十六世 李太王(前韓國)の朝..... 七二六

〔一〕 王位の繼承と大院君攝政

亂世の狀態、西力東漸、大妃慶内より諺教を出す 金族黨と大院君

〔二〕 大院君第一次攝政時代

(1) 朝臣の黜陟と黨派の壓迫 ..... 七一九  
大院君の人材登用、黜陟後の内閣員、朋黨の根元たる書院の撤廢、儒生は大院君を奉の始末に比す、

(2) 景福宮の重建 人心惻々聲響々々

(3) 露國の國書を却く 露國修交を求む、廷臣と天主教、異教禁制、

(4) 天主教徒の虚殺と佛國艦隊の來寇 ..... 七二四  
死屍山を成し、碧血海を填む、佛國水師提督ローゼー、遠征の失敗

(5) 佛國艦隊の第二來寇 佛軍江華を抜く、文殊山城の戰佛軍敗走す

(6) 攘夷主義の確立 國民の不幸、八道陸然虛衷に傾く

(7) 米國艦隊の遠征 魚在淵奮興して死す、米國艦隊の退去

(8) 閔王妃と李尙宮 ..... 七三一  
 王妃閔氏の冊立、李太王は李尙宮を愛して完和君を生む、王妃は失望せずして體書に耽る、大院君深く完和君を愛す、李尙宮と完和君の逝去、

(9) 政權王妃黨に歸す ..... 七三六  
 (崔益鉉の大院君排斥上疏文) (大院君怒て徳山に退隱す)  
 王妃激して大院君を除かんこと、大院君切齒して曰く此婦尋常の者に非ず、崔益鉉は大院君の鎖國政策に反對す、崔益鉉の上疏文、大院君怒て楊州の別荘に退隱す、

(10) 日本朝廷の征韓論と非征韓論 ..... 七三八  
 日本政府の對韓交渉、朝鮮政府の暴慢、佐田直寛征韓論を主張す、日本外務大丞花房義實、日本の朝野騒然、日本帝國の二英雄と幾多の豪傑を失ふ、

(三) 大院君第二次攝政時代 ..... 七三八  
 (1) 儒生の上疏と大院君還宮 ..... 七三八  
 大院君黨の策士、儒生の上疏と大院君の答書、大院君再び政權を執る、

(2) 永宗島事件 (日本海軍永宗島を陥る) ..... 七四二  
 朝鮮は清國の屬邦に非ず、日韓修交條規、

(3) 李鴻章大院君に訓告す ..... 七四二  
 李鴻章の訓告文、大院君復た日本との修交を非議せず

(4) 紳士政客の日本視察 ..... 七四四  
 日韓の交際益々親密、庶民は大院君の執權を悦べり、

(5) 壬午の變 ..... 七四五  
 亂軍一呼衆怒激起、李太王殞然、大院君は王妃を死せりと爲し國喪を發布す、清國北洋艦隊を朝鮮に送る、水師提督丁汝昌、陸師吳長慶、花房公使赫として色を作す、

(四) 閔王妃得意時代 ..... 七五〇  
 (1) 李鴻章は大院君を保定府に幽す ..... 七五〇  
 閔族黨の開國政策、議政府、六曹衙門、武辨、内衙門、外衙門、警察、

(2) 甲申の亂 ..... 七五二  
 金玉均等の獨立黨、刺客閔泳湖を刺す、獨立黨上命と詐つて事大黨の大臣を屠殺す、日清兵の小衝突、洪英植、朴泳教等せらる、朴泳孝金玉均等の亡命、閔族内閣、竹添公使の失計、全權大使井上馨、天津條約成る、日本勢力朝鮮を去る

(3) 英國巨文島を占領す ..... 七五八  
 露國と通商す、英國巨文島を占領す、巨文島事件の紛擾、英國巨文島を放棄す、

(4) 大院君の歸國 ..... 七五九  
 李鴻章大院君を尊重す、大院君曰く余は中國の罪囚也、一國の攝政王を強力の下に關閉するは不穩當、閔族は露國の強大を利用せんを策せり、駐韓公使草貝、深く清國の干渉を憂慮す、袁世凱と王室の疎隔、

(5) 刺客洪鍾宇 ..... 七六一

日本に滞留して觀風察俗、蓬頭垢面巴里の市街を徘徊す、俸の爲めに一乘を授け賜へ、日本と佛國に於て苦學す

(6) 洪鍾宇の朝鮮條約改正論

朝鮮の不幸は各國の不幸、京城は通商の地に非ず、民恒産を失へば恒心を失ふ、雜居する者は日清兩國の商民、西勢の東壓は滔々として山河を濫濫す、口密腹劍の露國、一都の權を收めて全國の人心を失ふ、兩國漁民の紛争、固陋の意見素より取るに足らず、李太王は洪鍾宇を召さる

七六六

(7) 洪鍾宇の金玉均殺害事件

修信使金玉均の引渡を要求す、李逸植と閔泳韶、洪鍾宇は購略あり、英雄黃土を爲り美人白骨を爲る、六支の極刑、英雄の末路、刺客洪鍾宇は平理院裁判長を爲る

七七三

(8) 東學黨と大院君

東學黨と崔濟愚、李太王の宣諭文、東學黨は袁世凱と大院君の密約に依り教唆せらる

七七七

(9) 日清戦争と大院君

大島公使京城に進軍す、日本の要求、老人亭會談、四箇條、袁世凱歸國す

七七九

(五) 大院君第三次の攝政時代

(1) 大院君の執權と改革

老練の英姿、閔族の流竄と失權、軍國機務所

七八三

(2) 朴泳孝歸國し上疏して冤を鳴らす

七八五

(3) 大院君の追憶と井上公使の改革案

七八七

(六) 王妃の權勢回復時代

(4) 朝鮮獨立と其宣告文

韓廷は开上の手腕に注目す、大院君は飄然として靈觀宮の養果に歸り去れり、改革條目、井上公使朴泳孝を擁護す、金宏集内閣

七九〇

(1) 陰謀事件と李垞鎔の捕縛

大院君の孫李垞鎔を世子と爲さんと策す、金鶴羽を刺殺す、李垞鎔外國に遁れんとす、警務使李垞鎔を捕ふ

七九三

(2) 法官會議と公判

朴泳孝等は嚴刑論を主張す

七九七

(3) 裁判宣告書

被告の姓名、大院君の一派を粉砕して生氣無からしめんとす、井上公使刑罰の嚴酷を朴泳孝に忠告す

七九八

(4) 閔妃と朴泳孝

朴泳孝王妃を監視す、王妃巧みに朴泳孝を操縦す、朴泳孝の放言

八〇六

(5) 黨派の状態

▲事大黨 ▲時流派 ▲大院君派 ▲中立派

八〇九

(6) 黨派の大衝突

八一



朝鮮人民の不幸、趙義淵の罪狀、趙義淵と朴泳孝確執の原因、趙義淵を陥れて軍部の實權を握る、朴泳孝は署理内閣總理大臣と爲る、朴定陽内閣、趙義淵事件より朴泳孝を誹議する者多し、

(7) 黨派の變遷 ..... 八一八

朴泳孝魚允中前後して井上公使を訪ふ、魚允中山林に隱退せんことを、魚允中金安集の失望、王妃の術策は適中せり、余は朴泳孝の心術を憐れむ、日本の壯漢朴泳孝を刺さんことを、

(8) 貞洞俱樂部 ..... 八二二

王妃の政界に依りて日本勢力は漸次排斥せらる、英語派と日本語派、外交と政治の相場所、

(9) 閔妃朴泳孝を排斥す

朴泳孝の勢力突騰、閔族王室に接近す、朴泳孝陰謀事件、王妃は朴泳孝を屠らんことを、朴泳孝洋裝して日本に還る、

(10) 李竣鎔の特赦 ..... 八二九

形容枯槁此世の人に非るが如し、天下の政道を紊る極まれり、嗚呼司法の權誰人が能く之を振らん、

〔七〕二英雄の寂滅時代

(1) 宮廷政治の大變革 親露派李範賢、井上公使歸國し三浦公使來る、 ..... 八三一

(2) 乙未の變

秋風殘月豈感慨無からんや、改革政治は失敗、大院君を推して事を舉げんとす、大院君の決心、大院君内閣の光榮、閔妃殺害せられ血痕殿床に狼藉、各國公使三浦公使を詰る、 ..... 八三一

(3) 内閣の交迭

王妃を貶して續々爲し國喪を發せず、老練の器局小なる哉、余は王妃の最後に一滴同情の涙を禁ずる能はず、昌德德壽の二宮を侮辱するに過ぎず、 ..... 八三八

(4) 侍衛隊の變及斷髮令

大陽曆を用ひ建陽の改元す、斷髮令、李道宰上疏して斷髮の不可を論ず、 ..... 八三九

(5) 李竣鎔の亡命

李竣鎔日本に亡命す、大院君は愛孫の保護を日本政治家に托せり、天下の野心を遂行するの時機は既に去れり、 ..... 八四二

〔八〕韓政界の推移と日露對抗時代

三浦公使以下退韓せられ廣島の獄に禁錮せらる、日本政府の狼狽、皇帝及太子を露館に嚴留す、露人露陵嶋の村木伐採權を得、米人雲山金礦の探採權を得、佛人京義鐵道敷設權を得、日本公使小村壽太郎歸國し原敬之に代る、第一回の日露協同、日本公使原敬歸國し加藤増雄之に代る、露國公使ウエメル歸國しスピール之に代る、光武と改元し國號を改め大韓と云ふ、日本公使加藤増雄歸國し林權助之に代る、大院君の隱退大院君薨す親露金炳始内閣、日本人京釜鐵道敷設權を得、朴泳孝派の爆彈事件、露國馬山浦を租借す、北清事件と朝鮮、日英同盟と露佛同盟、第一銀行券發行、露國龍岩浦を租借す、日本政府露國に反省を促がす、 ..... 八四三

〔九〕日露戦争と戦後の形勢

列國の保護兵京城に入る、日露開戦、井上中將十二師團の兵を率ひて京城に入る、露國公使及露兵の退韓、日露議定書、伊藤博文慰問使として京城に入る、李址磐報聘大使として日本に派遣せらる、日露協約、長谷川好道韓國駐劄軍司令官として來る、京釜鐵道の全通、旅順の陥落、露國艦隊の全滅、日露和議成る、警務顧問、財政顧問、日 ..... 八五七

韓新協約、開泳煥の自殺、趙秉世等の自殺、朴齊純内閣、

〔一〇〕日本の保護政治時代……………八五六

(1) 統監府の設置……………八五六  
在外韓國公使館の撤廃、京城駐在各國公使館の撤退、開宗植植益鼓舞を作す、宮中戒嚴、行政改革、漢城政界の暗闘、李完用内閣、

(2) 朴泳孝と一進會總裁問題……………八七一  
日本の志士朴泳孝の懸隔歸國に同情す、宋秉世の任快然然として之を詰す、朴泳孝の歸國、伊藤統監は朴泳孝歸國の理由を訊問せしむ、朴泳孝宮内大臣と爲る、

(3) 海牙密使事件……………八七六  
前議政府總務李相禹、前平理院總理事李備、前露國公使館書記官李璋鍾、西にウキルヘルム東に李太王、密使日本を中傷す、密使の失敗と韓廷の狼狽、密使事件と宮廷の二論、

(4) 李太王(韓皇)の讓位願末……………八八〇  
内閣會議と御前會議、宋秉世の直論、國民は陛下の請求に堪へ兼ねて譲位の苦を嘗めつゝあり、韓末硬骨の大朝鮮臣として君に讓位を迫るは開國以來未だ聞かざる所、卿等は必監の使職を受けて朕を賣らんと欲するが、朕をのみ賣むるは人臣の禮を失す、讓位反對派の暴舉、讓位の公表朴泳孝の陰謀讓位反對派李完用邸を燒く、

(5) 貨幣制度の確立……………八八九  
鑄錢官、幣東運賣、異國局を置く、貨幣の種類と量目、中央銀行條例と兌換金券條例、金本位貨、財政善處、

李朝二十七世 李王(前韓皇)の朝……………八九二

朴泳孝李道亨等逮捕せらる、李允用宮内大臣と爲り閔丙寅侍從院卿と爲る、

〔一〕英雄朴泳孝の晩年……………八九四  
人各々其國の爲めにす、當年の鎭陵尉老ひたる乎、朴泳孝濟州島に流配さる、山地の晩潮に俗屬を洗ひ漢擊の山月に野心を照破す

〔二〕一進會と大韓協會……………八九六

〔三〕日韓協約と軍隊解散……………八九九  
軍隊解散と京城各官署及各隊、地方駐在各儀衛隊

〔四〕日韓皇室の親交……………九〇四  
陸照と改元す、統監府官制、日本人次官、太子大御伊藤博久、太子の日本遊學、李允用宋秉世の陪從、閔丙寅宮内大臣と爲る、

〔五〕宮中肅清……………九〇八  
陰謀密策宮廷を圍繞す、宮中の費財と閔族の私腹、宮中政令の旗兩班庶民、庶民暴民請求に泣く、小宮の老手と井上の暗略

〔六〕暴徒蜂起……………九一二  
施設改善の進歩、暴徒蜂起、暴徒討伐機關の統一、暴徒の被害、内閣の小更迭

〔七〕日韓併合前の形勢……………九一四

間島問題の紛擾、韓人スチーブンを銃殺す、韓皇南四巡幸、日本政府露國より馬山浦 近の土地を買収す、伊藤博文統監を辭し曾根荒助之に代る、司法權の委任、軍部の廢止親衛府を置く、間島を清國の領土と定む、内閣の小更迭、伊藤博文暗殺せらる、日韓併合の上奏、李容九の合邦論、統監に上る書、上奏文、李總理に上る書、

〔八〕日韓併合と兩皇帝の詔勅……………九四一

兇漢李完用を刺す、寺内正毅統監と爲る、日韓併合條約、韓皇の日韓合併詔勅、朝鮮人李完用を誹謗す、日本皇帝の併合詔書、寺内統監の諭告、急劇の變更に成功を望むの途に非ず、

〔九〕李王家及懿親の優遇……………附臣民の取扱……………九五四

昌德宮李王、德壽宮李太王、皇族の禮遇、李王職官制、李王家の安泰、世爵を受る者七十六名、尙齒の恩典恩賜金、免稅、大赦を行ふ、朝鮮人文武官吏の任用、韓國を改め朝鮮と云ふ、朝鮮總督府を置く、

完結 李朝回顧史論……………九五九

李朝二十七世隆替五百餘年、儒教の教理實行を主張す、李太祖は開國經世の英雄なりき、一世の猛斷を以て黨派を壓迫す、嗚呼余は李朝の庶民を悲しむ、殘存せる者は王宮の堆麗と、陵の壯大、史家の大なる僻見、朝鮮民族性疲弊の原因、國家興亡の清鑒、李太王は弱國の英雄、波瀾重疊五百年、晚風景福宮を繞つて吹くのみ、

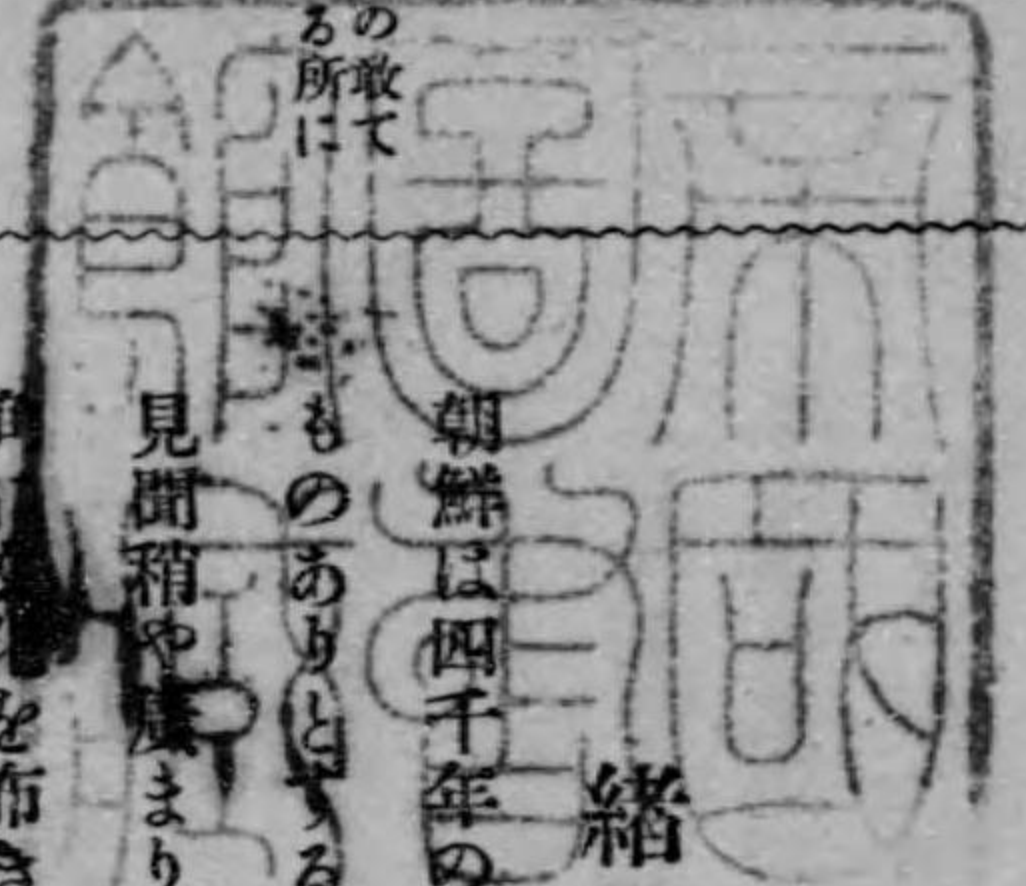
△李太王詩抄

# 李朝史大全目次終

# 李朝史大全

朝鮮研究會主幹 青柳南冥著

## 緒言 興亡史論



史論者の敢て  
關知する所に  
非ず

支那文明と朝  
鮮文明

朝鮮は四千年の舊邦と稱するも、歴史以前の社會は藐として釋ぬ可からず、假令釋ぬべきものありしとも、そは考古學者の勢力圈内にして、余輩史論者の敢て關知する所に非ず、見聞稍や廣まり、文物漸く明らかなるに至りしより、茲に二千年、中古より既に東洋の一角に文化を布きし點に於ては、眞に誇るに足るものありて存す、然れども朝鮮文明は支那文明の影響にして、其糟粕を舐めしに過ぎず、故に支那文明の衰弱するや、朝鮮文明は其進歩を阻碍せられて、非常なる保守主義に陥りたり、此時に當り、朝鮮は屢々革命の亂りて、屢々自由發達の機會を失ひ、治亂興亡幾變遷して、益々倦怠し益々衰弱せり。近世李朝に至りて、朝鮮人は口に小華を誇れども、文政の振はざるに夥だしく、文學美

緒言 興亡史論

文献の傳はる  
もの多し

生民の休戚を  
念頭に置かず

朝鮮文明を組  
織したる大原  
實

緒言 興亡史論

二

術工藝全く見る影もなく、文献の今日に傳はれるもの眞に寥々として、僅かに文献備考、歷代實錄其他二三の官撰著述を除いては、殆んど論ずるに足るもの無く、諸儒の遺著文集少なきに非ずと雖も、黨同異閥老小南北の軋轢は、惹て之を著述に及ぼし、互に曲筆舞文を逞ふして、其眞髓を捕捉するに苦むものあり、李朝五百年間勿論時としては、小英雄小學者出現して王者を輔佐し、政の任に當りて文政の振興を圖り、國勢の頹廢を防がんとせし者無きに非ずと雖も、眼光常に治者の集權に偏して、生民の休戚を念頭に置かず、朝鮮社會の全體を背負て經理するの大理想に乏しく、常に政争に没頭し、政敵を壓伏するに汲々たりしは、掩はんとして掩ふ能はざる事實なり、是れ李朝興亡の跡を討ぬる者の、等しく着眼す可き要點に非ずや。

李太祖は英邁なりき、然れども太祖は武斷の英雄にして、千軍萬馬の間に人心を收攬し、王朝を一拳に覆没して天下を領せしも、衰微せんとせし朝鮮文明を振興して、文化の制度を施かんことに努めず、却て朝鮮文明の先驅を爲し、之を組織したる大原實たりし佛教を遏制し、自活自發的に向はんとせし文明の進歩を阻斷せし結果、文學智識の具も從つて散

亂し、支那文明の衰微せば、直ちに其後を繼ぐべき資格を備へ居りたるに拘はらず、李朝の上世に於て既に土崩瓦解の情勢を示せり。

按ずるに朝鮮人は、李朝の初期に於て既に一種の卑屈心を醸生し、李朝の王室を仰ひて兩班に專擅の權を委し、庶民は甘んじて奴隷たるの觀を呈し來り、人民は極端に低頭して、自主自治の精神無く、平民の歴史は地を拂ひ、經國の業は獨り之を王者と小數兩班の階級に献上し、庶民の階級よりは人物斷じて出でざりき、文事衰へ武事精を見る能はざりしは、當然の論理と謂はざる可からず。

此くて李朝の庶民は、奮興の意氣全く消磨して惰弱に陥り、其弊風は懸て淫猥の俗に化し淫靡の俗は人心を腐敗せしめ、士魂地に落ちて英雄出でず、忠臣義士は腐敗の社會に産出し來らず、僅かに六臣の死を懼れずして警惕の聲を放ちしも、墮落せし李朝の國民的道徳は、滔々として防ぐに由なく、積弊馴致國命の危きこと累卵の如し、此國歩艱難の際に於て、兩班儒生は黨争に没頭し、六臣の變以來戊午の史禍、大尹小尹、東西分黨、南北兩立より、老論少論に至りて、其黨類は朝鮮全道の大半に蔓延し、儒林士林の住する所、私黨

平民の歴史は  
地を拂へり

士魂地に落ち  
て英雄出でず

老論少論の仇

緒言 興亡史論

四

を植へ遊客を收め、權利を擴張して人民を壓迫し、李朝の末世に至りては、老論少論の仇怨日に深く、互に逆名を加へて相容れず、其仇怨の及ぶ所遊士下僕に至り、更に其弊の極まる所兄弟叔姪の間に於て尙老論少論に分れたるものあり、之等一旦黨を分てば、心腹楚越と爲り、葛藤絶へず。

旗下八萬騎の末路

此時に當り歐洲文明の波濤は滔々として極東に襲來し、日本に於ては鎖國攘夷の國論大に沸騰して、三百年の徳川幕府は、憂國進取の志士に蹂躪せられ、旗下八萬騎の末路は、枯葉の疾風に捲かるる如く、維新の大革命は、開國進取に國論を統一せり、而して庶政の革新は疾風迅雷の如く、日進月歩、自治自發の徳教は新教育に依りて煥發し、明治天皇は親ら海内に號令して、日本國民の精神元氣を鼓吹せられ、遂に日本社會全面に亘りて、文明的發育を來らしめ、歐洲列強は刮目して日本の急進的奇異なる發展に驚愕せり。

一陣の旋風漢城の桃林を動かせり

一葦帯水の隣邦、東海の一孤島は、此く猛然として覺醒したり、此間に於て朝鮮獨り超然として、桃源の夢を貪らんと欲するも豈得ん哉、果然露國東侵の野心は豆滿江頭に顯はれて、一陣の旋風漢城の桃林を動かせり、是より先朝鮮人が大國として尊敬したる清國は、夙

世運の容易ならずるを感ぜず

に西力の壓迫に依りて澳門香港の割讓あり、朝鮮と一帯なる藩邦として、清朝の重視したる安南は、既に歐人の一指に撼搖せられたり、是等の警報は遙かに漢城に傳へられ、從來大國中華あるを知て、他に強大列強あるを認め得ざりし朝鮮は、茲に漸く微かに世運の容易ならずるを感ぜざるが如し、此際に當りて李朝に中興の賢王出で、良相朝に當りて國政を革新し、世界の大勢に順應するの國策を樹立したらんには、朝鮮の前途決して悲觀の要無し。

蟻蜂の斧に等しき蠻勇

然るに年小微弱、一國の政治を了解せざりし憲宗哲宗は、素より時代の趨勢に頓着無く、李太王は哲宗の後を繼で王位に上りしも、亦素より年小公子に過ぎず、王の幼冲を以て大院君攝政と爲れり、大院君は資性雄勇膽決、勢力非凡と雖も、頑冥にして時勢に通せず、外には攘夷を標榜して米佛軍艦を漢江に撃ち、内には王妃閔氏と確執して、黨争愈々甚だしく、益々世界の文明より遠かり、蟻蜂の斧に等しき蠻勇を揮つて、李朝の頹勢を挽回せんとす。英雄の胸中笑止千萬なり、加之景福宮の大修築に天下の財を糜し、苛欲誅求に堪へずして民怨四方に起り、兩班と常民との確執は益々甚だしく、庶民は個人主義的性質大

民怨四方に起る

緒言 興亡史論

五

國家的觀念地  
を拂へり

緒言 興亡史論

六

に發達し來りて、大事に遭遇し國難に際會するも、國民一致して之に當るの感慨無く、國家的觀念全く地を拂へり。

舊政の殘夢未  
た醒めず

李太王長じて太院君失脚し、閔妃非命に仆れ、李太王の親政を見るに至りしも、依然として舊態を墨守し、踏々踵々、西に媚び、北に倚り、東を欺き、外交の口舌と、權謀術數を以て國命を支持せんとせり、故に遂に日清戰爭を誘發し、日露の大戦を招來せり、日本は一たび怒て清國を脅懲し、朝鮮を清國の羈絆より脱して獨立せしめ、二たび怒て露軍を蹂躪し、遂に朝鮮を日本の保護國として、統監政治を施き、日韓を連結して保護被保護の關係を保ち、李朝の君臣をして眞に日本に倚らしめ、獨立の資格と實力を養成せんとしたるも、李太王は舊政の殘夢醒めず、海牙の平和會議に密使を送りて、韓國の苦境を説き、日本の行動を攻撃せしめたり、日本政府は此報を得て其事實を審査し、保護權を蹂躪したる此一大汚辱に對して大に決心する所あり、韓末の二大黨派老論少論は、其善後始末に對して意見を奏上し、遂に李太王の讓位と爲り、李王の即位と爲り、軍部の廢止と爲り、司法權の委任と爲り、伊藤前統監の暗殺と爲り、結局李王は韓國を擧げて之を日本天皇陛下に讓

日本帝國は韓  
國を併合す

殊遇

興亡の因て來  
る所

與し、日本帝國は茲に韓國を併合して、完全に日本の一部に編入し、斯土に總督府を置て之を統治せり、而して總督府は一氣に從來の弊政を改革し、社會を整理し、其産業を開發し、朝鮮人に新教育を施して、其智徳を啓發し、其福利を増進せんとして、人民に正當の自由を許し、之を束縛することなく、各方面に向て充分なる發達を遂げしめんとし、日本帝國は治者の態度を取らずして、内鮮人全體の歡呼して分擔する新日本たらんことを期せり、之れ實に殊遇と謂ふ可し。

嗚呼李太祖國を開きしより、奕世二十七代五百餘年、茲に至つて李朝遂に亡ぶ、國亡びざるの國無く、人亡びざるの人無し、左れど李朝は亡ぶるも其君臣は生きて聖天子の赤子と爲れり、是れ一に明治聖帝の宏量寛懷に因るのみ、仁風長へに半島に吹かん、左れば將來朝鮮に如何に英雄起ればとて、如何に賢人出つればとて、日本と分離して獨立の境地に入らんことは、之れ夢想なり、我朝鮮民族は宜しく興亡の因て來る所を調査自覺し、道徳節義の觀念を養ひて士魂を發揮し、士氣と共に起りて士氣と共に發展せし日本人と、精神的同化を達成せざる可からず、國家は常に民族士魂の旺盛を以て興り、風俗の頹廢私黨の跋扈

を以て其國を亡ぼす、李朝の亡滅は國家興亡の鑑戒とす可し。  
余は今李朝興亡の歴史を綴り、治亂興廢の跡を討ねて、之を大日本の合體せる内鮮人に示し、大日本人の氣風を高くして民質を堅實にし、内鮮人を打て一丸とせる、國民的強力を發揮して、東亞の天地に世界無雙の強大國を築かんことを樂み待たんと欲す。

〔一〕太祖前記

太祖非凡の武勇

▲太祖非凡の武勇

一矢に二障を斃す

史を按ずるに、太祖李成桂は咸南永興に生れ、幼にして射を能くす、弓は竹を用ひす楛を以て幹とし、之に羽するに鶴翎を以てし、麋角を哨と爲し、大さ梨の如し、鐵重くして幹長く、弓矢の力常に倍す、少なる時父桓祖に従つて獵す、桓祖矢を取り之を觀て曰く、常人の用ゆる所に非るなりと之を地に擲つ、李成桂之を拾ひ箭を挿み前に立つ、一障有り山麓より出づ、李成桂馳せ射て之を一矢に斃す、又一障有り亦此の如くす、此の如きもの七たび、桓祖大に悦び笑ふ。

東北面兵馬使

此の如き將軍有る乎

異日復た洪原の昭浦山に獵す、三障有り群を爲して出づ、李成桂先づ一障を射て之を斃す、二障並び走る、又之を射一發にして疊んで之を洞貫し、矢は樹に立つ、從者李原景其矢を取りて至る、李成桂曰く汝來る何を遅きや、原景曰く、矢深く樹に着きて抜き易からずと、李成桂笑て曰く、假令三障なるも余の矢力は之を洞貫するに足ると。  
李成桂既に長し勇力を以て恭愍王に仕ふ、王は高麗卅一世の英主なり、時に外患多く、東には倭寇雲峰に據り、北には元の丞相納哈出兵數萬を率ひて入寇す、王は李成桂を東北面兵馬使と爲し、先づ雲峰の倭寇を撃て之を走らし、轉じて元兵に當る、李成桂諸將に元兵の狀を問ふ、諸將曰く戦ひ酣なる時、賊將一人鐵甲に飭るに朱旄尾を以てし、槊を揮つて突進す、衆披き退き敢て敵する者無しと。  
李成桂即ち其將を物色して獨り之に當り、欺はりて北げ走る、賊將果して奮進し、槊を揮ふこと甚だ急なり、李成桂身を翻へして馬鞍に着く、賊將中を矢ひ槊に隨つて倒る、李成桂則ち鞍上に據り射て之を斃す、賊大に狼狽し、之を援けて北走す、納哈出の妻曰く、公の天下を周攻する久し、復た此の如き將軍有る乎、宜しく避けて速かに國に歸る可しと。

兩將何ぞ相迫らんや

年少にして兵を用ゆる神の如し

高麗滅亡の経緯

納哈出聽かず、李成桂咸關嶺を踰ゆ、納哈出十餘騎を率ひて陣前に立つ、李成桂も亦十餘騎を以て出て陣前に相對す、納哈出語て曰く、勢ひ甚だ窮せり、乞ふ戰を罷め唯だ命是れ從はんと、李成桂は其詐はりなるを知り、之を降らしめんと欲す、一將有り納哈出の傍に立ち之を射る、弦に應じて倒る、又た納哈出の馬を射て之を斃す、是に於て兩軍大に戰ふ、李成桂迫りて納哈出を逐ふ、納哈出急に曰く、李將軍也、兩將何ぞ必らずしも相迫らんやと、乃ち騎を回らす、又其馬を射て之を斃す、麾下の士有り馬を下り以て授く、納將軍遂に免かるを得たり、納哈出は敵す可からざるを知り遁れ走る、是に於て東北面悉く平ぐ。

後年高麗卅二世辛禰王が、開城府尹黃淑卿を遣はし往て元朝に聘せし時、納哈出曰く我れ曾て高麗に軍す、年少の李將軍我を撃ち、殆んど免かれざらんとせり、將軍今恙無きや、年少にして兵を用ゆる神の如し、眞に天才なりと。

(一) 高麗滅亡の経緯

一時に高麗の俗淫靡に流れ、内廷の紊亂甚だしく、僧辛旽恭愍王妃と通じ辛禰を生む、權臣李仁任之を立てて、王氏を嗣がしめ、九廟の祀を絶てるもの十六年、恭讓王に至り辛禰辛

王氏徳哀へ人既に與せず

鄭夢周派の李成桂の對抗

鄭夢周派と李成桂の對抗

昌一廢王の誅せらるるに及び、王朝の威信を挽回せしと雖も、王氏既に徳哀へ人既に與せず然れども一代の鴻儒鄭夢周相と爲り李穡之を援けて、大事を處し大疑を決し、能く當時の俗に通ず、此時に當り李成桂の威望漸く盛にして、中外の人心之に歸す、恭讓王は深く李成桂を信じて之に依頼し、拔んで、都總制使と爲し、位百僚の上に在りて、文武の大權皆其手に在り、茲に於て文班武班の軋轢物々其芽を吹き、武人鄭道傳、趙浚等は李成桂を推して、黨主と爲し、潜かに推戴の志を抱く、又鄭夢周派の文班は大義名分を重んじ、握く迄王氏の後を存せんと欲す、夢周成桂朝に立て隠然兩黨に魁たり。

余按するに、高麗の末世朝憲の紊亂其極に達し、王紀の弛廢亦收拾す可からざるものありしは論を俟たず、如何に李成桂が山を動かすの英雄なりとするも、名分を恐れて露骨の行動に出づる能はざりしは當然なり、況んや一面に於ては鄭夢周、李穡が義を重んじ士氣を鼓舞せしに依りて、志士仁人の出づるもの尠からず、茲に至りて兩黨の陣容自ら相對抗せり、左れば李成桂にして天下を奪はんと欲せば、先づ鄭夢周を除かざる可からず、鄭夢周にして高麗王朝を完くし、其中興を圖らんと欲せば、先づ李成桂を除かざる可からず、何れも



太祖前記

機を見て事を謀らんとす、會々世子定城君爽が朝見して北元より歸るを海州に迎ふ、夢周の黨は好機乗す可しとなし、腹心の士を遣はして之を殺さんと欲す、李成桂身を以て遁れ第に還る。

鄭夢周の失策

之れ實に夢周等文班の失策なり、成桂等武班の猛然として其陰望を露骨にし來るは當然なり、夢周其失策を憂ひ食はざること三日、李成桂の腹心鄭道傳、趙浚等私かに喜んで曰く、機は期せずして來れり、宜しく速かに夢周を殺し、速かに天下に號令せざる可からずと、李成桂の兄李元桂の婿李仲良之を夢周に洩らす、夢周自から成桂の邸に至りて變を窺ふ、成桂之を遇すること平常の如し、夢周の辭し去るに及び、成桂の子芳遠及趙英桂等股肱の士四五人をして、善竹橋に要して之を推殺す、續て夢周の黨或は斬殺せられ、或は流竄せられ、李橘は驪州の村舎に退去す、李成桂遂に意を決して恭讓王を原州(江原道)に放つ、王原州に在ること三年にして斃す、高麗王氏の世を累ぬること三十二、國を享くる四百四十二年、此に至て遂に亡ぶ、時に日本後龜山天皇元中九年十月なり、吁恭讓王國主の器に非ずとするも、其信任せし武將に天下を奪はれ、寒暑苦酸の間に斃す、豈慘事に非ずや、續て

李成桂は恭讓王を原州に放つ

王子宗族を海中に沈む

爾ち我子孫を滅さば久しかからずして其報を受けん

衰亡せし李王朝の異彩

王康、王承貴、王承寶等諸王子宗族は之を海島中に放たんとす、謀臣曰く除かすんば後患有らん之を殺すに如かずと、是に於て其殺すに名無きを以て、水を善くする人を具し、諸王を誘ふて曰く、教書令下し諸王を島中に置き庶人と爲らしむと、諸王喜ぶこと甚だしく争ふて舟に登る、舟の岸を離るるや、舟人其舟底を穿ちて潜かに水を入れ舟を没す、時人之を悲まざるなし。

王子宗族の海に沈むや、李成桂夢むらく、高麗太祖七章の服を衣憤を含んで曰く、予は三韓を統一し功生民に在り、爾ち若し我子孫を滅さば、則ち久しからずして反つて其報を受けん、爾ち其れ之を知れど、李朝五百餘年にして亡ぶる豈王氏の怨恨に非る乎、遮莫李朝諸王宗族の終りを完ふして、王室の益々繁榮を見んとするは、之を高麗の滅亡に比し、雲泥月龜に非ずや、昌徳宮の榮光、王族の繁昌、衰亡せし李王朝の異彩也。

太祖後記

李朝一世 太祖の朝

(日本後小松天皇明德九年) 明太祖洪武二十五年

康獻王姓は李氏、諱は且、字は君晉、始め諱は成桂、字は仲讓、永興黒石里に生る。在位七年、上王の位に在る、三十年、壽七十四、楊州の健元陵に葬る。

太祖後記

天下一日し主  
無かる可から  
ず

大冠冕服天下  
に號令す

大司憲閣開の  
經國論

紀綱を立てよ

▲太祖の即位と閣開の經國論

高麗既に亡び、天下一日も主無かる可からず、即ち李成桂腹心の臣南閔は、密かに吏曹判書趙仁沃、判三司趙浚、忠義君鄭道傳、大司成趙璞等五十二人と謀議して、李成桂を推戴し、國人を率ひて成桂の邸に至り、羅拜して千歳を呼び、辭を合せて勸進す、李成桂遂に位に壽昌宮に即く、之れ即ち李朝の太祖也、大冠冕服天下に號令す、直ちに科擧の法を定めて人材を求め、冠婚喪祭の禮を定め、守令の選を重んじ、節義の人を褒賞し、蠲寡孤獨を憫れみ、窮乏を賑はし、賦役を除いて國用を裕にし、刑罰を慎み經界を正し、庶政一新の機運に向へり、大司憲閣開等上疏して王者の經國を論じて曰く、

(一) 紀綱を立てよ、善く國を治むる者は其安危を見ずして、紀綱の立たざるを患ふる也、昔周衰へ諸侯放恣なるも、數十世を傳へて天下傾かざるものは、紀綱存するが故のみ、願はくは殿下前世の興亡に鑑み、一代の紀綱を立て、訓を後昆に垂れ以て萬世に傳へん。

賞罰を明かに  
せよ

君子を親み小  
人を遠げよ

(二) 賞罰を明かにせよ、賞罰は人主の大柄也、功有るも賞せず罪有るも罰せずんば、堯舜と雖も以て善く治むる能はず、賞罰平かなれば則ち公道明かにして、人敢て議する莫し、人主の賞罰に於けるは當に天地の萬物に於けるが如く、栽培傾覆之を無心に附し一毫も間其に私意す可らざる也。

(三) 君子を親み小人を遠げよ、君子小人は固より辨せざる可らず、正言格論特立して倚らず、進んでは忠を盡さんことを思ひ、退ては過を補はんことを思ひ、磊々落落、社稷有るを知りて其身有るを知らざる者は君子也、險邪諂佞に阿附取容し、權を竊み勢を弄し美を掠め恩を施し、唯々諾々、苟も己を利して人言を用ひざる者は小人也、君子は合し難くして疎んじ易く、小人は親み易して退け難し昔は玄宗一身を以て姚崇、宋景を用ひ、以て開元の治を興し、林甫國忠に任じ以て天寶の亂を致せり、是に於てか君子小人の用捨は、國家の治亂興亡に係る焉、戒めざる可けん歟、書に曰く賢に任じて貳する勿れ、邪を去り疑ふ勿れと、願くば殿下苟も其賢を知らば、過ち有りと雖進めて之を用ひよ、苟も其佞を知らば、功有りと雖斥けて之を遠げよ。

諫言を納れよ

太祖後記

(四) 諫言を納れよ、經に曰く天子に争臣七人有らば無道なりと雖其天下を失はず、諸侯に争臣五人有らば無道なりと雖其國を失はずと、此れ萬世の格言也、人臣の進諫する所の者は己を利するが爲めに非ず、乃ち國家の爲め也、且つ人主の威は雷霆也、雷霆を冒して藥石の言を進むるは、夫れ豈易やらん哉、一言の從違にして禍福起る焉、一事の廢置にして利害生ず焉、故に人君は常に開導して諫を求め、顔色を和げて之を受け、其言を用ひ其身を顯はすも、士は猶ほ恐懼して敢て進まず、况や之 震ふに威を以てし、之を壓するに勢を以てせば、則ち藥石の言は由つて進む無く、壅蔽の禍は期せずして至らん矣、願くば殿下留意せんことを。

讒言を杜ちよ

(五) 讒言を杜ちよ、帝舜曰く、朕は讒説を擧げ殄行震驚す、朕は讒説の以て人を惑はし易きを師とすと、大舜の聖すら猶ほ以て慮と爲す、懼る可き哉、蓋し讒諂の徒は羅織百端し以て人主を惑はし、甘言卑辭の請は時有つて從ひ、浸り膚受の慙は時有つて聽かば、黜陟賞罰をして皆其當を失はざらしめ、而して危亡立るに至る矣、詩に曰く君子讒を信じ亂是れを以て起ると、若し明以て姦を照さば、即ち百邪遁る能はずして讒言杜絶す矣。

逸慾を戒めよ

す矣。

(六) 逸慾を戒めよ、書に曰く逸慾を教ゆる無く、邦を有せんと欲すと、逸慾の害毒夫れ豈一事ならんや、宮室に其安を欲して飲膳に其麗を欲し、妃嬪嬖妾の遊畋弋獵の娛、夫の厩馬の養花卉の玩と、皆以て人性を伐り人情を蕩するに足る、固く慎まざる可らざる也、且つ天命に常無く惟れ德是れ輔く、若し耄髮幾微の察せず、頃刻畏謹の存せずして、而して一念の微或は逸慾に陥らば、則ち天の觀聽實に畏る可き也。

節儉を崇び宮室を卑ふせよ

(七) 節儉を崇び宮室を卑うせよ、而して衣服を惡ふするは夏禹の盛徳、百金を惜みて戈綈を衣るは漢文の美事なり、彼れ貴きは天子と爲り、富は四海を有するも、尙ほ且つ節儉此の如し、况や東韓の地は山海に介在し、生齒の數と財賦の額も幾くも無し、豈以て其出入を量らずして、妄に費す可けんや、前朝は小く災變有れば、恐懼脩省すること知らずして、惟だ佛に事へ神に事ふるを務め、糜費擧記す可らず、此れ殿下の明かに知る所也、願くば自今夏禹漢文の儉徳を法とし、凡そ服飾器用宴享賞賜は一に儉約に從ひ、佛神不急の費は並に皆革め去り、凡そ施爲する所は縱修ならしむる勿くんば、則ち

太祖後記

官衛を嚴にせよ

下民歎感して亦厚きに歸せん矣。

(八) 官衛を嚴にせよ、官衛の設は主勢を尊び内外を嚴にする所以也。今殿下は天挺の資を以て家を化して國と爲す、其潜邸舊姻の屬或は因縁出入する有るも、問者敢て詰る莫し、竊に恐る請謁是に由り盛に行はれ、讒說茲に由りて入るを得、以て内外を聞し以て政刑を亂さん、乞ふ門を守るの士をして、職任無くして壇に宮門に入る者は一に皆禁斷せしめ、其婦女巫呪邪媚の徒は尤も宜く斥退す可しと。

太祖之を嘉納し、君臣一體と爲りて大に前朝の弊政を革正せんと欲す。

(二) 田制改革と私兵の禁斷 (附官制改革)

之より先、麗朝に於ては豪族私田を領有し、爲めに王朝は租税を徴し兵馬を養ふ能はず、豪族各々私兵を蓄へ、武班文班は角立して兵馬の權を亂用せり、故に土田兼併の弊は其極に達し、農民の怨恨結んで解けず、麗朝末世に於て、大司憲趙浚王朝の式微を憂ひ、上書して田制改革を論ずるや、太祖李成桂は首として之に賛成したるも、文臣李琳、安邊烈等猛烈に之に反し、侍中李穡も亦輕しく祖先の舊法を改む可からずと爲し、議論兩派に分れ

田制改革と私兵の禁斷

議論兩派に分る

て容易に決せず、鄭夢周兩間を調停せんとしたるも、遂に要領を得る能はず、之れ實に麗朝衰亡の一因たらずんばあらず。

太祖の即位するや、趙浚の議論は期せずして實行せらる可き機會を迎へり、太祖思へらく速かに田制を改革せずんば、私兵を禁斷する能はず、私兵を禁斷せずんば李朝の安泰は期す可からずと、遂に猛斷を以て田制を改革し、公私の田籍を劃せり、之れ實に庶民の一齊に李朝に歸服し、李朝五百年の王基を築成したる、有力なる原因ならずんばあらず、續ひて太祖は私兵禁斷令を發して、諸道の私兵を罷め、兵權を收めて特權を土室に移管せり、更に鄭道傳が周禮の六官に倣つて、經國大典を修補し勸進するに及び、太祖は官制をも改革せり、茲に於て庶政大に美績あり、後王此經國大典を模範とし、定宗王は河崙に命じて大典を評訂せしめ、名けて經國六典と云ひ、世宗の朝には二典に倣つて、六典謄録を纂修せしめ、成宗の朝には後續録あり、中宗の朝には續録あり、肅宗の朝には輯録あり、英宗の朝には續大典あり、大典通編、大典會通、六典條例等の纂修ありしが、之れ皆太祖の遺訓にして、道傳が纂修せし經國大典を基本とせる、改善修補の大典ならずんばあらず

李朝の王基を築成したる原因

今李朝興隆の原因を爲したる、大司憲趙浚が麗末に主唱したる、田制改革論を掲記せん、蓋し當時識見有り氣概有る學者の經國論が、後學の參考に値ひするもの莫大なるを信すれば也。

趙浚上書して大に田制を論ず

△趙浚の田制論、田制を正だして國用を足し、民生に厚くし人材を擇び、而して紀綱を振ひ政令を擧ぐるは、此れ當今の急務也、國祚の長短は民生の苦樂に出で、而して民生の苦樂は田制の均きと否とに在り、文武周公は井田して以て民を養ふ、故に周は天下を有つこと八百餘年、漢は田税を薄くし而して天下を有つこと四百餘年、唐は民田を均くし而して天下を有つこと幾んど三百年なり秦は井田を毀ち、天下を得ること二世にして亡べり、新羅の末年田は均しからず、而も賦税重く盜賊群起せり、太祖龍興し位に即き三十有四年、群臣を迎へ見慨然として嘆じて曰く、近世暴斂して一頃の租收は六碩に至り、民生を顧みず予甚だ之を憫む、自今宜く什が一を用ひ田一負を以て租三升を出ださしむ可しと、遂に民間に三年の租を放つ、是時に當り三國鼎峙し群雄角逐し、財用方に急なるも、而も太祖は戰功を後にし恤民を先にす、即ち天地生物の心にして、而して堯舜文武の仁政也、三韓

秦は井田を毀ち二世にして亡べり

禮儀起り風俗美ならん

閑人の田を食む

既に一にす、乃ち田制を定めて臣民に分給し、百官は則ち其品を視て之を給し、身歿すれば則ち之を收め、府兵は則ち二十にして受け六十にして遷り、凡そ士大夫の田を受くる者罪有ば則ち之を收め、人々自ら重んじて敢て法を犯さず、禮義興り風俗美ならん、府衛の兵、州郡津驛の吏は各の其田に食みて土著安業せば、國以て富強なり、遼金の天下に虎視し、而して我と接壤するを以てして、敢て吞噬せざる者は、我が太祖が三韓の地を分ちて臣民と共に其祿を享け、其生を厚くし其心を結び、國家千萬世の元氣と爲せるに由るが故也、是より以來閑人功蔭、投化入鎮、加給補給、登科別賜の名代りて増益する有り、堂田の官は、煩鎖に堪わす、授田收田の法漸く廢弛を致し、姦猾は乘じ欺蔽して窮り無く、己に仕し己に嫁せる者も尙ほ閑人の田を食み、行伍を踐まざる者も軍田を冒食し、父は匿くし挾みて私に其子に授け、子は隱盗して公に還へさず、既に投分を食みて又た閑人を食み、又た軍田を食み、授受の官は其の現任と否とを問はず、官に在りて當に投分を食む可き者なる耶、未だ仕へず未だ嫁せずして當に閑人を食む可き者なる耶、其の身果して府兵なる歟、其の父果して邊鎮を成る歟、其の祖果して異國より來り投せる者歟、祖宗が授田收田の法

宰相と爲りて  
田三百結

太祖後記

二二

錦衣玉食坐し  
て其利を受く

は既に毀れ、而して兼井の門一たび開け、宰相と爲りて當に田三百結を受く可き者なるも曾て立錐の資す可き無きに、宰相と爲りて祿三百六十碩を受くる者、尙ほ二十碩に滿たず、兵なる者は、王室を衛り邊虞に備ふる所以の者也。國家膏腴の地を割き、以て四十二都府甲士十萬餘人に祿し、其の衣糧器械も皆な田より出づ、故に國に養兵の費無し、祖宗の法は即ち三代が兵を農に藏するの遺意也、今や兵と田と俱に亡し、倉卒至る毎に則ち農民を驅り以て兵を補ふ、故に兵弱くして敵に餌す、農食を割き以て兵を養ふ、故に戸削りて邑亡す、祖宗が至公分授の田を以て一家父子の私する所と爲り、一たびも門を出でずして朝廷に仕へ、一たび足を擧げずして軍門を蹈む者、錦衣玉食坐して其利を享け、公侯を蔑視す、而して開國功臣の後を以てし、夙夜侍衛の臣、百戰勤勞の士を以てすと雖、反つて一畝の食立錐の耕以て其父母妻子を養ふを得ず、其れ何を以て忠義を勸めん、而して軍功を責め戰功を勵まして外侮を禦がんや、内にしては版圖典法、外にしては守令廉使、其の本職を廢して日に田訟を聽き、寒暑を避けず汗を揮ひ筆を呵して、文券を句稽し、證左を檢覆し之を佃戸に訊ひ、之を故老に訊ひ、凡そ其の辭連は獄に盈ち庭に滿ち、農を廢して決を待

私田は人倫を  
禽獸に陥るる  
也

兼井の家收租  
の徒

ち、數月の案積んで丘山の如く、一畝の争ひ數十年に連なり寢を忘れ食を廢して剖決し、給せざる者は私田を以て争端と爲し、而して訟煩しき也、子の父母に於ける也、一畝の求めて或は意の如くならざれば、則ち反つて怨恨を生じ路人を視るが如く、甚しき者は纒に衰經を釋くや、其の病に侍するの奴婢を鞭ち、其の某田の公文を求む、至親すら尙ほ爾り而るを況や兄弟をや、是を以て私田を以てし人倫を禽獸に陥るる也、朝廷の士大夫は貌相好きも而も心相猜み、陰に之を中傷するに至る、此れ私田を以てして檻穽と爲す也、近年に至り兼井尤も甚く、姦兇の黨州に跨り郡を包み山川を標と爲し、皆な指して祖業の田と爲し、相攘め相奪ひ、一畝の主も五六より過ぎ、一年の租收は八九に至り、上は御分より宗室功臣侍朝文武の田に至り、以て外役津驛院館の田に及ぶまで、凡そ人累世植る所の桑築く所の室、皆奪ふて之を有す、哀憐も告ぐる無く流離四散して溝壑に顛す、祖宗が田を分ち臣民に厚くせる所以の者は、適ま以て臣民を害するに足る也、此れ私田を以て亂を爲す首也、兼井の家、收租の徒は兵馬使副使判官と稱し或は別坐と稱し、從者數十人騎馬數十匹、守令を凌轢し廉使を摧折し飲食流るゝが若く、破費厨傳し、秋より夏に至る群を成

太祖後記

二二

して横行し、縦暴侵掠すること盜賊に倍し、外方に此に由りて凋弊せり、其の佃戸に入るに及びては、人は酒食に厭き、馬は穀粟に厭き新米は先納し、綿麻は脚錢し、榛栗棗楸柳賣の歛は其租に十倍するに至り、租己に納めずして産己に空し矣、其の履畝の際に及べば負結の高下は其意に隨ひて出だし、一結の田を以て三四結と爲し、大斗を以てして租を收め一碩の收は二碩を以てして其數に充つ、祖宗の民に取るや什が一に止まる而已、今や私家の民に取ること數千に至る、其れ祖宗在天の靈を如何、其れ國家の仁政を如何田を以て民を養ふに反つて以て民を害す、豈に悲からずや、民の私田の租を出だすや、人に稱貸するも而も充つる能はざる也、其の貸る所は妻を賣り子を鬻ぐも償ふ能ざる也、父母飢寒するも而も養ふ能はざる也、冤呼の聲は上つて天に徹し、和氣を感傷し水旱を召致し、尸口は是に由つて一空し、倭寇は之を以て深入し、千里屍を曝すも禦ぐ者有る莫し、貪慾の聲は上國に聞ゆ、社稷宗廟は累卵より危し、臣等願くば聖祖が至公分授の法に違ひ、後人が私授兼并の弊を革め、士に非ず、軍に非ず、國役を執る者に非ずんば、田を授くることを得る母れ、其身を終るも私に相授受するを得ざらしめ、嚴く禁限を立て民と與に更始し、

祖宗在天の靈を如何

社稷宗廟は累卵より危ふし

以て國用を足し、以て生民に厚うし、朝臣に優に以て軍士に賒らしめは則ち國富み兵強く禮義興つて廉恥行はれ、人倫明かに、詞訟息み、社稷の基安きこと盤石にして太山より壯に、國家の威震ひ雷霆災火より熾に、外侮有りと雖將さに自ら焦けて白糜せんとす矣、古人言へる有り曰く、國に三年の蓄へ無くんば其の國に非ずと、近ごろ西北の行は纔に數日のみ、尙ほ且つ公私支ねず、上下俱に困めり、脱し三年水旱の災有らば、其れ何を以て之を賑はさん、千萬軍饋餉の費其れ何を以て之に應せん、況や今ま中外つ倉庫一時に俱に匱く、軍國の須は従つて出づる無く、邊警の虞は測られざる所に在り、如し倉卒有るも以て戸歛し難し、今ま量田の時給田を定數するの前に當り、三年を限り權行公收せば、以て軍國の需に充つ可く、以て在官の俸に給す可し、按廉の職は國初の節度使也、軍民を摠攝し方面を專制し、守令は職を奉じて民其の業に安じ、方鎮懾服して戰守必ず力事し、權は一人に歸して異望無し、今に至るも百姓號して一方の統察と爲す、今や賊は方鎮を破るも而も方鎮畏憚する所無く、兵を擁し威を養ふも坐視して戰はず、賊勢日に益々張るも、守令自ら恣にし、賄賂を公行し、聲色に流連し、百姓塗炭せるも之

百姓塗炭せるも之を恤まず

を恤ひず、按廉を爲す者は簿書錢穀の間に區々し、而して黜陟賞罰の典を嚴にし、以て軍民の政を振起する能はざる者は他無し。知官は皆な正順奉順の員、方鎮、府尹、州牧、都護も亦た兩府の大臣、奉翊の達官なり、故に按廉は古人大體を以て念と爲さず、反つて秩卑小節を以て嫌と爲す。紀綱振はず國事の誤れる一に此に至る、臣願くは祖宗が兩府を遣はせるの成憲に法とり、唐室が大臣を遣はせるの故事を體し、兩府の廉威明幹有る者を選んで都按廉と爲し、大使を黜陟するに田野開け、戸口増し、詞訟簡に、賦役均く、學校興るを以てし、州郡を巡察して之を黜陟し、號令嚴に、器械精に、兵卒興り、屯田修し、海寇息むを以てし、方鎮を巡臨して之を賞罰し、而して軍官敗績せば、一州郡を没し、守令貪汚し賄賂を招納する者は斬し、次罪は職を罷め罪を論じ次罪は罰を論じ、公を行ひ以て紀綱を振ひ、守令は三年にして更任し、都按廉の譴責を被らざる者は即ち京職に除し、其の都按廉使は臺省をして薦舉せしむるを許し、元帥より以下皆な郊迎呈參して坐するを許さず、五六品を以てすと雖、廉使と爲れる者は、一年相迭の期、黜陟考課の法、都按廉と同じく更に相迭遣し常例と爲さず、都按廉の州郡方鎮を黜陟する能はざる者に、司憲府

斯民に父母たるは是職也

民は吾に堪へず

申聞して職を罷め痛理し、守令と爲れる者は民の休戚を察し、獄訟を簡じ、賦役を均くし、斯民に父母たるは是職也、巡問按廉は兵を州郡に調するが如き也、其の宰を責辨するは、則ち民戸の多寡、丁夫の壯弱は其の知る所也、兵必ず其の精を得ん、今や巡問按廉は徵發する毎に、守令の其邑を私するを慮るや、南郡の兵を調するは則ち北郡の宰に命す、北郡の宰南郡に至るや、未だ經ざる耳目を以て其の欺罔されんことを恐れ、施に先だつて鞭撻し、俄にして兵を調す、北郡の牒南郡に至れば南郡の宰は袂を投じて起ち直に北郡に趨き未だ車を下らざるに而も先づ人を刑し、其父母を繫累し、其妻子を鞭撻し、兵を調して止まらざる也、凡そ戸口の點檢、軍資の移輸、徵督百端して紀極有る無し、是に於て兩郡相怨み遂に仇讐を成し、互に相報復し民は苦に堪へず、戸口蕭然たり、其の流を承け化を宣ぶるの意安くにか在る、今ま願くは守令の境を出るを許さず、専ら其邑を理せしめ、其任に勝むざる者有らば、按廉は即ち其職を罷めしめて之を黜け、朝廷に申報し以て其の使命の任を闕けるを承く、先王の巡問按廉の外に發遣するを許さざる、其の慎重の意見る可し兵興つて以來、使命煩多に、冠蓋相望み、乘驛の者一匹の命は、矯めて八九匹に至り、一



州郡凋弊し驛路流亡す

高麗正義の遺臣は太祖に歸服せず

使の供多きは數十人に至り、之に加ふるに巡問按廉の差使、諸元帥の發遣を以てし、亦た皆な乘驛は州郡を横行し、館驛を馳騫し、此門一たび開くや、成衆愛馬の往來、京外閑散の私行、紛として麻粟の如く、更出迭入し、公然として廩を受け、恬として愧づるを知らず、殘郷破驛の吏は頭を垂れ手を拱して控訴するに所無く、限り有るの供億を以て窮り無きの使客に應じ、州郡凋弊し驛路流亡す、願くば自今州郡の庶務は、一に巡問按廉に委し以て其成を責め、雜冗の使命は發遣するを許さず、朝廷の文字は皆な懸鈴を以て行移し、軍情緊急の重事に非ざれば、驛馬を給せず驛馬に乗るに非ざれば諸郡に入るを得ず、各驛に以て廩給を受け、違ふ者は主客皆な罷めて叙せず、各道の巡問按廉をして一に朝廷に法らしめ、敢て違越せず、違ふ者は之を痛理せんと。

(三) 高麗遺臣の境遇

此くて天下既に定まる而かも高麗正義の遺臣は太祖に歸服せざる者多く、李朝は百方收攬策を講じたるも、曾て鄭夢周李穡等に依りて、大義名分に養はれし幾多の青年は、李太祖に從て李朝の臣たるを肯せず、城外に遁避して出でず、時人之を杜門洞と云ふ。

李穡は驪州の村舎に退隱す

太祖は榻を降り賓禮を以て李穡に接す

之より先、太祖の即位前李穡は二君に仕ふるを欲せず驪州の村舎に退隱し、詩を作り文を草し勉めて後學を進む、太祖即位するや鄭道傳等李穡を極刑に處せんと請ふ、太祖聽かず特旨を以て之を召す、引見するに至り李穡長揖して敢て拜せず、太祖は榻を降り接するに賓禮を以てす、李穡昂然として起て曰く、老夫座するに處無しと、李穡の二子種學、種徳皆な登第して前朝に貴顯なり、革命の後其心を二にせず皆非命に死せり、李穡の驪州に在るや、一日門生の京師より來り謁す、李穡之を携へ引て深谷に入る、門生其故を知らず、人跡到らざる處に及び、聲を放つて痛哭し、始めて與に俱に山谷を出で、曰く、今日稍や吾が胸を豁くすと、蓋し王氏の滅亡を痛み且つ二子の死を痛めるなり、李穡嘗て詩有り曰く、松軒當國我流離、夢裡何曾有此事、と、松軒は蓋し太祖の軒號なり。

太祖は前朝遺臣の己れに歸服せざる者多きを知り、大に之を憂慮し、鄭道傳、南閔等と議して、社會改革を斷行せんとし、前朝の名門貴族と雖も、苟くも李朝の利害に反する者は之を斷亡するの方策に出でたりしを以て、或は忍んで李朝に服従したる者あり、其然らざる者は、之を貴族の下平民の上に伍して中人とせり、或は更に落下して常民と變したるも

社會改革の斷行

先賢教育の力

天道果して就  
道の主を蔽ふ

遷都

無學上人の宅

李朝一世 太祖の朝

三〇

のあり、此くて李朝に不平なる前朝各種の吏屬は平民社會に伍して、開城を中心に海州白川の間に散在し、或は商人と爲り或は農業に従事して自活の道を立て、敢て李朝の秩祿を食まざりき、此の如く前朝の遺臣が期せずして正義に殉せしは、鄭夢周李穡等先賢教育の力預て大なりしは、贅言を要せざるなり、之より先高麗の禮儀判書金討、王命を奉じ北京に行きて節を賀し、還つて鴨綠江に到りて李成桂の王朝を亡ぼし、其王子宗族を海中に沈め、既に李朝の開國を遂げたるを聞き、天を仰て號哭して曰く、天道果して就逆の主を蔽ふや否やと書を夫人柳氏に寄せて曰く、忠臣二君に仕へず、吾れ江を渡るも何をかせん其朝衣及靴を送りて惜別の意を爲し、還て明國に歸化せり。

〔四〕遷都……無學上人地を相す

李太祖如何に雄勇膽決と雖も、四隣人定まり萬籟寂たる時、豈天を恐れざらんや、壽昌宮は前朝の玉座也、主と爲り臣と爲て李太祖の呎尺せし所也、而して今や武力を以て取て玉座に就く、肚裏敢て驚動せざらんや、茲に於てか遷都論の出づる當然也、初め鷄龍山下に城を相して、起工せしめたるも之を撤し、漢陽に移らんと欲す、太祖は僧無學の賢を聞き

之を三南高達山の草菴より召す、太祖之を見るに師禮を以てし、仍て定都の地を問ふ、無學乃ち漢陽に至りて曰く、仁王山を以て鎮と爲し、而して白岳、南山、を以て左右の龍虎と爲さんと、鄭道傳之を難じて曰く、古へより帝王は皆な南面して治す、未だ東面を開かざるなりと、無學曰く、吾が言に従はずんば、二百年に垂んとして當に吾が言を思ふ可しと。

太祖無學の言  
に従ふ

大廟及宮殿成  
る

太祖遂に意を決して無學の言に従ひ、鄭道傳、南崗、趙浚等をして役を監せしめ、三年秋九月大廟及宮殿成る、茲に至り十一月鼎を漢陽に移す、漢陽は乃ち京城の別名也、更に趙浚に命じて都城を監築し、四年九月役始めて畢はる、三角山、白雲臺の南下するもの萬景臺と爲り、一枝は西に走り一枝は南して白岳と爲る、即ち漢陽城の主山にして、西に白蓮山、仁王山あり、東に寶藏山、天群山と爲り、又南は木覓山屹立して之を包圍せり、城壁は此等の山頂山腰の上に堅石にて築かれ、周圍八萬九千六百十尺高さ平均十尺、八門を設け南は崇禮門、西南は照義門西北は彰義門、北は肅清門、東北は惠化門、東は興仁門、東南は光熙門と云ふ其内最も大なるは崇禮、興仁の二門にして、高さ三十尺厚さ二十尺の石

李朝一世 太祖の朝

三一

景福宮

文武百官を召して景福宮落成の宴を張る

鄭道傳歌ひ且舞ふ

奏聞使と明の積極干渉

李朝一世 太祖の朝

壁を以て築き上げ、鐵扉を以て之を閉ち、上に二重の門樓を置く、其宏壯雄大目を奪はる。他の諸門の構造も亦皆之に倣へり、王闕は白岳山の麓に在り、堅固なる石壁高さ三十尺なるものを繞らせり、之を景福宮と稱す。城門と共に鄭道傳の命名したるものなり、新宮既に成り、命名既に了はる、太祖は庚申の夜を以て鄭道傳・南閔・趙浚を始め、文武百官を召して酒を置き樂を張る、酒酣にして太祖は道傳に謂て曰く、寡人の此に至るを得しは、一に卿等の力也、相與に慎んで子孫萬世に至るを期して可也と、道傳對へて曰く、齊の桓公は鮑叔に問ふて曰く、何を以て國民を治めんと、鮑叔曰く、願はくば公の宮に在りし時を忘るゝ勿れと、願はくば殿下の馬より落ちし時を忘るゝ勿れ、然らば、子孫萬世期すべしと、太祖曰く然りと、樂人は文徳の曲を歌ふ、道傳に目して曰く、此れ卿が撰進する所也、宜しく起て舞ふ可しと、道傳即ち起て歌ひ且つ舞ふ、君臣歡を盡して罷む。

〔五〕奏聞使と明帝の積極干渉

之より先、太祖の即位するや、諸功臣は革命の口實無く、外には明帝の責罰を畏懼して、瀾縫に汲々し、内には前朝の文臣を懷柔して、革命の己むを得ざるを論說せしめたり、太

明帝は篡位の罪を詰る

古へより帝王の起るは天の命する所

祖私に思へらく、明帝は一時篡位の事を以て責問せんも、明帝も嘗て匹夫を以て前朝を傾覆し、天下に君臨せるの實證あり、故に必らずしも、難題を下して李朝の創業を妨げざるべきを信せり、太祖は此く多寡を括りて敢て意とせざる也、然れども一應奏聞使を明國に送りて陳辨せんとし、藝文學士韓尙質を遣はし奏せしむ、尙質北京に至りて明帝に謁し陳辨せしも、明帝篡位の罪を詰ること詳かなり、尙質要領を得ずして歸る、茲に於て李朝の君臣始めて大に驚き、更に知樞密院事趙眸を奏聞使として特に上京せしむ、趙眸入朝して詳かに前後の形勢を論じ、革命の己むを得ざりし状況を陳し、漸く解くことを得たり此時に當り、陳辨使の歸るに先ち、李朝の諸臣は少なからず驚動せり、大護軍李扶、奉常許咳の如きは、陰に太祖の微賤より起て王位を篡するを論じ、物論頗る囂然たり、大司憲南在等上疏して曰く、古へより帝王の起るは、惟れ天の命する所、敢て世類に關せず、今や殿下は寬仁大度を以て、王氏衰亂の末に當り、天命乃ち歸し群臣推戴して大寶に即けり然るに李扶、許咳等殿下再造の恩を思はず、妖言を鼓吹し、以て衆心を惑はす、宜しく有司をして治罪せしむ可しと、太祖笑て曰く、帝王の起るは世類に關せざること久し矣、大

李朝一世 太祖の朝

大明皇帝は四  
夫を以て天下  
を取れり

明帝命じて朝  
鮮を改むるを  
許す

明白に明朝に  
藩屬の禮を執  
る

太祖政事記要

李朝一世 太祖の朝

三四

明皇帝は匹夫を以て前朝の暴戾を懲らし、取て天下を得たり、李扶、許該の言何ぞ意に介するに足らん、況んや家人朋輩と私語するをや、何を必らずしも罪に問ふを要せんと、諫官上疏して固く請ふ、太祖遂に許して流配せしむ、茲に於て太祖は、更に特使を明國に送りて、國號を如何に改む可きかを奏請す、明帝特に命じて之を朝鮮と改むるを許す、此くて太祖は益々明國に接近し、一面事大の力に依りて朝鮮を統治し、一面仁政を施て庶民を悦服せしめたり、明帝も革命騷擾の後を経て、僅かに二十年、内政改革整理に汲々し、未だ外藩に對して積極的に干涉を爲すに至らざりしが、太祖の革命を口實に、充分の威嚴と干涉の重量を此機會に朝鮮に加ふるに至れり。

爾來朝鮮は、最も明白に明朝に藩屬の禮を執り、始終更るなきを誓へり、朝鮮の天下之より事大思想益々増長し、太祖の雄勇を以て、遂に大國の勢力を防禦するの方策を取らざりしは遺憾也。

〔六〕太祖政事紀年

茲に至りて開國の功臣を擧げて大に功を論じ賞を行ふ、而して太祖は深く開國の功臣を優遇

兵權は宗室に  
在る可く政權  
は宰相に在る  
可し

大家を作るに  
雖も何ぞ久し  
く居らん

し、又能く之を信用して疑はず、一日平州温泉に幸し、駕を駐めて野營す、功臣南閔、金士衡と與に開國勤勞の事を論じ、酒盃相屬し親むこと舊時の如し、殿中卿下仲良、兵曹正郎李蒼と與に言て曰く、古へより政權兵權は一人に兼任す可からず、兵權は宜しく宗室に在る可く、政權は宜しく宰相に在る可し、今や趙浚、鄭道傳、南閔等は既に兵權を掌り、又政權を掌る、實に不可なりと、太祖怒て曰く、此數人は我股肱の臣終始一身なる者、若し或は疑ふ可くんば誰か信す可きものぞ、此言を爲す必らず以へ有る也と、大司憲朴經に命じて、仲良を寧海に蒼を順天に流す。

監察金扶は監察皇甫瑛と、酒を同僚金仲誠の家に飲み、侍中趙浚の第を過ぎて曰く、大家を作ると雖も何ぞ能く久しく居らん、後ち必らず他人の有と爲らんと、浚之を聞て太祖に啓す、太祖怒て曰く、趙浚は開國の元勳にして休戚を同ふす、扶は浚を以て久しからずと爲す、是れ李朝の社稷を以て久しからずと爲す也と、命じて之を極刑に處せしむ。

二年夏四月、楊廣道按廉使趙瑛來て太祖に見へて、職を免せんことを乞ふて曰く、臣未だ曾て尺寸の功有らずして、濫りに一等功臣と列を同ふす、實に布衣の極敢て自ら安んぜず、

李朝一世 太祖の朝

三五

蚊の山を負ふが如し

殿下はくば臣が命を全ふせしめよ

明帝賀正の表箋に怒る

臣等は海外に生れ學は通ぜず

李朝一世 太祖の朝

又一道の任に委せられ蚊の山を負ふが如し、豈敢て當らんや、且つ古へより人臣の命を受け外に勤勞するは、反つて讒言に罹る者多し、願はくば殿下臣が現任を釋き、臣が命を全ふせしめよと、太祖曰く、卿何ぞ此言を出すや、予は臣を待つに毀譽必らず察して其實を得、然る後に賞罰を行ふ、卿其れ往けと。

太祖五年、命じて明帝に賀正の文を奉送す、明帝賀正の表箋を見て戲侮の字有ありと爲し、大に怒て表文を撰べる鄭道傳を徵す、道傳大に恐れ疾と稱して出でず、藝文春秋館學士權近請ふて曰く、表を撰めるの事は臣も亦預り知る、願はくば使に従つて京に赴かんと、太祖は徵命有るに非るを以て之を止む、近復た曰く、臣は前朝の季に於て身に重讎を被むり、幾んど首領を保つを得ず、幸に殿下の救恤に依りて生命を保つを得て今日に及び、國初に又擢用を蒙り、再造の恩は天の極まり無きが如し、而も臣未だ報效する所あらず、私かに之を恥づ、願はくば乞ふて北京に赴かば、庶くは辨明することを得て、少しく聖恩の萬一に答へんと、太祖は之を嘉納し密に黄金を賜ひ行に贖す、權近入朝するに及び、低頭して曰く、小國の大に事ふるは、表文に因らざれば以て情を達する無し、而して臣等は海外に

生れ學は通ぜず、以て我王の忠誠を表白する能はざらしむ、誠に臣等の罪のみと、明帝は其言を然りとし、待つに優禮を以てし、題を命じ詩十八篇を賦さしむ、一篇を進むる毎に帝嘉歎して己ます、仍て有司に勅し酒饌を備へ、妓樂を具へ、之をして遊觀せしむること三日、亦命じて詩を賦して以て進めしむ、帝乃ち長律詩三篇を賦して之を賜ひ、之を慰諭して遣り還へす。

高麗王族王

六年、高麗の王族王瑀は麻田郡に薨す、之より先革命の時、太祖は王瑀を麻田郡に封じ先王の祀を統承せしむ、此に至り有司を特派して之を祭りて曰、天地生民の功有る者は、當に萬世無窮の祀を享く可し、卿の先生は肇めて三韓を統一し、典章文物五百歳に垂んとし、其功德の民に及ぶ者深し、宜しく其世を永くし以て無窮の祀を享く可し、而して廢を興し亡を存するは、天道の常、末季に政其の宜しきを失ひ民怨むに至り、先生の廟をして祀らざる、予は否徳を以て天の寵を荷ひ、革命の初めに乃ち古典に稽て卿を以て爵邑に封じ、先生の祀を統承せしむ、未だ幾年ならざるに天は年を假さず嗚呼哀ひ哉、計を聞き以て來り痛惜殊に深し、爰に有司に命じ、禮を以て之を葬むり、奠を祀前に致さしむ、卿夫れ不昧

廢を興し亡を存するは天道の常

李朝一世 太祖の朝

高麗太祖神聖  
王廟

原忠死するも  
餘罪あり

芳蕃及芳碩の  
變

李朝一世 太祖の朝

三八

予が至懷を体せよと、仍て其子上將軍劑を以て、之を襲封せしめ王氏の柩を奉せしめ、其道の觀察使に命じ、近縣の丁夫を發し、高麗太祖神聖王廟を麻田に營ましむ。此歲全羅水軍萬戶崔原忠は、和船一般を捕獲したりと稱し兵伏を獻す、太祖曰く、原忠は既に船及兵伏を得て何ぞ一人の生擒者無きやと、乃ち親從護軍金瞻に命じ審査せしむ果して使船也、報じて曰く、原忠は使者を殺し、其禮幣を奪ひ麾下と之を分てりと、太祖曰く、原忠死するも餘罪あり、爾ち之を鞠訊し律に依り刑に處し、以て徇へよと、續ひて鄭道傳を東北面都宣撫巡察使と爲し、郡縣の地界を劃定せしめ、且つ許すに便宜學に従ふを以てす。七年、鄭道傳及權近を以て、成均館提調と爲し四品以下の儒士を集めて、經史を講習せしむ。

〔七〕芳蕃及芳碩の變

此歲太祖の庶子芳蕃、芳碩の變あり、初め太祖は八男を誕む、芳雨、芳果、芳毅、芳幹、芳遠、芳衍、芳蕃、芳碩なり、芳雨より芳衍迄は、神懿王后の本腹にして、芳蕃、芳碩は神德王后康氏の庶腹也、公主（太祖の女）の興安君李濟に嫁するに及び、太祖嘗て裴克廉、

世子冊立の議  
時平かなれば  
嫡を立てて世亂  
るれば有功を  
先にす

本腹の諸王子  
を殺さんとする

趙浚等を内殿に召し、世子を立つるを議す、克廉曰く、時平かなれば嫡を立て、世亂るれば有功を先にす、康氏潜かに之を聴き哭聲外に聞ゆ、克廉、趙浚等退く、他日復た克廉を召して議す、復た嫡を以て答ふ、克廉、趙浚等退ひて議して曰く、康氏は必らず己れが子芳蕃を立てんと欲するも、芳蕃は狂悖也、其季は稍や可也と、遂に二人太祖に請ふて芳碩を世子と爲さんことを對ふ、鄭道傳、南閔等も亦芳碩に附き、本腹の諸王子を忌み、謀つて之を殺さんと欲す、義安君之を知り密に芳遠に告ぐ、恰かも太祖病に臥し、道傳等は移御の事を議するに托し、諸王子を召し入り來らしめ、因て以て亂を爲さんと欲し、其黨をして内に在りて之を謀らしむ、前參贊李茂も亦其黨也、盡く其謀を以て之を芳遠に洩らす、時に芳遠は諸兄と與に勤政門に宿す、王后使を遣はし請ひ來らしむ、芳遠は邸に還り后と與に密語すること稍や久し、后涕泣し芳遠の衣を執り、闕に詣る勿らんことを請ふ、芳遠曰く、豈死を畏れて往かざる可けんや、且つ諸兄皆禁中に在り、之を知らしめざる可からずと、乃ち衣を拂つて出づ、后追ふて戶外に及びて曰く、之を慎め之を慎めと、后は直ちに弟大將軍無咎及無疾と與に之を謀り、潜かに兵仗鞍馬を整備し、變に應ずるの計を爲し以て之

李朝一世 太祖の朝

四〇

を待つ。

芳遠既に闕に至る、小官有り内より出て、曰く、主上病重くして諸王子盡く入り來れりと、益安君芳毅、懷安君芳幹、上黨君李伯卿追ひ呼んで曰く、靖安君は若何と芳遠曰く、何ぞ聲の高きやと、又手を以て袂を持ちて曰く、計無きを如何せん。芳毅等と與に走りて迎秋門を出づ、吾等兄弟馬を光化門に立て、以て天命を待ちて可也と、即ち人を分遣して政丞趙浚、金士衡等を召す、浚方に卜者に對し吉凶を占ふ、連りに之を促がし乃ち來る、帶甲の家人多く之に従ふ、芳遠は趙浚に謂て曰く、公等は李氏の社稷を憂へざるかと、俄かにして朝臣來り赴く者多し、趙浚、金士衡は政府に入らんと欲す、芳遠曰く入る可からず、速かに百官を召集せよと、贊政柳曼洙其子を率ひて來る、芳遠之に甲を授け後ろに立たしむ、李茂曰く、曼洙は芳碩の黨なりと、芳遠之を殺すを命す、曼洙馬を下り芳遠の衣を牽て曰く、我れ當に之を白す可しと、金小斤刀を以て其頂を刺す、曼洙仰倒して死す、並に其子を殺す、

芳遠乃ち武士を率ひて覘ふに、鄭道傳は方に南閭と與に其妾家に會し、燈を明かにして楸

公等は李氏の社稷を憂へざるか

蟠腹の者あり我家に入れり

太祖清涼亭に移御す

笑し、伴從の者皆眠る、芳遠は李叔蕃をして故らに矢を發し屋瓦の上に落さしめ、因て火を放ち之を火く、鄭道傳走りて其隣家なる閔富が家に匿る、富大に呼て曰く、蟠腹の者あり我家に入れりと、武士入て之を搜索す、道傳匍匐し劍に仗て出づ、執へて芳遠の前に至る、道傳仰ひて曰く、若し我を活かさば當に力を盡して輔佐す可しと、芳遠曰く、爾ち既に王氏に負き、又た李氏に負かんと欲するかと、立ろに之を斬る、其子鄭游泳も亦殺さる、南閭は遁げて彌勒院の圃幕に隠る、追兵之を殺す、宮中は火の起るを望見し、大に驚き騒ぎて發砲し、芳碩の黨は軍を出さんと欲し、軍士奉元良をして城に登り之を覘はしむ、即ち光化門外より南山に至るまで鐵騎瀰漫せるを以て、懼れて敢て出でず、人以て神助と爲す、芳遠は入直の諸軍に傳語し出て來らしめ、勤政門以南一人無し、黎明に太祖は清涼亭に移御す、趙浚等は百官を率ひて鄭道傳、南閭等の罪を啓し、且つ世子を改め封せんことを請ふ、太祖は芳碩を顧て曰く、汝が便に於てせよと、芳碩拜辭す、芳蕃芳碩は西門を出づ、芳遠手を執りて曰く、汝は吾が言を聽かずして以て此に至れり、好し速かに去れ々と、都堂追ふて之を中路に殺す、芳蕃死する時年十八、太祖は痛く之を悼み、屢々僧舎に幸し、

太祖は芳蕃の冥福を祈る

河崙伴はリ隣ふて饌飯を覆へす

芳遠は河崙に謀を問ふ

李叔蕃

李朝一世 太祖の朝

佛に供し以て冥福を祈る。慶善公主は太祖の女、芳蕃、芳碩と俱に神徳王后の庶腹に出づ、興安君李濟が亂に因て死するに及び、太祖親臨し公主の髪を剃り泣然として流涕す。之より先、河崙は忠清道觀察使と爲る、芳遠の爲め往きて其家に餓す、群客座に滿つ、河崙伴はり酔ふて饌飯を傾覆し、湯瀉御衣を汚す、芳遠大に怒て起つ、河崙座客に謂て曰く、王子怒り去れり、須らく往て罪を謝す可しと、隨つて行く、僕、芳遠に告て曰く、監司來れりと、芳遠顧みずして大門に至り馬を下る、河崙も亦馬を下る、芳遠中門に入れば亦た中門に入り、芳遠内門に入れば、河崙も亦内門に入る、芳遠始めて之を疑ひ顧みて問ふて曰く、何をか爲すぞと、河崙曰く、王子の事危ふし、盤を覆へす所以のものは、將に傾覆の患有らんとするが故に、豫め之を告ぐるなりと、是に於て引て寢室に入り計を問ふ、河崙曰く、臣は王命を受け久しく留まる可からず、安山郡事李叔蕃は貞陵の移安軍を率ひて京師に至れり、此人大事を囑す可し、臣も亦鎮川に往きて留り待たん、事若し成らば則ち急に臣を召せと、河崙遂に行く、芳遠は乃ち李叔蕃を召して之が故を告ぐ、叔蕃曰く、此れ易きこと寧を反へすが如し、何の難きことか之有らんと、遂に芳遠を奉じて宮中の僕従及

定社の功は河崙と李叔蕃の力

太祖位を定宗に譲る

王在て高麗に仕へて將相と爲る

移安軍を奪ひ、甲を被り兵を持して出で、景福宮を圍む、芳遠は幕を南門外に張りて其中に座し、又た一幕を其中に設く、人未だ其誰人の座なるを知らず、河崙の來りて其中に居るに及び人皆之を知る、久しからずして相と爲る、蓋し定社の功は河崙と李叔蕃の力なり。芳遠既に靖難の功有り、是に於て中外皆な芳遠を以て嗣と爲さんと欲す、而も芳遠固く讓る、遂に芳果を以て世子と爲す、此歲太祖は位を世子に禪る、世子位に即く之を定宗と爲す、太祖を尊んで上王と爲す。

李朝二世 定宗の朝

(日本後小松天皇應永六年) 明憲帝建文元年

太祖の第二子、初め永安君に封ぜらる、諱は敏、初め諱は芳果、在位二年、上王の位に在る、二十九年、壽六十三、

△定宗政事紀年

定宗は少壯にして高麗に仕へ、累官して將相に至り、太祖の即位に及び、封せられて永安君と爲る、太祖の内禪を受け位に景福宮の勤政殿に即く、太祖を尊んで太上王とし、嬪金氏を冊して德妃と爲す。

元年、平壤府尹成石麟、欽器圖を進む、定宗經筵に御し圖を掲げ以て群臣に示す、右道觀察使權



李朝二世 定宗の朝

四四

始めて史官を置く

百官軍民齊都を思ひ都を開城に移す

船軍を罷む  
家兵を罷む

朴苞の亂

有慶無逸の圖を進む、定宗悦ぶ、右政亟金士衡を明に遣し、建文帝の登極を賀せしむ、始めて史官を置き日に左右に侍し言動時政を記さしめ、三月都を松京に遷す、時に漢陽の宮闕草創、閭閻未だ備らず、百官軍民皆舊都を懷ふ、太上王も亦之を思ふて置かず、遂に是月を以て太上王を奉じて開城に至つて都す、命じて東北面及び江原道の船軍を罷め、西北面及び京畿、慶尙、忠清、全羅、豊海諸道の船軍を罷む、時に船軍防戍は、諸道の痼弊を爲せるを以て也、命じて家兵を罷めしむ、初め高麗末より家兵の謬制あり、國初猶ほ因循して革めず、是に至り臺諫交も章言す、今朝廷の上各の兵衆を擁して宮門に出入し、兵を交へ敵に對する時の若き有り、願くば古制に遵ひ、宗親の忠義ある者を選び之を典せしめ、其餘は兵を掌らしむる勿く、以て功臣を保全するの道を盡さんと、定宗之に従ふ、二年、知中樞朴苞亂を作し誅に伏し、懷安君芳幹を兎山縣に放つ、苞自ら功多くして反つて人の下に居るを以て快々として不平なり、芳幹の家に抵り博戯に因つて之を誘ひ、靖安君芳遠に請ひ、其家に至らんと欲し因つて亂を作す、義安大君和(太祖の弟)等邸に詣り變を告げ、李叔蕃をして先登力戦せしめ、苞を收め之を殺し、芳幹を外に安置す、初め太祖

官制を定む  
奴婢都監を置く

の國を開くや、王尺寸翊戴の功無くして、禪を受けて位に居る、(國朝寶鑑には、王を以て勇略人に過ぎ始め高麗に仕へて累官して將相に至り、常に太祖に従つて戦功を立つと書し、且つ朴苞の亂を記さず) 朴苞の亂平ぐに及んで、河崙等靖安君を以て早く位號を定めんと請ふ、定宗之に従ひ、遂に立て、世子と爲し、内外の諸軍事を都督せしむ、功臣權近上疏して曰く兵權は國家の大柄なり、私兵を蓄ふる者反つて煽亂を謀る、臺諫已に嘗て罷めんことを請ひ、未だ幾ならずして禍蕭牆に起れり、願くば自今悉く各道の京に留る諸節制使を罷め、京外の軍馬を以て盡く三軍府に屬せしめ、私門直宿は一齊に禁斷し、以て古の家に甲を藏せざるの義に應せんと、即ち命じて悉く私兵を罷めしむ、河崙に命じて更に官制を定めしめ、都評議使司を改めて議政府とし、中樞院を三軍府とし、左右僕射を左右使とし、中樞院承旨を承政院承旨とし、復た藝文館に大學士一員、學士二員を置き、三軍を掌る者及び都總制以下は并に令して議政府の事を兼るを得ざらしむ、復た奴婢都監を置く、初め上王奴婢の法紊るを患ひて辨定都監を置き、之を臺省に屬す、刑曹門下府の疏論に因り之を寢む、是に至り權近の言に因り復た都監を置き、分つて十五房と爲し以て之を掌らしむ、

李朝二世 定宗の朝

四五

殿下何ぞ世子の目を見ざる  
定宗位を太宗に譲る

命じて科田の陳告遞受は一に田制に依らしむ。朴嘗等上疏して曰く、前朝の季紀綱陵夷し、田制大に壞る、我が太上王即位の初め、經界を正し田制を定め、以て子孫萬世の法と爲せり、今宜く遵つて失ふ勿れ、凡そ科田を受る者或は罪を犯し或は後無く、或は科外の餘田は、科田不足の者、新來從仕の者をして、陳告遞受せしむるを許さんと、定宗之に従ふ、之より先定宗の位に即くや芳遠世子たり、定宗の妃金氏、芳遠の入見する毎に諫めて曰く、殿下何ぞ世子の目を見ざる、速かに位を傳へ以て其心を安んず可しと、茲に於て定宗位を王世子に禪る、世子位に壽昌宮に即く、遂に定宗を尊んで上王と爲す、而も太祖太上王は、太宗を憎んで敢て大寶を授けず、群臣大に之を憂ふ。

李朝三世 太宗の朝

日本後小松天皇應永八年  
明惠帝建文三年

太祖の第五子、諱は芳遠、字は遠徳、在位十八年、  
上王の位に在る四年、壽五十六、

〔一〕太祖怒て咸興に退隱す……宮庭秘誌

余野史を涉獵して韓書逐睡篇を讀むに、芳蕃、芳碩の變後、太祖は幾多愛兒を失ひ、快々

太祖位を棄て咸興に奔る

太宗無學上人に請ふ

石磻人倫の道を以て太祖を説く

として樂まず。太宗を憎むこと甚だしく、遂に位を棄て怒て咸興に奔る、太宗大に驚き、屢々中使を遣はし問安すれば、太祖怒ること甚だしく、輒ち弓を彎つて之を待ち、前後の使者未だ敢て其情を達する能はず、成石磻なる者は太祖の舊交也、自ら往かんことを請ひ、誓つて太祖の意を回さんことを期す。太宗乃ち之を許す。石磻は白馬に騎り布衫を衣て、旅人の如くに裝ひ、馬を下り火を燃き、飯を炊ぐの狀を爲す。太祖望見し、中官をして往て之を見せしむ。石磻乃ち曰く、事に因り旅行し日暮れて馬に秣ひ、此地に留宿せんとすと、中官は之を太祖に報す。太祖喜ぶこと甚だしく即ち之を引見す。石磻從容として人倫處變の道を開陳して太祖を説く、太祖色を變して曰く、爾は即ち爾の君の爲めに言ふのみと、石磻對へて曰く、臣若し果して然らば則ち臣の子孫は必らず目を喪ひ、盲と爲らんと、太祖之を信するも遂に回駕の意無し。太宗大に之を憂ふるも而も出る所を知らず。或人曰く、無學上人は太祖と舊交あり、太祖嘗て之に師事す、此人必らず之を善處するを得んと、太宗物色して無學を求め、因て之に請ふ、無學曰く、父子の間に奪んぞ此の如きあらん耶、余敢て何の言を以てせんと、敢て其請に應せず、太宗之を請ふこと久ふす、無

無學笑て曰く  
殿下何ぞ諒せ  
ざるか

殿下苦心の大  
業は之を誰に  
托せんとする  
や

太祖成興より  
還る

李朝三世 太宗の朝

四八

學己むを得ずして之に従ひ、成興に至りて太祖に謁す、太祖怒て曰く、汝は誰の爲めに遊説する耶、無學笑て曰く、殿下何ぞ諒せざる耶、貧道の殿下と相識る幾年ぞ、今特に殿下を慰めんが爲めに來れるのみと、太祖顔色稍や和らぎ、因て留めて與に宿す、無學は語未だ曾て太祖の短を言はず、此の如きもの數十日、太祖は無學の太宗と與にせざるを以て益々之を信ず、後ち數日にして無學は夜半に太祖に説て曰く、太宗誠に罪有り、然れども殿下は之を愛し、己れを盡すこと殲せり、只だ此人有り若し之を棄絶せば、殿下平生苦心の大業は、將に之を誰に托せんとせらるるや、其他人に與へんよりは、之を殿下の血屬に與ふるに如かず、願はくば殿下賢慮を垂れよと。太祖頗る其言を然りとし、遂に回駕の意有り、無學仍て勸めて速かに還らしむ。

太祖の成興より還るや、太宗は郊外に出でて親ら迎へ、盛んに帳幔を設く、河崙等啓して曰く、太上王の怒り未だ盡く釋けたりと信す可からず、凡事は慮からざる可からず、遮日の高柱は宜しく大木を用ゆ可しと、太宗之を允し乃ち十圍の大木を以て高柱と爲し、兩宮相會するに及び、太宗は冕服して進み見ゆ、太祖望み見て怒り色に現はれ、御する所の強

太祖白羽箭を  
以て太宗を射  
る

天に非るは莫  
き也

史氏の其意を  
解せざる所

弓白羽箭を以て、滿を引き之を射る、太宗蒼黃として高柱に隠る、矢其柱に中る、太祖笑ひ怒りを弛めて曰く、天也と、ち國寶を以て太宗に投じて曰く、爾の欲する所のものは此物也、今之を持ち去る可しと、太宗涙を揮ひ三たび辭して之を受け、遂に宴を開く、太宗將に爵を奉じ善を上らんとす、河崙密かに白して曰く、大王宜しく樽の所に詣りて爵を執り献せよ、壽する時親ら献す可からず、宜しく中官に授け以て献す可しと、太宗又た其言の如くす、中官は爵を進む、太祖飲み終りて之を笑ひ、袖中より鐵如意を出だし、之を坐側に置いて曰く、天に非るは莫き也と。

余李朝の正史を按ずるに、此等の史實は葬むり去られて傳はらず。遺憾とす可し、余は之を拾ふて野史より得たり、柳も太祖の英邁を以てして、康氏の愛に溺れ、幾多王后有功の諸王子を措て、庶腹の王子を冊立せんとするは、史氏の其意を解せざる所なり、思ふに太祖は、茫然既に老て、愛妾弱子の偏愛に昏迷せしや可知耳、此の如きは往々凡人の免かれざる所なるも、英雄の陥ひる可きに非る也、況んや自から強弩を引て、王太宗を射り、鐵如意を藏して之を撲殺せんとする如きに至つては、思はざるの甚だしきもの也、宜べなる

李朝の禍機は既に此時に萌す

太宗神經質の感情家

李朝の王業は太宗に至りて完成す

### 李朝三世 太宗の朝

五〇

哉、李朝の禍機は既に此時に萌し、外戚の跋扈明黨の軋轢は、王室骨肉の鬭争と相俟て、爾來漸く繁からんとす。

### （二）太宗の人物と佛教の衰滅

太宗世子たりし時、入見する毎に王妃金氏定宗を諫めて曰く、殿下何ぞ世子の目を見ざる、速かに位を傳へ以て其心を安んず可しと、想ふに太宗は神經質の感情家なりしは疑ひを容れず、然も太宗が感情家なりしだけ、王業を大成し李朝を泰山の安きに置きしは、論を俟たざる也、恰かも徳川氏が三代家光に至りて、父祖の覇業を大成し、諸侯の上に立て幕府の威嚴を示し、徳川三百年の基礎を築きしが如く、太祖開國の功臣は、皆嘗て太祖の同志にして友人也、故に太祖の代に於ては、往々君臣の分界を失ひしも、太宗は家光が諸侯を同遊同志視せず、直ちに君臣の態度を明かにせしが如く、太宗は其分界を明かにして之に臨み、庶政親しく命令して任免黜陟破竹の如し、故に李朝の王業は太宗に至りて完成せり、太宗は感情家なるも、政治に對しては特に趣味を有したるが如し。即位の後群臣に議して曰く、佛教の徳莊嚴微妙ならざるに非ずと雖も、其生民を迷惑せし

情弱淫靡の弊風

制令の徹底せざれば也

親ら佛陀に對し迷信無きを示せり

むるは極まれり、宜しく佛教を排斥して儒教を振興し、情弱淫靡の弊風を矯正せざる可からず、我太祖大王は夙に佛教の弊に着眼し、麗末の佛僧が禍福吉凶を説て、愚夫愚婦を誑かし、或は祈禱に托して良家の婦女を誘ひ、或は美尼を蓄へて淫慾を満たし、淫風一世を靡爛するを嘆せられ、即位の初めに於て之を壓制せられたり、然れども士大夫尙未だ遺風を殄滅する能はず、其親族の爲めに齋を設け、又法筵を殯室に置き忌祭を行ひ、僧を迎へて之に酒饗し、儒生讀書の士亦皆寺門を訪ふて、儒釋相頼る者少なからず、之れ制令の嚴乎として、徹底せざればなり、寡人は太祖大王の遺訓を汲んで、自今以後之を壓抑制限す可しと、乃ち群臣をして之を査察せしめ、十二宗派を滅じて二宗と爲し、寺位の官田を沒收せり、寺僧の怨聲八道に起り、囂々たる民心安からざりしも、太宗は斷乎として顧みず、親ら佛陀に對し些の迷信無きを示せり。

明帝嘗て太監黃儼を朝鮮に遣はし、濟州島の銅佛像を迎ふ、佛像至るに及び、黃儼先づ太宗に拜せんことを請ふ、太宗曰く、藩國の禍福は天子に在りて佛に非ずと遂に拜せず、此くて太祖、太宗の遺旨は後王の繼承する所と爲り、四代文宗の朝には人民の僧侶と爲るを

嚴禁し、九代成宗は嚴に度僧の禁を立て、京城、龍山の佛宇を廢して、之を學校に充て、宮中に於ける一切の佛式を罷め、十二代中宗の朝には京城内の慈壽、仁壽の兩尼院を撤して、年少の者を還俗せしめ、老年の者は城外に放逐したり。

斯くの如く、李朝は太祖以來佛教を憎惡禁制せしを以て、高麗以來隆盛を極めし佛教も、殆んど其の形骸を殘さざらんとせり、回顧すれば佛教の傳來以後、朝鮮民族性格の上に大變革を及ぼし、物質文明と勇壯なる氣象は、一に佛教に依て養成せられ、朝鮮民族は尙ほ此佛教の土臺に踞して、國運と與に益々發展せんことを期したりしに、李朝の壓迫餘りに慘酷を極めし、結果發展の機運は再び萌すに由無く、李朝の僧侶は遂に山間幽谷の逸民として、別乾坤に縮まり、再び氣勢を擧ぐる能はざるに至れり。

太宗は此く佛教を極端に壓迫し、之に代はるに果して何物を以てせんとする乎、無宗教の國家は王者の鐵腕のみを以て、興隆開大し得べしと、思へるや、麗末李初、士民の墮落淫風は、佛教の教義と何等敢て闘せんや、之れ實に佛僧の墮落にして士民の投合すれば也、然らば李朝社會を緊張して僧侶を戒嚴し、度僧を整制し、士民を教訓したらんには、其弊風

物質文明と勇壯なる氣象

山間幽谷の逸民

墮落淫風は佛僧の教義と何等闘せんや

無宗教の一國家と民族の前途や如何

禁酒の令を下す

學問の人に益あるを知る

は自ら矯正せらるべし、惜ひ哉太宗此舉に出でず、李朝が朝鮮文明の原動力たりし、佛教を禁制するの素地を作り、滔々として文化に伸びんとせし民族は、茲に物質に精神に、一大巨石を其頭上に壓せらるゝの己むを得ざるに至れり、經國大典、大典通編は、素より令を行ひ詔を決する法條に過ぎずして、道德的約束と開悟とは、殆んど没交渉也、爾來無宗教の一國家と、其民族の前途や果して如何。

三三 太宗政事紀年

元年、久しく早するを以て太宗は金科に命じ、詩の雲漢篇を講せしむ、仍て曰く禁酒の令を下すと雖も、飲む者止まず、是れ予が酒を斷たざるの致す所也と、命じて酒を進めしめず、國人敢て飲む者無し、太宗大學を講し章を徹す、金科に謂て曰く、此書を讀了し乃ち學問の人に益有るを知る也と、金科對へて曰く、經筵官は皆賀せんと欲し己に宮門に詣れりと、太宗曰く、之を知るの難きに非ず、之を行ふを難しと爲す、予が能く行ふを待ち然る後に賀するも未だ晚からざる也、一書を讀了する何ぞ賀するに足らんぞ。

二年、書雲觀上書して曰く、高麗の太祖三韓を統一するの初め、或人言を進めて曰く、背山

願堂を稱して  
田民を施納す

李朝三世 太宗の朝

五四

逆水の地に寺を置き、佛を安んじ其道場を設けば、則ち以て國家を鎮安す可しと、仍て有司に命じ地に隨つて寺を置き寺田を給す、後の君臣益々之を信じて、大伽藍を創立し、願堂と稱して田民を施納す、是より五百年間京外の寺社記するに勝ゆ可からず、是に於て禪教各宗争つて田民有るの寺を執り、肥馬輕衣し甚だしきは酒色に溺る、寺は千を數ふと雖も、僧は萬を數ふと雖も、其行ふ所此の如し、其道は國に福するの理ありと雖も、何ぞ一毫の益有らんや、古人言へり有り曰く、國に三年の蓄無くんば國は其國に非すと、又曰く師を曝らすこと久しければ則ち國用足らずと、今の蓄積を以て之を觀るに、數萬の兵一年の糧すら尙且つ足らず、萬一師を興し衆を動かさば、將た何を以て之に應せん、願はく密記を京外七十寺に付し、諸寺の田租は永く軍資に屬し、奴婢は之を諸司に屬せんと、太宗之に従ふ、太宗は侍講金科に命じ、毎日聽政の暇に便殿に御して講論す、太宗從容として下問し、金科も知る所を竭して之に對ふ、若し疑ふ所あれば權近に質して以て對ふ、太宗は學を好んで倦まず、嚴しく課程を立て、史を讀み卷を徹し、金科に謂て曰く、予は歴代の治亂興亡に於て略ぼ之を知れり、四書五經を講せんと欲す、何の書か性理の淵源を爲すと、金科曰く帝王の學は臣何ぞ輕

諸寺の田租は  
軍資に屬す

帝王の學生は

臣何ぞ輕議せ  
ん

議せんと、遂に中庸を講ず。

三年、太宗は本國の書籍鮮少にして、博覽する能はざるを憂ひ、命じて鑄字所を置き、銅に範し字と爲し、其鑄造に隨つて之を印し、李稷、朴錫命、李齊に命じ其事を監し、内官の銅を出して以て其用を支ゆ、右政丞成石璘進み戒めて曰く、殿下明敏の資を以て善道を聞くを樂まる、臣等喜び甚だし、然れども始に勤め怠らば、徳必らず成る無し、請ふ意怠荒する勿れ、殿下明智物を照らし聽斷神の如く、讒言未だ嘗て進む無し、然れども讒謔の人は是非を變亂し間に投じ隙に乗ず、願はくば殿下之を慎めと。

四年、太宗は元子を召し、侍學侍直等に諭して曰く、今や世子の爲めに多く僚屬を設くる所以のものは、其薰陶宜しきを得て、其徳を成さんことを欲する也、國祚の長短生民の休戚實に世子に係る、豈慎まざる可けんや、侍學侍直は皆功臣の子弟也、其父兄は予既に之を任用して疑ふなし、其子弟は他日又將に之を用ひんとす、世々輔翼する亦美ならずや、爾等交々相戒飭し、敢て或は怠る勿れと。

五年、宗親李伯温其婢夫を殺す、太宗伯温の罪を赦さんとす、大司憲李來寧請ふて曰く、古

殿下之を慎め

國祚の長短生  
民の休戚

憲法は天子も私するを得ざる也

實に殿下の盛徳を汚がす也

人事は下に應じ天變は上に應ず

李朝三世 太宗の朝

へ天子の父の人を殺すや、司憲は法を執て之を論ず、憲法は天子も私するを得ざる也。願はくば伯温を法に置き以て、無辜飲泣の魂を慰めんと、太宗曰く、之を城外に黜けて可也と。李來等闕に伏して必らず其罪を論せんことを請ふ、太宗は己むを得ず宗簿寺をして咸州に杖流せしむ、司憲府は之を縛送す、太宗聞て大に怒り持平李治を縛し獄に下す、李來曰く、伯温の兄は前朝に在りて人を殺し、其弟今又人を殺せり、伯温兄弟は實に殿下の盛徳を汚す也、縛送する所以のものは其逃るゝを慮りて也と、太宗曰く、卿は李氏社稷の臣に非ずや、何ぞ宗親を待つ是の如きやと、李來曰く、臣等は敢て宗親を辱むるに非ず、乃ち殿下の徳を輔くる也と、臺官皆退きて罪を待つ、諫官趙叙等請ふて曰く、李治は法を執りて變せず、請ふ其罪を釋るし以て人望を保たしめんと、太宗遂に怒りを解き李來等に命じ、職に就かしむ、李來曰く、人事は下に應じ、天變は上に應ず、今や旱災を以て殿下は膳を減じ酒を止む、誠に美意也、然れども萬機を親決せず、善言進まず、願はくば殿下に正殿に御し、大臣と共に事を論じ、刑罰其當を得然る後以て天心に合す可し、今罪人を宥さば姦惡何に由て止まん、請ふ自今輕々しく赦免する勿れと、開國の功臣、領議政府事平壤府院君趙浚卒す、太宗は計を

開國の功臣趙浚卒す

王は朝を續むること數日

獄を滯らしらる勿れ

聞き慟哭し素膳して、世子と與に親く殯に臨み、次で喪主を吊慰す、初め太上の舊邸に在るや、浚の名を聞き召して與に事を論じ大に悦び、知密直司事兼司憲府大司憲に擢んで、事大小と無く悉く以て之に咨る、浚感激して効さんことを思ひ、知つて言はざる無く、經を立て紀を陳べ、利を興し害を除き、私田を革め以て民生に厚くす、世家巨室怨謗沸騰するも、浚は論執益々力む、太上の意は浚と協ひ、竟に群議を排して之を行ふ、太上即位の夕べ浚を召して臥内に入れ曰く、卿は漢の文帝が代邸より入りて、夜る宋昌を拜して衛將軍と爲し、南北軍を鎮撫するの意を知れる乎と、因て都統使銀印と畫角形弓とを賜ふて曰く、五道の兵馬は皆卿に委ぬ之を總べしむと、遂に門下右侍中平壤伯に拜し、策勳第一とす、太宗は潛邸に在りて嘗て浚の家を過ぎる、之を中堂に迎へ置酒し、甚だ謹み因て大學衍義一部を、献じて曰く、此を讀まば以て國を爲す可しと、太宗は既往を追懷して感慨に堪へざるものゝ如く、朝を輟むること數日。

六年、太宗は未決囚の獄中に死するを聞き、知申事黃喜に謂て曰く、殺す可くんば則ち之を殺せ、豈に滯獄して死せしむ可けんや、自今法官をして獄を滯らしむる勿れと。

李朝三世 太宗の朝

國家の宰相として河崙の如きは鮮し

卿の女を擇びて世子に配す

太祖太上王薨す

李朝三世 太宗の朝

時に匿名の書を市街に掲ぐる者一に非ず、皆謂ふ、旱災は河崙執政の致す所、崙の執政を解かば旱災止まんと。河崙は上箋して位を避けんことを請ふ、太宗曰く、災異の來る宰相の咎に非ず、今の兩らざることを豈卿に關せん、飛語造謗は予固く信せず、卿何ぞ恐れんと。七年、諫官上言して曰く、古へ三公は災に遇へば位を避く、今河崙、趙英茂は、寵を貪はりて辭せず、更に制度を立てて以て先王の制を紊る、速かに職を辭せしめざる可からずと。太宗曰く、國家の宰相として河崙の如きは蓋し鮮し矣、大臣は休戚を同ふする所、豈毫髮の疑有らん、自今以後爾等復た動搖する勿れ、大臣は務めて大體を存せよと、此歳金氏を封じて王世子の淑嬪と爲し、其父金漢老を拜して同知總制と爲す、太宗は漢老を召して曰く、卿は遠く沈孝生に鑑み、近く閔氏を以て戒と爲せ、予は幼より深く卿を知る、謹厚能く富貴を守る、故に卿の女を擇びて世子に配す、卿能く吾が言を敬受し、敢て忽にする勿れと。八年、太祖太上王薨す、健元陵に葬る、太宗哀毀して政を聽かず、領議政府事河崙等上疏して曰く、臣等竊に謂ふ、人君の徳は孝より大なるは莫し、而も孝を致すの道は衆人と同じがらず、諒闇の法は殷周の前に己に行ふ能はず、惟だ高宗之行へり、周の成王崩じ康王位に即

大位は久しく曠ふす可からず

群臣違々として安んぜず

き群臣の朝を受け冕を釋き反つて喪服せり、先儒謂ふ天子諸侯の禮は士庶人と同じからず、蓋し人主は當に天下國家を以て體と爲し、宗社生靈を計と爲し、大位は以て久く曠うす可らず、大權は以て暫も分つ可らず、其時勢を觀て然らざるを得ざるが故也、殷周の盛時は人心醇厚に世道隆平なるも諒闇の法すら猶ほ且つ行ひ難し、況や後世をや、漢の文帝の短喪を遺詔してより後、歷代遵守して皆三年の喪を行はず、惟だ晉の武帝、魏の孝文、周の高祖獨り能く之を行へり、然れども軍國の重務は皆自ら聽斷せり、宋の眞仁英神の四宗は皆賢主也、外庭の群臣は皆な月に易るの制を用るも、而も内庭は實に三年の喪を行へり、今ま當時の帝紀を考ふるに、朝に坐し政を聽き、除拜大赦は皆な未だ葬らざるの前に在り、夫の宋三代以後治教休明の世に、眞儒輩出し制度整備し、皆後世の法と爲す可し、故に今日外庭の群臣が喪を行ふの禮は悉く宋制に遵へり、今我が殿下は太上を哀慕し、孝誠切に至り、深く諒闇に居り敢て政を聽かず、群臣違々として安んぜず、前日臣等謹んで百官を率ゐ、合辭して以て政を聽かんことを請ふも、殿下即ち允さず、臣等は命を聞きて感愴に勝らず、竊に伏して惟るに、舜は大孝と稱し、周公は達孝と稱す、蓋し父母兄弟の變に遭ひ、而して善く之を處する者也、戊

李朝三世 太宗の朝



朝鮮億萬年無窮の業

李朝三世 太宗の朝

六〇

寅の變に姦臣は我太上の不豫に乗じ、幼を挟み亂を謀り、宗社の安危は間に髪を容れず、幸に殿下の機に應じ誅除せるに頼り、再び宗社を安んじ萬世永く頼る、則ち我朝鮮億萬年無窮の業は太上之を前に開き、殿下之を後に定む、其善く變に處して能く繼述する者、實に舜周公と與にするも愧る無かる可し矣、是れ蓋し宗社を以て念と爲し以て大行を行ふ矣、今其國家は小康と號すと雖、中外の虞は慮はざる可らず、殿下は三代盛時の禮に效はんと欲し、恭黙して言はず敢て聽斷せず、臣等竊に恐る庶事必ず陵替するに至り、或は宗社の憂を貽し、終に大孝に缺る有らん也、伏して望むらくは、殿下哀を抑へ變に順じ、一に宋朝の制に遵ひ、素服して朝に臨み、日に庶政を聽かば、上は以て宗社の大孝を隆にし、下は以て臣民の輿望を慰め、以て太祖草創の業を永くし、以て萬世の法を胎さんと、太宗竟に允さず。

丹山府院君獄に繋がる

九年、丹山府院君李茂は、罪を以て獄に繋がる、獄官は並に其子公柔を拷訊す、公柔は杖を受くること九十なるも遂に服せず、太宗之を聞て曰く、是れ之を拷訊するは誤まれり、子は父の爲めに隠し、寧ろ死に至らんも寧んぞ敢て證して、父の罪を成さんやと、即ち命じて之を釋さしむ、續ひて政府は亂臣閔無咎、閔無疾等を刑に正さんことを請ふ、太宗命じて無咎

山崩れ水湧くは皆の君王に在り

無疾を海島に流し、尋ひて之に死を賜ふ。

十年、夏旱す、卜師に命じ雨期を占はしめ、書雲觀をして雲氣を察せしむ、太宗夜を徹して寝ねず、親しく自から候察し、近臣に謂て曰く、山崩れ水湧くは、占書に皆言ふ、咎め君王に在りと、予は則ち以て意と爲さず、水旱に遇ふ毎に但だ民の其災を受けるを以て憂ひと爲すのみと左政承成石璘辭表して曰く、陰陽和せず、水旱相仍るは、皆老臣が變理する能はず、賢を防ぎ國を病ましむるの故に因ると、太宗曰く、水旱の災は、實に予が否徳の致す所也、昔し河崙は相と爲りて法令を改修す、時々水旱の災有り人之を誹謗す、其後趙浚、金士衡、李叙相繼ぎて相と爲るも、而も亦歳として災無きは無し、予は否徳を以て天心に答ふる能はず、水旱存りに至る、予は則ち進退惟れ艱むも久しく位に居り、其終りを完ふせんと欲す、卿は老軀と雖も子の至意也、敢て辭職する勿れと、西北面都巡問使朴崙上書して曰く、平北義州の民は去歳の旱害に依りて業を失ひ、今年は奔命に困めり、請ふ今年の田租を減せんと太宗曰く、漢文は屢々田租を減じ以て百姓を恤めり、我國は地狭くして人少なく、田租も亦甚だ寡なし、且つ軍需の爲め未だ減租するを得ず、然れども義州は他郡の比に非ず、其れ皆

卿は老軀と雖も子の至意也

李朝三世 太宗の朝

六一

の言に従へと。

十一年、太宗は西北豊海道の大旱するを聞き、知申事金汝知を責めて曰く、爾胡んを言はざる歟、昔し王安石は、天變敢て恐るるに足らずと爲せり、爾之に倣はんと欲する歟、今聞く其民飢乏すと、宜しく速かに吏を派し之を賑ふ可しと、太宗、議政府六曹に議して曰く、今や國家無事也、而も此嚴寒に當り毎日朝を視、卿等の早く入朝するを煩はすものは他無し、卿等と與に克く勤め、以て天を敬ひ、民に勤むるの道を盡さんと欲する也と、韓尙徳對へて曰く、政治に勤むるは帝王の美德、宴安は古人の戒むる所、無事と雖も毎日朝を見るは、誠に美法也と、太宗、漢唐以後外戚が事を用ゆるの弊を論じて曰く、外戚をして宮中に通籍出入自由ならしむるは、人君長遠の計に非る也、宜しく之を未萌に防ぐ可しと、又左右に謂て曰く、衣食は生民の重んずる所、古へは后妃親ら養蠶するの禮有り、自今宮中に麻を納れ以て紡績に備へよと。

十二年、高麗の遺臣前掌禮徐甄は衿川に居住せり、詩を作て吟じて曰く、千載神都隔漢江。忠良濟々佐明王。統三爲一功安在。却恨前朝業不長。と大臣臺諫は之を訊問して罪に問はん

天變敢て恐るるに足らずと爲せり

外戚が事を用ゆるの弊を論ず

李氏豈天地を無窮ならん哉

直言を以て讒言と爲さば其失大なり

早極まれば必ず雨す

請ふ、太宗曰く甄は高麗の臣にして其石を忘れざるは情也、吾李氏豈に能く天地と無窮ならん哉、若し李氏の臣に此の如き者有らば嘉す可き也、置きて問ふこと勿れと、後ち復た固く請ふ、太宗曰く、甄は高麗の臣にして我家に北面せず、其君を追慕するは是れ亦夷齊の流也、何ぞ之を罪す可けんやと、成石璘は太宗に言て曰く、古へより相と爲りては讒言を畏る可し、今や讒言の入る無きは喜ぶ可き也、但だ恨むらくは老耄して職に堪へざるは遺憾也と、李膺曰く、讒言の畏る可きは惟に君臣のみに非ず、父子川友も亦然りと、太宗曰く、讒言は辨し難し、若し直言を以て讒言と爲さば、則ち其失又た大なりと。

十三年、歳旱存りに至るを以て、承政院は僧を集めて雨を禱らんと請ふ、太宗曰く、古へより水旱の災は皆人君否徳の招く所也、今僧巫を集め雨を禱るは、乃ち愧る無からん乎、予は以謂へらく、祈禱を罷めて人事を盡せば可也、予は粗ば聖經を讀み、僧巫の誕妄を知る、今却つて愚僧に托して天澤を希ふて可ならん乎と、金汝知曰く、古昔聖王の正道に非ずと雖も、祈禱を擧るも亦古事也、今や僧既に集まり供辨も亦具はれり、俗に従ひ之を行ふも害無きに似たりと、太宗曰く、早極まれば必ず雨す、若し雨ふらば即ち人必ず以て釋氏の力と爲さ

ん、此後卿等復た佛を論ずる勿れと、汝知曰く、大王正道を以て臣に問はば、當に正道を以て對ふ可し、人事を盡して祈禱を罷むるの論は、高く前古百王の上に出づと、太宗曰く、佛僧圖讖の論説なるものは皆取るに足らず、然れども漢の光武の明にして尙圖讖に惑ふ、是れ光武の道に純ならざれば也、若し載書を焼かず以て後世に傳へば、則ち理を知る明かならざる者は、必らず深く惑はんと、左議政朴崙、知中樞趙末生をして、書雲觀に往きて陰陽の書を索めしめ、不經のものは悉く之を焚かしむ。

陰陽の書を焚く

人の爲に官を設くるは古へに非ざる也

趙英茂卒す

十四年、始めて敦寧府を置き、以て宗親の太祖の後に非ずして封君を得ざるもの、及び外戚諸姓に資せんとす、議者言へらく、職事無くして人の爲めに官を設くるは、古へに非ざる也と、太宗曰く、親戚苟くも皆賢ならんか、才に隨つて任用して可也、苟くも賢ならずして之を任用し、或は罪惡に陥り、之を赦せば則ち法を廢し、之を論ずれば則ち恩を傷く、予の此官を置くは、親を親とするの道を盡し、而して法を廢し恩を傷くるに至らざらんを欲する也と、此歲漢山府院君趙英茂病ひ革まる、太宗は其第に幸して病を視んと欲し、仗衛既に列す、卒すと聞て止め悼むこと甚だしく、素膳して朝を輟ること三日、河崙に問ふて曰く、大臣の

證を忠武と賜ふ

宰相は讀德書の人を用ゆべし

民を治むるは亂れたる繩を治むるが如し

河崙卒す

卒するに朝を輟ること三日なるは、乃ち薄きこと無き乎、予思ふに霍光魏徴の卒するや、皆朝を輟ること五日す、卿之を知る乎、對へて曰く、殿下、臣を重んずるの意至れりと雖も、五日に至る若くんば、則ち軍國の重事必らず淹滞するに至らんと、太宗仍て代言韓尙徳に命じて祭を致さしめ、又親ら其殯に臨み、證を忠武と賜ふ。

十五年、太宗曰く予前日三十に一を税するの法を行はんと欲せり、而も禮曹判書鄭易、以て不可と爲すも、此れ古昔聖王の遺制中國の良法也、而かも鄭易乃ち肯せず、此を以て知る宰相は須らく讀書の人を用ゆ可きをと、吏曹判書朴崙上言し、舊章を變更する莫からんことを請ふ、太宗は近臣に謂て曰く、崙の言是也、古人言ふ民を治むるは亂れたる繩を治むるが如しと、宜しく悉く予が意を體し、新法を立る母れと。

十六年、太宗、晉山府院君河崙を以て、咸吉道に往き巡察せしめ、東郊に幸して之を餞す、崙回つて定平に至りて卒す、訃至り太宗悼むこと甚だしく、流涕して朝を輟ること三日、素膳すること七日、命じて京第に入殯し親臨して證を文忠と賜ふ、河崙は天資重厚にして、平生疾言遠色無し、相と爲り務めて大體を存す、太宗曰く、崙は忠直の臣也、予は其德義を尊

韓珪卒す

李朝三世 太宗の朝

六六

國家の經濟大臣を失ふ

び、常に賓師を以て之を待てりと、續ひて河城君韓珪卒す。太宗は趙末生に謂て曰く、予は崙の計を聞き涙未だ乾かざるに、今は河城又卒す。誰か予が今日の心を知らんと、因て聲を失して哭し、韓尙敬等に謂て曰く、頃者晉山府院君の計至り、以て國家の經濟大臣を失ひ哀悼に堪へず、今又忠直の臣を失ふ、之を奈何せん。三功臣會盟の時に當り、凡そ六十餘人、今十餘年にして存する者三十人に過ぎず。存没を感念し寧んぞ悲まざらん乎、仲月功臣の會は己に成法有り、今功臣の存命する者少なし。己に没せる功臣の嫡長を以て官爵を授け、其父に代りて與に會せしめんと。

十七年、太宗、事便殿に視因つて置酒す。輔臣起つて賀して曰く、殿下至誠事大、國家無事に邊境晏然たり、實に臣民の福也と。太宗曰く、予其誠悃を盡し以て上國に事ふ。往者此の如きも來者知り難し。若し小怠あらば必ず罅隙を生せん、畏れざる可けんやと。

十八年、世子禮を廢して外に放ち、忠寧大君禔を以て世子と爲す。政府文武百官、世子の失德(聲色に淫にして學を務めざる)を以て、辭を合せて廢せんことを請ふ。太宗之を允し、禮の長子を立てんと欲す。群臣咸曰く請ふ賢を擇んで以て之を立てんと。太宗曰く、忠寧は天性

太宗位を世宗に譲る

上王怒る

聰敏、學を好んで倦まず、治體に通達す。予以て嗣と爲さんと欲すと。群臣賀して曰く、臣等の所謂賢を擇ふも亦た忠寧を指すと。遂に立て、世子と爲す。太宗、知申事李明徳を召して曰く、予位に在ること十九年、夙夜恐懼政敢て荒廢せず、未だ上天意に答ふる能はず、且つ宿疴近來尤も劇し、茲に位を世子に傳へんと欲すと。報平殿に御し、内臣をして世子を召さしめ、即ち大寶を以て之に授け、別宮に移御す。世子遂に位に景福宮に即き、軍國の大事皆上王に啓す。上王、兵曹判書趙末生、參判李明徳等を召して曰く、讓寧の爲す所狂悖、之を教ふるも悛めず遂に此に至る、之を近地に置き保全せしめんと欲するも、而も尙ほ改悟せず、讓寧既に東宮に在り行ふ所善からず、自今以後讓寧を以て之を政府六曹に付し、予は與らじ、若し又法を犯さば政府六曹拿し來れ、吾れ管せず一に國家の處置に従はん、兵曹參判姜尙仁、沈沚と與に禁衛士に分屬し、只だ王に啓して上王に稟せず、上王怒り遂に代言をして宣教して曰く、予否徳と雖軍國の政事は予親く聽斷す。今ま兵曹は只だ巡綽に啓して、軍事悉く予に啓せず、其れ首議者を問へ、如し其の隱す者は宜く拷訊を加へよと。是に於て兵曹罪を待つ、代言李友寧入り請ふて曰く、本兵堂郎必ず知らん並に鞠す可しと、遂に判官朴

李朝三世 太宗の朝

六七

習の饒する者都を傾く

上王は尙仁を車裂の刑に行ふ

習、參議李愨、正郎金自温等に命じ並に金吾に下して拷訊せしむ、習曰く、本兵の事各の掌る所有り、衛士は則ち入直し堂郎は分排し、本と闘せず、長官に稟するは實に聞知せずと尙仁、沈証曰く衛士は例に循つて分排し、其れ稟せず、大朝偶ま深く思はざるのみと、上王特に習及び尙仁を放ち、其餘は只だ贖はしむ、九月領議政沈温(証の兄)明に赴く、縉紳の饒する者都を傾く、上王聞て悦ばず、兵曹佐郎金憲吾、姜沈と隙有り、上王の温を疑ふを覘ひ、乃ち讒して曰く、沈証、朴習姜、尙仁と私語して曰く、今の號令は二處に出づ、一處に出づるの専らなるに如かずと、上王怒り復た命じて習尙仁証等を縛せしめ、三省之を難治す、証は刑に勝れず兄の温を誣ひ引く、習も亦た膝を壓せられ迺ち曰く、果して與り聞くを爲せりと、上王益々怒りて曰く、首謀者は温なり、所謂一處なる者其意己に軍を分つ時に稟せざるに驗ありと、遂に尙仁等を車裂し、沈温を水原に押送し死を賜ふ、柳廷顯、温の妻安氏及び仁証の妻子を孥藉し、餘は皆付處せんと請ふ、之に従ふ

李朝四世 世宗の朝

日本稱光天皇應永二十六年  
明世祖永樂十七年

太宗の第三子、諱は昫、字は元正、在位三十二年、壽五十四、

〔一〕世宗對馬を攻む

世宗位に景福宮に即く

萬戸金成吉醉ふて拒ぐ能はず

世宗位に景福宮に即き、百官群民再び漢陽に遷る、案するに、太祖太宗以來、田制を改革し、私兵を罷め、船軍を罷めてより、之に代はるの設備未だ整はず、即ち政治上社會改革上、軍備縮小を斷行したるも、軍制未だ整はざりしを以て、倭寇は其虛に乗じて、再び邊海に寇するに至れり、即ち世宗の元年、倭寇庇仁縣都豆音串に寇す、萬戸金成吉醉ふて拒ぐこと能はず自ら泗ぐ、其子力戦して溺死す、黃海監司、節度使李思儉等に報ず、倭寇を海州延平串に斥候し其の圍む所と爲る、倭寇曰く、我れ朝鮮に來るが爲めに非ず、明國に向はんと欲し、糧絶ちて此に至るなりと、思儉乃ち米四十斛を遣し、始めて解き去る、幾もなく對馬島の倭寇復た邊を犯す、世宗、領議政柳廷顯、朴崙、許稠等を召し、虛に乗じて對馬島を殲滅し、倭寇の還りを邀ふるの策を議す、乃ち李從茂を三軍都體察使と爲し、柳濕を左軍都節制使と爲し、李之實を右軍都節制使と爲し、慶尙、全羅、忠清三道の兵船を將て、而て倭寇還歸の路に邀ふ、庚戌に従茂、九節制を率る巨濟、馬山浦の船二百二十七艘、卒一萬七千二百八十五人を發し、六十五日の糧を賣し、癸巳に十餘艘先づ對馬島に

世宗の抱負

李從茂等纒か  
に免かる

李朝文化の廣  
通

世宗をして自  
由に手腕を揮  
はしむ

### 李朝四世 世宗の朝

七〇

至る、島人之を望み以て本島人の利を得て還ると爲し、酒肉を持し以て待つ、大軍繼で至り豆知浦に泊す、島人逃遁し、唯だ五十餘人拒ぎ戦つて潰ゆ、韓兵道を分つて搜捕し船大小百二十九艘を奪ひ、戸千九百三十九を焚き、斬首百十四、生擒二十一、己亥進んで尼老郡に至り、三軍道を分つて陸に下り、左軍節制使朴實、島兵と相遇ふ、島兵險に據り伏を設く、韓兵敗績し、編將朴弘信等戦死す、李從茂等纒かに免かる、朝鮮敗に懲り謂へらく對馬島は兩國の間に介在し彼我の事情に熟せり、如かす宗氏と好を結び其歡心を求めて侵寇を止めんにはと、次で宗氏朝鮮の俘虜を、幕府に献す李從茂等舟を引て還り泊す、五護軍具益生、齋法醒に命じ往て之を慰む。

### 〔二〕李朝文化の廣通

太宗明敏の資を以て在位十八年、其間に於て政治上に社會上に、幾多の改革を斷行し、李朝の寶器をして重からしめたり、王位を世宗に禪り、上王として政治に干渉したれども、幾くもなく實權を世宗に歸せしめ、世宗をして自由に其手腕を揮はしめたり。

世宗は其性質寛容にして勤勉、毎日早朝に政務を視て、諸臣と對論し、次に經筵に御して

集賢殿を置き  
て文學の士を  
選ぶ

高麗史の疎略  
甚だし

未曾有の隆盛

經史を講究し、盛暑酷寒未だ嘗て懈らず、二年始めて集賢殿を置き、文學の士十三人を選びて之に充て、専ら文翰に任じ古今を討論せしむ、文學の士彬彬として輩出し、天下の人材を作るの美は高く前王に過ぐ、世宗は又少年の才行ある者を選びて暇を與へ、山に遊びて讀書せしめ、多供具を官給し、意を經史に肆まにせしめ、將に大に用ひんとす、而して世宗も亦最も讀書を好み通鑑綱目の如きも一たび目を過ぐれば忘れず、博覽強記文學者としても一世を歴するの概ありき。

一日經筵に御し謂て曰く、吾れ歴代史を見るに、古事を記するもの詳細ならず、又高麗史を觀るに及んで疎略甚だし、宜しく史官を増員し遺漏無きを期せざる可からずと、則ち申穡、金尙直、鄭麟趾等に命じて史官を兼ねしめ、又た柳觀、尹淮に命じ高麗史を改修せしむ、茲に於て文藝學術の士大に進み、各々其學問力量を以て李朝に貢獻し、朝鮮古今を通じて未曾有の隆盛を極めたり、即ち改修高麗史、農事直話、三綱行實、治平要覽、龍飛御天歌、新製陣法等の著書は皆此時に刊行せられたるものなり。

世宗深く學に志して、國家の治亂興廢の跡を覽、廣く文化を普及して士民の實力智識を養

經國の大策に  
して朝鮮文明  
獨立策  
諺文局を禁中  
に置く

鄭麟趾の序文

成し、以て李朝の繁榮と朝鮮の興隆を期せり、依て漢學と漢文を修學せしむるに甘んぜず、進んで朝鮮獨特の文字を製作して、純粹の朝鮮文學を起興し、難苦の漢語と朝鮮語と錯綜せるを引き離し、純なる國音を以て朝鮮語を言ひ表はさしめ、以て朝鮮の文化に一機軸を出さんとせり、是れ實に經國の大策にして、朝鮮文明の獨立策なりと言はざる可からず、則ち字母音二十八字を製作す、是れ則ち諺文也、初め諺文局を禁中に置き、鄭麟趾 申叔舟 成三問、等をして之を撰定せしめたり、時に明の翰林學士黃瓚請せられて遼東に在り、世宗則ち成三問をして遼東に往き、黃讚の助力を得て漢字の音韻と合せしめんことを謀れり、三問遼東に往來すること十三度、調合精練既に撰定し了はりて、其音を分ち三聲と爲し、之を御製訓民正音と名け、鄭麟趾之に序して曰く、

有天地自然之聲、必有天地自然之文、所以古人因聲制字、以通萬物之情、以載三才之道、而後世不能易也、然四方風土區別、聲氣亦隨而異焉、我殿下、勅制正音二十八字、象形而字、倣古篆、因聲而音、協七調、三極之義、二氣之妙、莫不該括、而轉換無窮、簡而要、精而通、故智者不崇朝而通、愚者俛旬而學、以是解書、可以知其義、以是聽訟、可以得

李朝文化の普及  
及案外其効を  
奏す

李朝の經國に  
刮目す可き狀

其情、字韻則、清濁之能辨、樂歌則、律呂之克該、無所用而不備、無所往而不達、雖風聲鶴唳、犬吠皆可得而書矣、夫東方有國不爲不久、而開物成務之大智、蓋有待於今日也、鄭麟趾は當時無類の漢學者にして、其文章は一世に冠たり、世宗の諺文を大成したるは、蓋し麟趾の力預つて大ならずんばあらず、此くて朝鮮が太宗の朝極端なる排佛より、文學、美術、工藝も漸く衰頹萎微せんとせし時に當り、博學廣文の英主世宗出でて、更に幾多の儒臣輩出し、朝鮮の文運は茲に興隆の機運を娠み來れり、而して諺文は年と共に朝鮮全土に廣通し、李朝文化の普及案外其効を奏せんとするを見る。

然らば果して佛敎を抑壓し、之に代ゆるに儒敎を振興したる力を以て、朝鮮文明を華麗に、將に萎縮せんとせし朝鮮人の精神を、興奮せしめ能ふや否や、世宗の博學廣文、蔚然たる儒臣の輩出、之れ實に李朝の經國に刮目す可き状態に非ずや、朝鮮民族が、佛敎の精神的敎化指導に浴する能はずして、單に儒敎の勃興に依りて、修身齊家、治國平天下に成功するを得ば、之れ實に李朝朝鮮の精神的、一大改造なりと言はざる可からず、按ずるに世宗が、李朝の各王中傑出したる非凡の賢君たりしは言ふを待たず、而して其博

學廣文の證左として、一大特筆に値ひするものは王は、天文学に精通し、金塾・金銚等の儒臣に命じて、七政内外篇を纂修せしめ、又た報漏閣、簡儀堂、大小簡儀、渾天儀、渾象定時儀、日星定時儀、圭表、禁漏等の機器を製作せしめたり、而して其發案製法は皆な世宗の裁定に出でたるものにして、殆んど精巧を極む、又千秋殿の西庭に一小閣を建て、水に糊して山を模造し、中央に水力運轉機を備へたる、玉漏一個を装置し、神人、鼓人、玉女等の形百餘個を作て之に配置し、而して之の機關が人力に因らずして、自ら動き自ら撃つこと、恰かも神の使喚するが如く、天體の運行、天道盈虚の理を觀取するを得べし、儒林世宗の博學明智に舌を巻きたりと謂ふ。

(三) 世宗政事紀年

元年、漢城府事權弘上言す、箕子の賢は天下萬世の共に敬慕する所、吾が夫子嘗て言ふ、魯に三仁有りと、我が東方の禮樂文物、中華に模倣するは、箕子封を此地に受け、八條の教を施せるを以て也、其東方に功有る甚大也、太祖の國を開くや首として祀典に載す、先聖を尊崇する所以の道至れり、然るに墓に碑を撰して之を墓下に樹て、以て後世に傳へんと、世宗

乃ち參贊下季良に碑を撰ばしめ、之を碑下に樹てしむ。

二年、世宗新に位に即くを以て、當に先づ節義を獎む可しと爲し、教を中外に下して、孝子節婦義夫を搜索し、實迹を以て報聞せしむ、州郡の上聞するもの凡そ數百、世宗は鄭招に諭して曰く、宜しく特行の者を簡ぶ可しと、始めて集賢殿を、置き文學の士十三人を選びて之に充て、専ら文翰に任じ、古今を討論せしめ、文學の士彬々輩出す、上土の誕辰に世宗は群臣を率ひて壽を上る、上王は下季良に語つて曰く、子は國王と爲りて至誠に奉養し、其父と爲りて之を享ること此の如きは、古今に稀れなる所と、歡を極めて乃ち罷む、又嘗て世宗が事を視て裁決其理に當るを聞き、吾れ固より主上の賢明なるを知れり、然れども老成して此の如きに至れるを知らずと、又嘗て抱川に幸し知兵曹事郭存中に謂て曰く、吾れ付托に其人を得、山水に傲遊して憂ひ無き者は、天下我れ一人而已中國歴代の帝王父子の間も、固より我が今日に如かざる也と、存中頓首して賀す、大妃薨す、喪禮は一に古禮に遵ひ、世宗は服を易へ髪を被り、徒洗號働し、數日膳を進めず、上王は苦次に幸し涕泣して之を勸む、故事に殯殿に於て法席を設く、上土曰く、大妃の病むや、佛に祈り生を求め至らざる所なきも、竟



佛に祈るも應  
驗無し

世宗昔に伏し  
日夜痛哭す

李朝四世 世宗の朝

七六

に應驗無し。且つ性は佛を好まず、故に予は佛事を爲さざらんことを欲すと、仍て命じて喪事は務めて純實にし、侈美を爲さず、政府六曹合辭し啓して曰く、殿下は大妃の疾に侍すること五十日に近く、憂思勞苦の餘に此大故に遭ひ、哀慟して膳を輟め、髪を被り苦に寝ぬ、何ぞ上王の憂念を思はずして經情此に至るや、伏して望むらくは、勉めて臣等の請に従ひ、少く哀情を抑へよと。時方に暑濕す、世宗は床を去り苦に伏し日夜痛哭す、左右密に油紙を以て其下に藉く、世宗之を知り命じて撤去せしむ、上王は兵曹參議尹淮を遣し、世宗に諭して曰く、陵の傍に僧舎を創立するは、高麗より始まり、我朝も亦た開慶衍慶有り、今大妃の陵寢に僧舎を創立するや否や、其れ政府禮曹に令し之を議さしめよと、世宗は淮に謂つて曰く、佛氏の偽は予も知らざるに非ず、但だ安陵の後は空谷間寂なり、此れ予の忍びざる所也、卿其れ復啓せよと、許稠は多大に爲す勿くして小寺を營まんことを請ひ、朴崑と李厚とは開慶衍慶の例に依らんことを請ふ、柳廷顯獨り曰く、佛宇を營建し以て冥福に資するは本と臣子諂諛の心より起る、方今兩上は動もすれば古聖千載逢ひ難きに法る、願くば寺を置く勿く以て萬世の法と爲さんと、淮は具に啓す上王曰く、山陵は予が百歳の後ち往く所の地なり、

緇徒をして吾  
の傍に近づか  
しむるは吾か  
乎心に安んぜし  
手

天下國家人倫  
の在る所

緇徒をして吾の傍に近かしむるは、吾が心に安んせん乎、予が健元齊陵に寺を建てし者は、以て太祖の志を遂る也、今山陵は予當きに法を立て以て後嗣に示す可し、萬世の後子孫の從よと否とは彼に在り、廷顯の言甚だ當れり、其れ寺を置く勿れと、上王は趙未生を遣し世宗に諭すに、日を以て月に易るの議を以てす、世宗は未生に謂つて曰く、日を以て月に易るの制たる、上は史を讀みて此に至り、毎に之が爲めに赧然す、今ま反つて忍んで此制を行はんや、二年の喪は敢て復た請はずと雖、十三日にして服を釋くは誠に忍びざる所、卿其れ善く啓せよと、未生還り啓す、上王泣を垂れて之を許す、體曹啓して曰く、天下國家人倫の在る所は、各の君臣上下の分有らざる莫く、少も陵犯有る可らず、近來は下を以て上を伺ひ、一小釁を得れば則ち羅織して告訴する者一に非ず、此を釋て禁せずんば、其流の弊は君にして臣を畜ふを得ず父は子を畜ふを得ざるに至る、防禁の法は嚴ならざる可らず、昔し唐の太宗曰く、比ごろ奴にして主の反を告る者有り夫れ謀反は獨り爲す能はず、何ぞ發かざるを思ひん、何ぞ必ず奴にして之を告げんや、自今奴にして主を告るは受る勿く、仍て之を斬らん、願くは自今藏獲し主を告る者も亦此法に依らん、朱文公は孝宗に言つて曰く、願くは陛下深く司正

李朝四世 世宗の朝

七七

典獄の官に詔し、凡そ獄訟有れば必ず先づ其尊卑上下長幼親疎の分を論じ、然る後に其曲直の辭を聽かん。凡そ下を以て上を犯し、卑を以て尊を陵ぐ者は、直なりと雖右せず、其不直の罪は凡人の坐に加ふ。高麗の時此義に縁りて、守令を陵犯する者有れば之を斥逐し、其宅を瀦するに至りて後ち己む。願くば自今如し府史胥徒の其官吏を告げ、品官吏民の其守令と監司とを告る者有らば、實に其の宗社の安危に關せず、非法に人を殺す者と雖、則ち置て論ずる勿く、如し或は實ならざれば、凡人の坐に加へんと、世宗之を嘉納す。

三年、世宗近臣に謂つて曰く比ごろ年饑民或は食を絶つに因り、民間に貸す所の義倉の穀は、徵納ただ急なりと、其償ふ能はざる者は強ひて徵する勿れ、予は深宮に在りて民間の利害を盡く知る能はず、爾等當に悉く之を言ふ可しと、又曰く、佛氏の道は禍福に益無し、父王既に崇信せず、予若し崇信せば、則ち母后賓天の時に當りて、豈大に佛事を設けて以て冥福を脩せざらんや、須ちく民庶に令し予が意を審知せしめよと、右議政李原等太上を封崇するの意を以て上王に啓す。上王曰く、予の太上に讓る者は其意三有り、一は則ち我太祖は太上王と爲れり、二は則ち仁德殿は未だ太上に封せず、三は則ち德及ばず矣と、固く請ふ乃ち之を

佛氏の道は禍福に益無し

太宗を尊んで太上王と爲す  
太上王薨す

三年書を讀ます

明帝の特使

許す、世宗百官を率ゐ玉冊金寶を以て、上王を尊んで聖德神功太上王と爲す。四年、太上王は疾篤くして新宮に移御す、世宗徒步して之に従ふ、夏五月太上王新宮に薨す、禮曹は月に易るの制を用ひんことを請ふ、世宗之を允さずして、三年の喪を行へり、世宗は近臣に請て曰く、予は衰經の中に在りて久しく經筵に御せず、若し後世視て以て法と爲し、幼主位に即き終に三年書を讀ます、豈小故ならん哉、今や軍國の重事も亦聽斷するを得ず、況んや讀書をやと、遂に經筵を開く。五年、明帝は太宗太上王の薨去を聞き、内官劉景、禮部郎中楊善等の特使とし、賻祭を賜ひ諡を賜ふ、世宗は太平館に幸して禮を行ひ、世宗泣き使臣も亦泣く、群臣皆な曰く、益々父王の仁厚有徳なるを知る也と、世子を見て曰く、徳容殿下の如くんば國の福なりと、教へを下して曰く、政を爲すの要は、人を得るにあり、官は其職に稱ひて庶事悉く治る、其れ在位の文武官に令し、各々勇智の人に過ぎて邊塞を守る可き者、及び公正聰明にして守令に任す可き者を擧げしめよ、若し私情を以て推擧し、貪汚にして政を亂り、害の生民に及ばしむるを致す者は、律を按じ罪を科し、敢て或は看過すること勿れと。

六年、世宗は柳廷顯に謂て曰く、春秋に武を講じて、議政府六曹の扈從するは事の廢せんことを恐る、政府に令し兵曹を扈從せしめ、餘は悉く之を減せんと欲すと、廷顯曰く、人主の舉動は容易にす可からず、且つ大駕は外に在るに、臣子豈晏然として家に在る可けんやと、世宗曰く卿の言は意有り、大臣をして扈從せしむと雖も、若し狂悖の君にして大臣の言を聽かず、盤遊度無くんば、何を以て之を止めんと、廷顯曰く、殿下にして大臣と俱に行かず、若し意外の變有らば、何を以て之を處せんと、世宗深く之を然りとす。

七年、旨を刑曹に傳へて曰く、獄なるものは有罪を懲らす所以にして、本と人を死に致すに非ず、司獄の官は獄囚を審査するに怠り、初寒盛暑に於て、或は疾病に罹り、或は凍餓に依り、往々非命に死を致す者あり、中外の官吏は予が意を體し、囹圄を淨掃して、疾病を治療し、家人の護養する無き者は衣糧を給し、若し或は怠り奉行せざる吏有らば、嚴に懲罰を加へよと、憲府期を過ぎて妻を葬むらざる者を劾す、世宗左右に謂て曰く、尊卑貴賤の葬期各々定制あり、世人陰陽に惑ひ、禍福の説に拘泥し、久しく葬むる能はず、依て命じて葬日通要を集めて之を内外に頒布し、佛氏の妖書は命じて悉く之を焚かしむ、世宗嘗て尹淮に問ふ

獄は有罪を懲らす所以

世人陰陽に惑ひ禍福の説に拘泥す

て曰く、吾れ儒士をして諸史を分受せしめ之を讀まんと欲すと、淮對ふるに經學を本と爲し、史學を配す可しと、世宗曰く、吾れ經筵に於て問ふに左傳、史記、漢書に記する所の古事を以てするも、或は對ふる能はず、博く古事を觀以て顧問に備ふ亦可ならずやと、遂に鄭麟趾等に命じ分つて諸史を讀ましむ。

八年、世宗は天災存りに臻り盜賊未だ弭まざるを軫念し、曰く、陰陽調はざるは是れ乃ち予が不徳の致す所也、予否徳と雖大臣協贊交修して逮ばざれば、則ち庶くは以て天變に答ふ可しと、又上林園に命じ花卉鶉鴒悉く民間に散給せしめ、凡そ珍玩の物好む所無し、義禁府宮人御庫の財を盜む、律斬に當す、世宗之に従ふ、司諫高若海曰く、死囚の法は必ず三審す、今宮人財を盜むを以て之を斬り、覆奏せしめず、後世中主一時の私怒を以て此を藉つて口實と爲し、輕しく誅戮を行はん、法を示す所以に非ざる也と、世宗之を嘉納し、命じて義禁府に三審の法を立つ、世宗曰く、向きに大臣復た號牌の法を立てんことを請ふ、父王亦た己に之を行ふ、民の願はざるを以て之を罷む、今若し復た行はば、恐らくは民怨起らん、卞季良曰く、一邑の主と爲らば則ち當に一邑の戸口を知る可く、一國の主と爲らば則ち當に一國の

三審の法を立つ

號牌の法を復す

世宗江を渡りて  
於川に於獵す

戸口を知る可く、天下の主と爲らば則ち當に天下の戸口を可し、今民號牌を憚る者は、戸籍を脱漏し賦役を避けんと欲するのみ、號牌の法宜く當に舉行す而しと、世宗之を然りとす。九年、世宗江を渡りて於川に幸し、鷹を獵し回りに江上に至る、風雪暴かに起り波濤荒くして舟楫通せず、命じて於川縣の米豆を取り扈從の軍士に給す、夜半に至るも風尚ほ止まず、曉に及んで乃ち渡る。左議政李穰は道に謁す、世宗曰く、太宗は鷹を狩るに江を越へず、其慮や深し矣、予は乃ち過て人言を聽き江を渡りて行けりと、是より復た江外に幸せず。

光化門の鐘を  
擊ち冤を訴ふ

十年、人有り光化門の鐘を擊ち冤を訴ふ、其故を問ふ、答へて曰く、申聞鼓を掌る者之を禁ず故に鐘を擊つと、世宗曰く、申聞鼓を設くるは下情に達せんと欲して也、若し申す所實ならざれば則ち罪は其人に在り、豈に司鼓の吏に關せん、此の如き負屈伸びざる者必ず多からんと、乃ち命じて鼓を司る者の職を罷めしむ、僕に命じて孝行録を改選せしめ以て進む、時に晉州の民に父を弑する者有り、世宗之を聞き瞿然として曰く、此れ予が否徳の致す所也と、遂に群臣を召して孝悌を敦うし風俗を厚くするの法を議せしむ、下季良請ふ孝行録を廣行し、閭巷小民尋常に之を讀ましめ、之をして駸々然として孝悌禮義の俗に入らしめんと、世宗之

孝行録を改選す

に從ふ。十一年、世宗五方の風土同じからず、樹藝各の其の宜き有るを以て、乃ち諸道の觀察使に命じ、老農己に驗する所の術を逮訪して以聞せしめ、摠制鄭招に命じ就て詮次を加へしむ書成り名けて農家直説と曰ひ中外に頒つ。十二年、世宗教を下して曰く、人五臟の系皆な脊に近し、故に己に脊を鞭つゝの禁を出せり、然も官吏拷掠の際多く脊を鞭ち頗る人命を傷む、自今京外の官吏、人の脊を笞つを得る勿れ、違ふ者は罪に抵さんと、又曰く、囹圄の繫、捶楚の殿、人の共に苦む所、老幼尤も矜恤す可し、自今十五歳以下七十歳以上の者は殺人強盜を除くの外身を禁するを許さず、八十以上十歳以下は死罪を犯すと雖亦た身を禁じ拷訊する勿れ、衆證に據り罪を定めよと、是より先讓寧大君既に廢されて廣州に放たる、大司憲元肅等其の罪を論じ攸司に下し鞠問せんと請ふ、世宗允さず、金宗瑞に謂つて曰く、卿數ば讓寧の事を謂つて置かず、是れ予が本心を度らざる也、讓寧の失は女色狂悖に過ぎず、太宗大義を以て之を廢するも、若し天倫を以て之を言へば、位は固り讓寧の有なり、今予之に代り一國の奉を享く、況や匹夫の兄弟に於けるも猶

農家直説の書  
を内外に頒つ

刑罰を改む

に從ふ。十一年、世宗五方の風土同じからず、樹藝各の其の宜き有るを以て、乃ち諸道の觀察使に命じ、老農己に驗する所の術を逮訪して以聞せしめ、摠制鄭招に命じ就て詮次を加へしむ書成り名けて農家直説と曰ひ中外に頒つ。十二年、世宗教を下して曰く、人五臟の系皆な脊に近し、故に己に脊を鞭つゝの禁を出せり、然も官吏拷掠の際多く脊を鞭ち頗る人命を傷む、自今京外の官吏、人の脊を笞つを得る勿れ、違ふ者は罪に抵さんと、又曰く、囹圄の繫、捶楚の殿、人の共に苦む所、老幼尤も矜恤す可し、自今十五歳以下七十歳以上の者は殺人強盜を除くの外身を禁するを許さず、八十以上十歳以下は死罪を犯すと雖亦た身を禁じ拷訊する勿れ、衆證に據り罪を定めよと、是より先讓寧大君既に廢されて廣州に放たる、大司憲元肅等其の罪を論じ攸司に下し鞠問せんと請ふ、世宗允さず、金宗瑞に謂つて曰く、卿數ば讓寧の事を謂つて置かず、是れ予が本心を度らざる也、讓寧の失は女色狂悖に過ぎず、太宗大義を以て之を廢するも、若し天倫を以て之を言へば、位は固り讓寧の有なり、今予之に代り一國の奉を享く、況や匹夫の兄弟に於けるも猶

は悪を隠し善を揚げ過ち無きの地に立たしむ、予一國の王と爲り反つて匹夫に如かず、而も一兄も庇ふ能はざるか、卿此意を以て諸人に諭せ、予將に召して其第に置き、常に之を見以て友道を盡さんと欲すと。

十三年、世宗曰く、太宗實錄成るに垂んとす、予は之を觀んことを欲すと、右議政孟思誠曰く、實錄に載する所は皆當時の事、以て後世に示す、皆實事也、殿下之を見るも亦太宗の爲めに更改するを得ず、今一たび之を見、後世の人主之に效はば、史官疑懼し必ず其職を失はん、何を以て信を將來に傳へんやと、世宗之に従ふ。

十四年、司諫院は、領議政黃喜が交河に田し、守つて以て農莊と爲さんことを請へるを論じ、宜く百僚の上に在る可らずと、世宗允さず、安崇善に謂つて曰く、喜は國政の大臣、且つ太宗の信任する所なり、予豈輕々しく絶つに忍びん、太宗嘗て予に謂つて曰く、讓寧の世子と爲るや、具宗秀の徒は依阿して多く不義を行ひ、讓寧をして道を失はしむ、喜に問ふて曰く、之に處すること何如と、喜曰く世子は年少にして失する所は鷹犬に過ぎずと、當時謂ふ喜は中立を爲し變を觀るなりと、今を以て之を思ふに、喜は實に罪無し、太宗又た史丹の事を引

き之を解き因て泣下せり、言猶ほ耳に在り、予は何に依りてか新に諫臣の臣を進め之を絶たん耶と。

十五年、朝祭に始めて雅樂を用ふ初め高麗睿宗の時、宋の徽宗、祭樂の鍾磬各の一架、琴瑟、笙竿、簫管等の器各の二部を賜ふ、紅賊の亂に散失殆ど盡き、老俗人あり、鍾磬二器を將つて池中に投じて存するを得たり、太祖太宗皆な樂器を賜ふ、然ども聲律に中らず、祭樂八音未だ備らず、祭に當り磬は瓦磬を用ひ、鍾亦た雜懸して其數を具せず、世宗慨然として古に革め更新の志あり、乃ち朴堧に命じて編磬を造らしむ、堧海州の秬黍を取り、其分寸を積み、新磬二架を製し以て進む、朝祭の樂始めて備はる、世宗は、黃喜、孟思誠、權軫を召し寧北、慶源の兩鎮を移すを議し、兵曹に教へて曰く、古より帝王は興王の地を重んじ、以て根本を爲さざるは莫し、我國の北界、豆滿江は天造地設、太祖始めて慶源府を孔州に置き、太宗は府治を蘇多老に移せる、皆な肇基の地を重する所以也、歲庚寅に寇盜草竊するや、守臣は禦を失ひ、退きて富居に寓す、太宗嘗て命有り、若し胡人來り居らば便ち斥逐を行ひ、賊窟を爲さしむる勿れと、今夫れ蘇多老孔州は胡騎踐蹂し恣に遊獵の場と爲れり、毎に念ふて此に

風疾天險の強  
城

國人屢々來つ  
て會寧國延等  
を掠む

至り懐に痛切す、且つ幹木河は直に豆滿江の南、土地沃饒にして耕牧に宜く、正に要衝に當る、宜しく巨鎮を設け以て北門を壯にす可し、太祖の世に猛哥帖木兒は順を効し來り歸し、藩籬と爲らんとことを請ひ、太祖之を許せり、爾後自ら滅亡するに底り、藩籬一空せり、機失ふ可ふず、之れ先志を紹述せんと欲す、慶源府を蘇多老に復還し、寧北鎮を幹木河に移し、民を募り以て之に實て、謹んで祖宗天險の封疆を守り、少く邊民迭戍の勞苦を寛うせん、大を好み功を喜び、境土開斥するの比に非ざる也と。

十六年、教へて曰く、婚禮は三綱の本、正始の道なり、故に聖人は大婚の禮を重んじ、制して親迎の儀を爲せり、而るに本國の風俗は、男は女の第に歸す、其來ること己に久くして、猝に變ず可らず、自今王子王女の婚姻は、一に古制に従ひ、以て民の先を爲さんと。

十七年、兀良哈七千餘騎來つて閔延を圍む、郡守金允壽、都鎮撫李震、水軍僉節制使金成烈等捍拒し乃ち退く、次で李滿住、忽刺温と與に閔延を侵し殺掠して以て歸る、野人二十騎又江を渡つて閔延を掠む、小董撫張思祐、軍を率ゐて追蹙し、郡守金允壽も亦た兵を率ゐる路に要し、盡く掠する所を奪ふ、九月忽刺温、家隱、等會寧に寇す、節制使李澄、玉令麾下孫孝

思、兵を率ゐて之を追ふ、凡察管下亦た從ふ、無兒溪に至り家穩の弟湯其愁古等を執へ、虜にする所の人馬を奪還す、都觀察使鄭欽之、都節制使金宗瑞、家湯其等を斬り凡察下に衣各の一襲を賜ふ、幹朶里の從行する者も亦た綿布各一匹を給す。

十八年、慶源の節度使宋希美罪あり死を賜ふ、希美の慶源を守るや、侍妓あり朝起して曰ふ、昨夢に賊有り忽ち至つて令公の頭を斬り去ると、頃刻にして報有り賊至ると、希美大に夢を以て忌と爲し、遂に門を閉ぢて出でず、僚佐諫めて曰く賊の孤單なるを審にせり、之を撃たば必ず捷たん、安んぞ其の虜掠を坐視して出で救はざるに忍びんやと、竟に聽かず、遂に人馬數百を驅つて去れり、事聞ゆ、世宗大に怒り、宋希美を拿し軍法を以て論じ死を賜ふ。

十九年、世宗、璽書を以て密に咸吉道都節制使金宗瑞に諭して曰く、癸丑の冬適ま兀狄哈有り、管忝父子を殺し、而して幹木河西長無し、時に議者の言に曰く、疆域は棄つ可らず機會は失す可らず江に沿ひ鎮を設け以て耕して守らば、赴防往來の弊亦た除く可しと、甚だ予が意に合へり時に張内官あり孔州等の處に營み、留連して冬を過ぎ、海青土豹を打捕し、或は主將無きの際に乘じ、衛を此に置かば則ち後悔及ぶ無し、且つ龍城を以て塞と爲さば野人の

北邊の備禦漸  
く重大と爲る  
疆域は棄つ可  
からず

居も亦た龍城を以て限と爲し、吉州を以て塞と爲さば、則ち野人の居も亦た吉州を以て限と爲し、窮極有る無き也。況や龍城の南入寇の路一二に非ざるをや、予の取捨本末は卿の知る所也、意はざりき初年は大雪し、次年は大疫し、人口頭畜多く物故せり、去年賊兵の虜殺も亦た少からず、今の賊に備ふるは昔日の比に非ざる也、賊來らざれば則ち己む、來れば必ず千萬群を爲し恣行忌む無し、慶源の人金貴男言ふ、賊徒後ち益々多く至らん大城小堡に至るも皆守る能はざるや必せりと、此言を以て之を観るに、四邑の人心土着せざるや知る可し、卿其れ商度せよと、宗瑞密書以て啓して曰く、我國北は鞞鞞に連り、屢々侵凌せられ、城郭の修、用兵の鍊當に他道に百倍せり、今年一城を築き明年又一城を築き、歳として築かざる無し、聖壽神妙、一民を鞭たす一吏を刑せず、數萬の衆才月を閲して畢く新地に集り、大事就り易く新邑永く建たん、意はざりき浮薄の徒假托し、初年大雪次年大疫と、眞に浮言を動かし人心を煽惑す、幸に聖上の明斷に頼り、浮言自ら殄へ、民心自ら安く、加ふるに至仁浹洽を以てし、民其勞を忘る、今日の四邑を建つるは全く北方に藩屏たるを以て也、夫れ民至愚なるも而も神豈に此を知らず、妄に怨吝を興さんや、一夫臣と與に言つて曰く、會寧慶源城當

一民を鞭たす  
一吏を刑せず

に築く可き所に築けり、惟だ鍾城と龍城との二城既に築かば則ち我輩憂ひ無しと、其他庶民の心従つて知る可し、臣の城郭を築き、用兵を繕ひ、士卒を訓へ、糧糶を蓄ふるに汲汲せんと欲する者は良に此を以て也と、世宗即ち中官を遣し慰諭して曰く、今卿の書を見て北方の事予憂ひ無しと、御衣一襲を賜ふ。

二十年、世宗經筵に御し左右に謂つて曰く、予は經史に於て周覽せざる無し、今は老ひて記する能はず、讀書す可らず、然れども且つ輟まざる者は、只た坡閣の間に得る所頗る多きが爲め耳、此を以て之を観るに讀書は豈に益有らざらんやと。○孝寧大君補は疾に遷ひて誼成君宋の第に在り疾癒ゆ、世宗親臨して宴を賜ひ之を慰め鞍馬を賜ひ、療に侍するの醫に衣一襲、銀帶笠靴とを賜ふ、世宗初め補を見て泣下し襟を濡す、補も亦泣く、酒酣にして宴に侍し、宗親皆起つて舞ふ、世宗も亦舞ひ宮に還れば夜己に半す矣、世宗は平日群臣と、宴會するに四五爵に過ぎず。

二十一年、世宗曰く、宗室の僕は民間に横行す、此れ他無し禁制無ければ也、古へ宗正寺は親屬の愆違を糾察することを掌る、自今宗親の過失は宗簿寺をして糾理せしめよと、○中外の

世宗起て舞ふ

獄に死する者  
多し

李朝四世 世宗の朝

九〇

明皇誠鑑

姐已長夜の  
樂を作すを畫  
けり

死囚一百九十人、世宗、大臣に謂つて曰く、比來饑饉存に臻り、忿争繁くして、獄に死する者多く、予竊に之を愧ぢ深く自ら勵み、毎に聽政の際に當り未だ嘗て惻然せずんばあらずと。二十三年、世宗曰く、古人に唐の明皇楊妃の事を圖する者頗る多し、然れども以て戲玩の資と爲すに過ぎざる耳、予は開元天寶成敗の迹を採り、圖畫して以て觀んと欲す。昔し漢の時に乘輿帷坐の屏風に、紉が醉踞し姐已と長夜の樂を作すを畫けり、正に世主をして前轍に鑑み以て戒めしむるに非ずや、明皇は號して英主と稱するも、而も晩年女色に沈み以て敗に至れり、終始の異なる未だ此の如き者有らざる也、月宮に遊びて龍女楊を見幽と通する等の事の如きに至りては極めて誕妄と爲す、書するに足らざるに似たり、然れども朱子は綱目に於て亦た、帝は空中の神語を聞くと書し、以て明皇が怪を好むの實を見ず、凡そ此等の語も亦國家を有する者の宜く深く戒む可き所也と、乃ち儒臣に命じ、圖形紀實を編集し間に附するに、先儒の詩論を以てし、名けて明皇誠鑑と曰ふ。

二十四年、平安道觀察使鄭莽に諭して曰く、近ごろ聞く邊郡の民は饑饉に迫りて生を安んずる能はずと而も卿は以聞せず、是れ何の意ぞ歟、甚だ予が卿に委するの意に非ざる也、此言

を聞きしより夙夜に軫慮せり、卿其れ心を盡し調賑し、若し窮餓し業失ふ者有らば、衣糧を官給し切に撫恤を加へよと。

二十六年、咸吉道都節制使金孝誠に教へて曰く、夫れ民に三綱有り、彝倫は父子より重きは莫く、刑を五辟に垂れ、弑逆は諸れを市朝に肆にするに當り、此れ天下の大經にして萬世の常典也、東良北の野人甫也豆嘗て其父を賊弑せり、凡そ族類に在り孰れか聞知せざらん、今や從兄都萬戸、浪卜兒罕に隨つて來り、始めて其狀を聞す良に以て瞿然たり、爰に有司に命じ按驗具服せしむ、蓋し天道は殃を降すに差はず、予惟ふに亂賊の徒は覆載の容れざる所、神明の赦さざる所、身に存没無く、時に古今無く必ず士師せず人得て誅し其人を殺し其室を瀦し、國君も亦自ら傷き教化明ならず、月を逾わて後ち爵を擧ぐ、此れ人道の一大變也、野人は無知と雖、父子の情は亦各の之れ有り、何の意か悖逆し一に此に至る、此の東良北は近く封域に在り、宜く此大を容れ以て梟獍の風を長す可らず、好生は予が懐に切なりと雖、不道は天誅を逃れ難し、亟に令して諸れを境上に誅し、廣く衆庶に示せ、卿其れ道内の大小軍民及び近界居住の諸種の野人を招集し、本人の罪惡を開諭し、律の如く處決し、天倫の紊る可

野人は無智と  
雖も父子の情  
は之れ有り

李朝四世 世宗の朝

九一



らず王法の犯す可らざるを識らしめ、彼の獷俗を革め我の大度に遵はしめよ、於戯地を履み天を戴き孰れか父を無みして生る者有らんと。

龍飛御天歌を撰す

二十七年、世宗、祖宗積累の深き締造の艱き、後王の知らざる可らざるを以て、權躋、鄭麟趾に命じ、穆祖以後肇基の迹を選述せしめ、太宗潛邸の目に至る、先づ古昔帝王の迹を叙し、次で李朝の事を述べ、名けて龍飛御天歌と曰ふ、總じて一百二十五章、宮中に命じて鈔梓せしめ群臣に賜ひ、以て朝祭宴享の樂辭と爲す、世宗又前代の史籍其の善惡の勸懲と爲す可き者を以て、宜く後世子孫の永鑑と爲す可く、吾が東方興廢存亡並びに編次せしめんと、乃ち鄭麟趾に命じ選次せしめ、文學の士數十人を集賢殿に聚め、科を分ちて之を擔任せしめ、書成り名けて治平要覽と云ふ。

治平要覽を撰す

二十八年、書を議政府に下して曰く、古は民の力を用るに歳に三日を過ぎず、又曰く田有れば則ち租有り、身有れば則ち庸有り、戸調も亦然りと、此を以て人君の民に取るに任意に増減するを得ざるを觀る、今は則ち然らず、征歛極まり無く用度に節無し、或は事に因つて歛を加へ、或は預め數歳の貢を徵す、朴崑嘗て唐の租庸調の法に依らんことを請ひ、略は制度

征歛極まり無く用度に節無し

を定めるも未だ即ち施行せず、予謂ふ民に歛りて節無ければ、則ち君の用る所も亦極り無し、而して秦の筭歛、唐の進奉は此に由りて起れり、當に租庸調の法に依り時宜を量り其數を加減し、定數の外は一毫も増歛するを得ずんば、則ち民志定まる有り、用度節する有り、而して官吏の貪汚なる者も亦其姦を肆にせず矣と。三十一年、時に明國は北方の聲息有り、世宗は左右に謂つて曰く、予は古事を觀る多からざるに非ざる也、古の賢哲は年少と雖大事を決定せり、鄧禹は光武を知りて之に付き、遂に大業を成せるが如き、我朝の李叔蕃亦我が太宗を輔けて克く大功を成せり、是れ皆智略の人に絶する者也、予の年歳少しと爲さず、見る所寡しと爲さざるも、事機を果斷する古人に及ばず、是を以て愧ぢと爲すと。三十二年、世宗薨じて世子位に即く、鄭麟趾悲みに勝へず、停座默念數日、其碑文に題して曰く、實に東方の堯舜也と。

李朝五世文宗の朝

日本御花園天皇寶徳三年(明景帝景泰三年)

世宗の長子、諱は尙、字は輝之、在位二年、壽三十九、

△ 文宗政事紀年

無情之を陰陽  
と云ひ有情之  
を鬼神と云ふ

元年、時に黃海道京畿に瘴氣甚だ熾にして、轉だ相浸染し民に夭折多し、文宗自ら文を爲り、之を祭つて曰く、理は紙ならず、陽にして陰有り、物は長生せず而して死有り、來有れば必ず往有り神有れば鬼有り、固と物に體して遺さず、豈瘴氣の主無からん、無情之を陰陽と謂ひ、有情之を鬼神と謂ふ、情無ければ則ち與に言ふ可らず、情有れば則ち理を以て曉す可し予惟ふに水火は人を養ふも、而も或は時有つて人を殺す、鬼神は人を生ずるも、而も時有つて人を害す、然れども人を殺す者は水火に非ざる也、人を害する者は鬼神に非ざる也、人也、故に寒暑雨晴五味の食は、天地の人を養ふ、能事なるも、而も自ら其調和を失へば則ち病源作る焉、故に知る鬼神の徳盛にして理は天地と一にす、今の厲氣は實に鬼神の之を作すに非ず、抑も亦人自ら孽を作す耳、然れども適ま一人の孽を作すに因り、傳染浸廣し積年止まず無辜横罹し生命を損歿する者其幾人なるを知らず、豈天吏の逸徳玉石俱に焚くに非ず乎、予は涼徳を以て忝なくも一國神人の主と爲り、常に一物も其所を獲ざる者有るを懼る、況や吾民の横罹夭折するに忍びんや、茲に有司に命じ所在に淨を擇びて壇を爲さしめ、朝臣を分遣

文宗の書精妙  
神に入る

高麗歴代の字  
を奉記し、  
王氏の後を奉

し祭るに性體飯羹を以てし、之に申ぬるに丁寧の論を以てし、爾をして開悟せしむ、惟ふに爾が鬼神は善繼善收を以て乘憤の氣を霽し、以て生々の本徳を布けと、文宗既に性理の學に通じ發して文章と爲り、紙を操り立ろに書し未だ嘗て凝思せず、又趙子昂の書法を好み或は燈下に之を書し、精妙神に入る、寸簡尺紙を得るも重きこと千金の如し、善く天文を觀候氣に精く、雷の其時に動き某方に起るを預言し、後ち必ず驗有り、然れども雜藝を以て意に留めざる也、嘗て經筵官謂つて曰く、近ごろ近思錄を見るに得る所頗る多く、少時の讀書に似ざる也と、又曰く凡そ學は愈よ講すれば愈よ明かなり、今の學者多く異同有り、卿等予が爲めに兩ながら之を言へど、嘗て曰く、男女飲食の欲は最も人に切にして、膏粱の子弟多くは此を以て身を敗る、予毎に諸弟を見て諄々戒諭せり、未だ吾言に従ふや否やを知らざる也と、教を下して曰く、先代の後王家を賓と作すは古今の通義なり、我朝鮮革命の初め王氏を待つ古に若かざるものは乃ち當時謀臣の爲す所にして、太祖の意に非ざる也、太祖常に是を以て懐に疚み、太宗亦毎に此事太祖の意に非ざるを言へり、夫れ王氏五百年の祚を以てして祀るに其主無き、是れ豈祖宗仁厚の本意ならんやと、是に於て高麗顯宗の遠孫を公州に得て名を

循禮と賜ひ、高麗歴代の祠宇を名けて崇義殿と曰ひ、循禮を以て副使と爲し以て其祀を奉じ、土田穡獲を賜ひ、高麗名臣の民に功德ある者を廟に配享す、王又學校は風化の源なるを以て、命じて館閣大臣儒臣に職を兼ねしめ、成均館に輪詣し日に諸生と講論せしめ、諸生に酒食を賜ひ、又成均館及び四部の學堂に奴婢を増給せしむ。

二年、文宗疾有り、集賢殿諸臣を召し夜に至り燭を秉りて論難し、膝下に世子(端宗)を置き、手其脊を撫して曰く、此兒を以て卿等に付すと、遂に酒を賜ひ王も亦た榻を降りて平坐し、先づ爵を執つて以て勸む、何ぞ夫れ文宗の慇懃懇款なるや、人生意氣に感ず、功名富貴誰か又論せん、成三問、朴彭年、申叔舟相與に涕泣して殊恩に報ひんことを誓ふ、此歳儒臣に命じて東國兵鑑を撰し、又五術を置き、陣法九篇を親製し、五月文宗薨す、世子位に即く、時に年十二、領議政皇甫仁、左議政南智、右議政金宗瑞等遺命を受けて輔佐し、集賢殿學士成三問、朴彭年、河緯池、申叔舟、李埏、柳成源等、世宗の付托を受け左右協贊す

李朝六世 端宗の朝

(日本後花園天皇享徳二年) 明景帝景泰四年

文宗の長子、諱は暉弘、在位二年、上エの位に在ること三年、壽十七、

此兒を以て卿等に托す

東國兵鑑を撰す

文宗は死後王室に異變あらんことを慮かりて世子を諸臣に托す

首陽大君篡位の志あり

韓明滄大志あり科擧を屏しとせず

明滄嘗て首陽が幸する所の妓を物む

〔一〕首陽大君篡位秘史

五代文宗王虛弱にして早く薨じ、長子端宗幼冲也、文宗は死後或は王室に異變有らんことを慮かり、領議政皇甫仁、左議政南智、右議政金宗瑞等に遺命して、世子端宗を輔佐し、集賢殿學士成三問、朴彭年、等に付托して、左右協贊せしむ。

之より先、世宗の第二子文宗の弟にして、端宗の叔父に首陽大君あり、初め晉平大君に封せられ、後ち首陽と改む、首陽は端宗の幼冲に乗じて、潜かに異志を抱き、端宗を廢して王位を篡せんことを策せり、依て密に謀を進む。

權學と云へる者あり、首陽の邸下に入出すること甚だ密也、進見する毎に深夜に至りて退かず、宮人目して之を寒羹郎と曰ふ、韓明滄と云へる壯士少ふして落托大志有りて科擧を屏しとせず、年三十を踰へて猶ほ布衣に在り、權學と共に死交を爲す、首陽大君の聲に聞ふに人才を以てするに及び、聲は明滄を推薦す是より先、明滄嘗て首陽が幸する所の妓を物む、首陽の大志有るを知り、禍の及ばんことを恐れ、首陽が妓の家に到るを伺ひ、中夜潜み入り赤脱匍匐して衾中に突入す、首陽大君蒼黃措く所を知らず、明滄は首陽の腰を抱き

其の妖嬪を極め、因て密に大計を賛す、爾後進見する毎に宗薄寺官と稱し、或は醫員と稱し、人をして疑はざらしむ、又深夜は叫喚に難きを以て、繩を以て、宮奴林芸の臂に繋ぎ、而して其端を戶外に垂れ之を引けば夜深と雖も入り告ぐるを得たり、篡位の方策は概ね明滄に出づ、首陽悦んで曰く、我が張子房也と、首陽大君は韓明滄等と約し、十月初十日に事を舉げんと、謀頗る泄る、議者或は之を憂ふ、首陽大君曰く、若し謀泄るも彼の計議は要するに九人を下らず、其中宗瑞は最も懸なり、先づ此人を誅さば餘は平ぐるに足らずと（東閣雜記に曰く、皇甫仁、金宗瑞、鄭蕤を三公と爲す而して宗瑞は智略多く時人之を大虎と爲すと）是に於て康袞、洪允成、林自蕃、崙潤、安慶孫等を首陽大君の私邸に聚會し、後園に小酌を設け事を舉げんことを密議す、洪連孫は監巡を以て先づて出づ、宋碩孫、閔發等曰く、當に先づ之を啓す可しと、議論紛紜たり、或は北門より出て去る、明滄曰く、舍を道傍に作り三年にして成らず、惟た大君自ら決せよと、允成曰く兵を用ゆるの道は猶豫を最も忌むと、碩孫等衣を牽て之を止む、大君怒て曰く、汝等盡く往き之を告げよと、遂に弓を抜き起て其の止むる者を射て曰く、吾れ汝を強ひず、従ふ者は従へ、去る者は去

首陽悦んで曰く我が張子房也

首陽 後園の密議

兵を用ゆるの道は猶豫を最も忌む

丈夫死さば社稷に死せん

金宗瑞却立して進まず

れ、丈夫死さば即ち社稷に死せん、吾れ自ら獨り往かん、若し遲迷して機を誤る者あらば當に先づ之を斬る可しと、遂に出でて中門に及ぶ、貞熹王后は甲を提げ之を捧ぐ、仍て甲を裏にして家僮林芸を率ひて行く、韓明滄曰く、王子獨り往く、後援無かる可からずと、權偃、擊韓、瑞龜、韓明瑄等をして教義門城上に伏せしめ、又た楊汀、洪順、孫柳洙を戒め微服を以て従ひ行かしむ、大君行きて城門を出づ、騎士十數有り路左に立ち、大君を見て皆な散す、金宗瑞の家に至るや、金承珪は辛思勉、尹匡殷と與に坐し門前に語る、大君は承珪をして其父に通せしむ、俄かにして宗瑞出て拜し却立して進まず、大君に來り入らんことを請ふ、大君は日暮れ城門將に閉ちんとすと云ふを以て、入り坐せず、但た一事を道つて曰く、宗薄は永膺夫人宋の事を毀めよ、政丞須らく指揮す可しと、（時に夫人宋氏は往きて東萊温泉に浴す、臺諫其非を諫む故に大君此言を以てす）大君帽角を落す宗瑞蒼黃して抽進す（東閣雜記に曰く、承珪は左右を離れず、世祖の紗帽の角落つ、世祖曰く、請ふ政丞の角を借らんと、宗瑞は承珪をして内に入り角を取らしむ、汀芸等は宗瑞を撃つ）時に思勉、匡敬は堅く坐して退かず、大君曰く、密議の事有り汝等且らく退けと、思勉等猶

宗瑞簡を受け  
月に照して之  
を見る

李朝六世 端宗の朝

一〇〇

ほ遠く避けず、大君謂て曰く、又た請簡有り、宗瑞は簡を受け月に照し方に見る、大君之を促がす、林芸は宗瑞を推撃して之を地に仆す、承珪驚き其上に伏す、楊汀は劍を抜き之を斬る、大君乃ち楊汀をして騎を鞭つて還らしむ、明滄、肇等は武士を大君の私邸に閉ち、明滄は出でて、石橋邊に候ふ、一騎馳せ來るに遇ふ、仰きて之を視れば乃ち大君也、大君笑て曰く、己に賊を殺せりと、遂に邸に在る武士を招かしむ、明滄率ひて來る、大君巡廳に至る、己に達孫をして巡軍を分つ勿らしむ、是に及び達孫は巡軍を領し後れて行在所に至る、(東閣雜記に曰く、時に魯山は出でて、郷校洞の寧陽尉鄭棕の家に寓し、門隙より政院に告るに宗瑞が謀反の事急に啓するに及はず己に之を誅せるを以てし、親ら其由を啓せんと請ふ) 内禁衛をして石柱を奉じ軍を率ひ庭中に列立せしめ、人をして出づるを得ざらしむ、大君は直承旨崔恒を召し入れ、手を握り宗瑞を殺せる由を言ひ、且つ曰く、金宗瑞等は咸吉道節制使李澄玉、鍾城府使李耕暎、平安道觀察使趙遂良、忠清道觀察使安完等と連結し、上の幼冲に乗じ宗社を危ふせんと謀ると、(東閣雜記に曰く承旨崔恒は門を開き出て迎ふ、世祖は之と與に手を携へ同じく入る、魯山驚き起つて曰く、惟た叔父我れを活せ

東閣雜記

魯山驚き起て

曰く惟た叔父  
我を活せと

韓明滄生殺簿  
を持ち門内に  
坐す

吾れ豈少し行  
かんや軛軒を  
持ち來れ

と、世祖曰く是れ難からず臣當に之を處す可しと、即ち命牌を出して諸卒を招かしむ、行在所の門前に軍士を排立し三門を作る、召を承けて宰相到る、第三門は僉從を許さず趙仁克寬、李穰(兵判克寬は姓は趙、贊成李穰は義安君和の子)入る、即ち之を推殺す、皇甫仁は召を承け軛軒に乗りて來り宗廟を過ぐるも、復た下らず、曰く己みなん矣々と、舍人李禮長の手を執り囑するに後事を以てす、(東閣雜記に曰く、韓明滄は生殺簿を持ちて門内に坐す、諸卒は第一門に入りて僕從を去り第二門に入る、名の死簿に在る者は、則ち洪允成、柳洙、具致寬等をして鐵如意を持ち之を推殺せしむと) 人を遣はし尹處恭等を殺し、閔伸を顯陵碑石の所に斬る。

金宗瑞は絶して復た甦り、元矩をして政府に謂はしめて曰く、吾れ夜る來りて人の傷くる所と爲り死に頻せり、藥を持ち來り救ふ可しと、女服を衣て轎に乗りて崇禮門に到る、三門閉ちて入るを得ず、(明滄時に親信の武士を遣はし敦義西小崇禮等の門を把守せしむ、宗瑞入ることを得ず、遂に其子承珪が妻の家に匿る、人をして曳き出さしむ、宗瑞曰く、吾れ豈に歩し往かんや軛軒を持ち來れと、言來た畢らざるに遂に之を斬る。

李朝六世 端宗の朝

一〇一

期に及び消息  
無くば爾等我  
を以て死せり  
と爲せ

之より先、首陽大君嘗て鄭麟趾の家に赴き、直ちに寢房に入り麟趾の手を執りて曰く、當に公と結婚す可しと、鄭は首陽大君の異志有るを知り之を許す、將に大事を擧げんとするに及び麟趾は幽に赴かんとし家人に遺命して曰く、今日午後に我れ當に人を送り其成敗を報す可し、期に及び消息無くんば爾等當に我を以て死せりと爲せと、午後に大事既に成るや、果して人を送り馳せ報じ、並に着る所の褌衣一領を以て之を遣はす、血痕斑々たり、鄭麟趾は權筆をして筆を執り、李旬、崔恒と與に教書を草さしむ、時に天寒く夜深し、魯山は内醜を賜ふ、軍國の重事は悉く世祖をして摠治せしめ、三軍鎮撫一人を以て軍士百人を率ひ之に従へ、首陽を以て領議政と爲す、後又た鎮撫二人に命じ軍士を率ひ夙夜に之を衛らしむ、閏六月十一日、端宗己むを得ずして位を首陽に傳へ、端宗を尊んで上王と爲す、

成三問國風を  
抱き聲を失し  
痛哭す

丙子正月領議政鄭麟趾等は、上王を出して錦城大君瑜（世宗の第六子）の家に居らんことを請ふ、之に従ふ、三軍鎮撫二人は軍士十人を率ひ、門を把り道宿す。是より先、上王の位を世祖に讓るや左右從臣皆一語を出さず、成三問は時に禮房承旨を以て國璽を抱き聲を失し痛哭す、首陽は方に俯伏謙讓し、頭を擧げて之を諦視す、朴彭年は

慶會樓池に臨み自ら死んご欲す、三問固く之を止めて曰く、方今神器は移ると雖も上は尙ほ上王たり、我等且らく死せずして復た圖らん、而して成らずして死するも亦晚からざる也と、彭年之に従ふ。

李澄玉叛す

此時に當り、咸吉道都節使李澄玉兵を擧げて叛し、書を野人に移して自ら大金皇帝と稱す、豈首陽の非道に興憤せし結果に非る莫きを得んや、將に都を五國城に定めんとし、野人皆服従す、澄玉將に江を越へて鍾城に至らんとし日暮る、判官鄭圃夜る之を圖らんと欲し進んで曰く、暮夜軍を行らば部伍相失せん、明朝を待つに如かずと、澄玉之を然りとし椅に據りて假寢す、鍾城の節制使鄭種死士を率ひて突入し之を斬り以て献す、玆に於て其徒皆奔竄し、首陽の權威朝野に隆々として、百官殆んど首陽大君に阿附し、一人の憤然として大義に奔馳する者無く、奸雄をして縦横に非望を逞ふせしめんとす、嘆するに勝ゆ可けん哉。

（二）端宗政事紀年

二年、直集賢殿梁誠之、皇極治平圖を纂し以て進めて曰く、臣、治を致すの法、聖賢教を垂るの言、經史興亡の迹、祖宗經濟の法を歴考し、皇極方位に依り治平小圖を作り以て献す、其の綱一

皇極治平圖を  
獻す

一人の憤然と  
して大義に奔  
馳する者無し

李朝六世 端宗の朝

一〇四

明帝勅して宗史を賜ふ

百官の服制明に倣はしむ

王位を首陽大君に傳ふ

十有九、願くば座隅に掲げて朝夕覽を賜はんことをと 初め李朝の書籍宋史を闕く、世宗毎に明に赴く者をして之を購はしめて未だ得ず、是に至り明廷勅して宋史を賜ふ宋氏を冊して王妃と爲す、時に王諒闇に在り、首陽大君宮内の空虚なるを以て 權に従ひ妃を納れんことを請ふ、端宗己を得ずして之を許す、命じて高麗全史を刊し廣く中外に布き 文武百官に團領胸脊の制は明國の儀章に倣ひ 品に照して穿着せしむ 仍て宗辛七十二人に緞各の一匹を賜ふ。

三年、端宗位を首陽大君に傳ふ、親ら大寶を奉じ以て大君に授く蓋し勢ひ己むを得ずして禪位の令有り 是に於て大君冕服を具し位に即き 端宗を尊んで上王と爲し 百官の賀を受け 教を頒ち大赦す、樂浪府夫人尹氏を冊して王妃と爲し、元子を王世子と爲す 東宮舊、鹵簿無し、是に至り始めて命じて儀仗を置き 復た命じて講書の時書筵官二員 臺諫一人に入り 參せしむ 功臣韓明滄 申叔舟を策し 鐵券を賜ひ賞を施す差有り。 此歳琉球の使臣僧道安 其國王尙恭久の書契を上り 花錫蘇木を献じ 藏經を得んことを願ふ、之を許す。

李朝七世 世祖の朝

(日本後花園天皇康正二年) 明景帝景泰七年

世宗の第二子、初め晉平大君に封ぜられ、後首陽と改む、諱は柔、字は粹之、在位十三年、壽五十二。

〔一〕 復王の計策失敗…………… 寧越秘誌

元年、更に歴代始祖の位版を定め、朝鮮始祖檀君之位と曰ひ、後朝鮮箕子之位と曰ひ、高句麗東明王之位と曰ひ、皆之位の二字を加ふ、時に端宗上王は壽康宮に在り、集賢殿學士成三問、朴彭年、河緯地、李埏、柳成源、前節制使應孚及三問の父勝愈及端宗の舅權自慎等と共に上王を復せんと謀る、時に明使來て太平館に宿す、世祖は某日を以て上王と共に使臣を宴せんと請ふ、成三問、朴彭年等謀るに其日を以て、勝愈、應孚をして雲劍と爲し宴に際して大事を擧げ、城門を閉ちて世祖の羽翼を誅せんとす。

韓明滄啓すらく、昌德宮は狭くして且つ炎蒸す、請ふ世子は宴に侍する勿れ、雲劍も亦入ることを罷めんと、世祖之に従ふ、成勝愈は劍を佩びて入らんとす、明滄曰く、己に雲劍を入る勿らしむと 勝愈退きて明滄等を擊殺せんと欲す、三問曰く、世子來らず明滄を殺

李朝七世 世祖の朝

一〇五

集賢殿學士等上王を復せんと謀る

昌德宮に明使接待の宴

應孚は明滄を擊たんと欲す

應孚曰く事は  
神速を貴ぶ

すも益無き也と、應孚は猶ほ入りて撃たんと欲す、彭年、三問固く之を止めて曰く、今世子は本宮に在り、又た雲劔を入れず、天也、若し學を此に擧げ、而して世子景福宮より兵を起さば、則ち成敗未だ知る可からざる也、如かず他日世祖の世子と同處するを伺ひて之を擧げば事成らんと、應孚曰く、事は神速を貴ぶ、若し他日に遲延せば事の洩れんことを恐る、世子は本宮に在りと雖も、謀臣賊子は皆な首陽に従ひて此に到らん、今日盡く此輩を誅し上王を復して號令し、而して武士をして一隊の兵を將ひ景福宮に入らしめば、則ち世子將に安くにか逃げん乎、智者有りと雖も之が謀を爲す能はず、千載の一時失ふ可からざる也と、彭年、三問固く不可として曰く、此れ萬全の計に非る也と、應孚を止めて發せしめず、尹永孫は謀の停まりしを知らず、叔舟の便房に就き沐髮するに當り、永孫劔を按じて前む、三問目して之を止む、永孫退く、金碩は事の成らざるを恐れ、馳せ去りて其妻父鄭昌孫と與に謀つて曰く、今日は特に雲劔を除き又た世子は駕に隨はず、此れ天也、如かず先だちて發告せば則ち富貴餘りあらんにはと、昌孫之に従ふ、即ち碩と馳せて闕下に往き變を上り、告臣は實に知らず碩獨り與かる焉と、世祖特に昌孫と碩との罪を赦し以て功

金碩の自首

世祖は彭年を  
拷問す

臣と爲し、彭年等を捕ふ、世祖は彭年の才を愛し人をして彭年に告げしめて曰く、汝ち我に降り而して其謀を諱まば生くることを得んと、彭年笑て答へず、世祖を稱すれば必らず進賜と曰ふ（方言に宗親を以て進賜と爲す）世祖大に怒り武士をして其口を亂撃せしめて曰く、汝己に臣を以て予に稱せり、今臣と稱せずと雖も益無き也と、彭年曰く、上王の臣と爲り忠清監司を拜し啓目するも、進賜には未だ會て一たびも臣と稱せしことなしと、世祖其の啓目を校す、果して一の臣の字無し。

三問は承旨を以て入り侍す、世祖武士に令し揮下せしめ、碩が告る所を以て之を詰る、三問笑て答て曰く、皆な是也と、顧みて碩に謂て曰く、汝の言ふ所は猶ほ未だ直ならず、我等の意は直ちに是の如きを欲するのみと、世祖曰く爾等何爲れぞ我に叛ける、三問は抗言して曰く舊主を復さんと欲するのみ、我れの心は國人皆な之を知る、進賜何ぞ怪み問ふや、進賜は人の國家を盗み取る、人臣と爲り君の廢せらるゝを見るに忍びず、故に然る耳、進賜は平日動もすれば、周公を引けり、周公も亦此事有りや否やと、世祖頓足して曰く、禪を受るの時に何ぞ之を止めずして反つて予に依り、今にして予に背く乎、三問曰く、勢ひ

三問を拷問す



三問曰く進賜の刑慘なりと

汝英廟の付托を忘れたる耶

能はざれば也、吾れ固より知る進むも禁する能はず、退て一死有るを、然れども徒死は益無し故に忍んで此に至る者は、後效を圖らんと欲する耳と、世祖曰く、汝は臣と稱せず我を以て進賜と爲す、則ち汝は我が祿を食まざる乎、祿を食み而して之に背くは反覆の人也、上王を復さん爲めと稱して而も實は自ら爲さんと欲する也と、三問曰く、上王在り進賜何を以て我を臣とせん哉、且つ吾は進賜の祿を食まず、如し信せずんば我家を籍して之を計れ、進賜の言は皆な虚妄にして取るに足らずと、世祖怒ること甚だしく武士をして鐵を灼き其脚に穿ち其肱を斷たしむ、而も顔色變せず、徐ろに曰く、進賜の刑慘なり矣と。

時に申叔舟は世祖の側に在り三問之を叱して曰く、昔し汝と集賢殿に在りし時、英廟は元孫を抱きて庭中を歩し諸侍臣に語つて曰く、寡人千秋の後ち卿等須らく此兒を念ふ可しと、言猶は耳に在り、汝英廟の付托を忘れたる耶、意はざりき汝の惡此極に至らんとはと、世祖、叔舟をして殿後に避けしめ、又た其黨と三問とに問ふて曰く、彭年等は吾父に及ふ耳と、更に問ふ、答へて曰く、吾父すら尙は諱ます況んや他人をやと、時に提學姜希顔も亦辭連し拷杖するも服さず、世祖三問に問ふて曰く、希顔は其謀を知る乎、三問曰く、實に

應孚を拷問す

書生は與に事を謀る可からず

灼鐵を取り下兩脚の會處に置く

李壇と河橋池

知らざる也、進賜は盡く先朝の名士を殺すも、而も獨り此人有り謀に預らず、姑らく留めて之を用ひよ、此れ實に賢人也と、希顔遂に免かるゝを得たり。

世祖、應孚に問ふて曰く、汝は何を爲さんと欲せる、應孚曰く、請宴の日に當り一雙劍を以て足下を廢し、故主を復さんと欲せり、不幸にして奸人の發く所と爲る、復た何をか爲さんや、足下速かに我を殺せと、世祖怒て曰く、汝は名を上王に托し、而も社稷を圖らんと欲する也と、武士をして膚を剝ぎ之を問はしむ、應孚は顧みて三問に謂て曰く、人言ふ書生は與に事を謀る可からずと、果して然り、曩に請宴の日に吾れ劍を試みんと欲せしも、汝が鞏固く之を止めて萬全の謀に非すと曰ひ、以て今日秋を致せり、汝等は人にして謀無し、何ぞ異生に異らんやと、世祖に白して曰く、如し情外の事を問はんと欲せば彼れ豎儒に問へと、即ち口を閉ぢて答へず、世祖愈々怒り命じて灼鐵を取り腹下兩脚の會處に置き、油火して並び煎る、皮肉盡く熟す、而も應孚は顔色變せず、徐に鐵の冷ゆるを待ち鐵を取り地に投じて曰く、更に灼熱せしめて持ち來れと、遂に服さず。

李壇は灼刑に臨み徐に問ふて曰く、此れ何等の刑ぞや、世祖以て答ふるなし、既に三問等を

灼き河緯池に及ぶ、緯池曰く、人は叛逆を以て名と爲す、其の罪應さに誅す可し、復た何をか問ふやと、世祖、怒り弛み灼を施さず。

三問將に門を出でんとし、左右臣僚に謂て曰く、汝が輩は賢主を佐けて太平を致せ、三問歸りて故主に地下に見へんと、車載に臨み詩有りて曰く。

擊鼓催人命。回首日欲斜。黄泉無一店。今日宿誰家。

と、其の女兒は五六歳許り、車に隨ひて哭す、三問顧みて女兒に謂て曰く、我が男は必ず盡く死せん、汝は女兒也、必らず生きんと、其奴泣て之に酒を上る、三問俯して飲み詩有り曰く。

食人之食衣人衣。素志平生莫有違。一死固死忠義在。顯陵松柏夢依々。

と、既に死して其家を籍するに、乙亥より以後の祿食は別に一室に置き、某々月の祿と書せり、李壇も亦た車載に臨み詩有り曰く。

禹鼎重時生亦大。鴻毛輕處死猶榮。明發不寐出門去。顯陵松柏夢中青。

と、彭年等と與に並に梟首さる。

三問の女兒父の墓前に隨ひて啼哭す

柳誠源冠帯を脱せしめて自刺す

魯山君事蹟に關する

柳誠源は、司藝を以て時に成均館に在り、諸生は三問の事を以て之に告ぐ、即ち駕を命じ家に還り、其妻と與に酌を酌みて飲訣し、祠堂に上る、其妻は久ふして下らざるを怪み往きて之を視る、則ち冠帯を脱せしめて仰臥し、佩刀を抜き頸に擬して自殺す、然れども未だ其何の故なるを知らず、俄かにして吏來り屍を收めて去り、之を傑す。

魯山は上王を以て別宮に居る、三問の謀既に壞るゝや、驕趾は乃ち上疏して以爲らく、上王は曩に三問等の謀に預り知り、罪を宗社に得、因て上王の位號を享く可からず、請ふ早く圖り以て後患を防がんと、世祖之を然りとし、特に群議に従ひ封を降して魯山君と爲し、出でて寧越に謫居せしめ、厚く衣食を奉じ以て終始を保たしめ、以て國心を定めん、爾ち政府之を中外に曉諭せよと、僉知魚得海に命じ軍士五十を率ひて護送せしめ、又た錦城大君瑜を順興府に安置せしめ、禁府都事（其名を失す）をして魯山君を寧越の西江清冷浦に侍し置かしむ（都事は曲灘岸上に夜坐し哀んで千萬里の歌を作る）尋で寓を客舎の東軒に移し、毎に登りて梅竹樓に觀楓し、夜坐して笛を吹かしめ、其聲遠村に達す、又た樓下に愁寂し短句を咏して云ふ。

國人流涕す

李朝七世 世祖の朝

一一一

月白夜蜀魄嗽。(一に月欲低蜀魄啼に作る)含愁情何倚樓頭。(一に相思憶に作る)爾啼悲我聞苦(一に爾聲苦我聞哀に作る)無爾聲無我愁。寄語世上(一に爲報天下に作る)苦勞一に惱に作る)人。慎莫登春三月子規樓。國人之を聞き涕泣せざる者無し。又た詩有り曰く。

一自冤禽出帝宮。孤形隻影碧山中。假眠夜々眠無假。窮恨年々恨不窮。聲斷曉岑殘月白。血流春谷落花紅。天驥尙未聞哀訴。胡乃愁人耳獨聰。

と、毎に清晨に出でて、大廳に坐し、袞龍袍を着け榻に據りて坐す、見る者敬を起さいるなし、時に境内旱す、香を焚き自ら天に禱る、雨輒ち注ぐ。

錦城大君は順興に至り、毎に府使李甫欽と相對し輒ち慷慨流涕し、潜に南中士人と結び魯山を復するの計を爲す、一日錦城は甫欽を召し左右を辟けて檄を草せしむ。(檄文は只た一句を傳へて云ふ天子を挾んで以て諸候に令せば、誰か敢て從ざはらんと)將に順興の兵及ひ南中の輿に議する者と與にし、魯山を迎へ以て嶺を踰へんとす、順興の官奴某なる者潜かに壁中に匿れて之を聴き、仍て錦城宮の侍女と交はり其檄文を窃み、奔走して京に上

錦城大君魯山を復せんと謀る  
官奴檄文を窃りて上京す

錦城大君藥を飲み終れて卒す

弓弦を以て魯山の頸に繋ぎ之を絶す

る、基川(豊基)の縣監其の事を聞き、騎を替ゆること三四し馬を疾めて之を逐ひ其檄文を奪ひ、先だつて京に入り變を上り遂に大功を得、順興の居人は錦城に縁り連坐して盡く戮され、竹溪の水盡く赤し、錦城は安東の獄に繋かれ、一日裸身に挺出し之く所を知らず、金吾郎及び府使驚き懼れ、鍾を鳴らし衆を動かし大に索む、頃く有りて錦城は外より至り、談笑自若として曰く、汝等は衆と雖も我れ若し避けば汝等追ふを得ず、然れども衆人の死せんよりは一人死するの便なるに如かざる也と、一人とは錦城自ら其身を指す也、衣冠を整へ胡床に據りて坐す、金吾郎曰く殿牌を拜す可しと、西向して拜さしむ錦城曰く、吾が君は寧越に在りと、遂に北向し痛哭四拜して死位に就き、藥を飲み未だ死せず縊れて卒す、衆之を憐まざる莫し。

此に於て世祖は魯山を害せんとす、丙子録に曰く、禁府都事王邦衍は賜藥を奉じて寧越に到り、脚踏して敢て入らず、羅將は時刻遲誤するを以て立つて頓足せしむ、都事入るを得ず庭中に伏す、魯山は堂中に御し來る所以を問ふ、都事以て答ふるなし、一貢生の常に魯山に侍る者あり、自ら之に當らんことを請ひ、一條の弓弦を以て頸に繋ぎて絶つ。

李朝七世 世祖の朝

一一三

松窩雜記に曰く、長繩を座後の窓穴より入れて之を引く、繩足らず繼ぐに布帶を以てし之を縊ると、時に年十七、貢生行きて未だ門を出でざるに、九竅より流血し即ち斃る。侍女従人は争つて郡の東江に投じ、浮屍江に滿つ、是の日雷雨大に作り呎尺を辨せず、烈風木を抜き黒霧天に瀰り夜を經るも散せずと。

又曰く、魯山の寧越に死するや、棺斂具はらず、一日年少の僧有り來り哭し甚だ哀み、留連すること數日、一夕屍を負ふて逃ぐ、或は云ふ之を山谷に焚くと、或は云ふ之を江中に投せりと、今の塚墓は乃ち虚假の葬也、二説未だ孰れが是なるを知らず、若し估儻齋の文を以て之を觀れば則ち江に投せるの説疑ひ無し、然らば則ち僧は奸臣等の指揮する所の者乎、天長地久恨み其れ盡く可けん、魂は今に至るも猶ほ漂蕩せん、誠に哀む可き哉。

魯山夫人宋氏の墓は、魯山の甥姪海平府院鄭眉壽の墓山の内に在り、即ち楊州の乾川面也、夫人は生時に京内に居住するを欲せず、東郊に處り魯陵を瞻望せんことを願ふ、故に朝家より室を東門外に營み、英嬪と號し、而して夫人は別に草屋數間を構へて居る、素衣素食、以て天年を終ゆ、後事は則ち鄭眉壽に屬す、故に魯山及び夫人の兩位牌は鄭家に在

魯山の屍を江中に投ず

天長地久恨み其れ盡く可けん

魯山夫人は天年を以て終る

り、子孫之を祭れりと云ふ。

余曰ふ、世祖篡位の経緯は實に言ふに忍びざる也、身は文宗の弟端宗の叔父を以てして篡位を圖り、自ら黨を結んで文宗の遺臣、端宗の忠良を屠戮して天下に號令す、況んや端宗を邊僻に謫し更に之を毒殺せしめんとし、遂に徹々たる一貢生をして、弓弦を以て絞殺せしめ、屍を江中に投じて之を魚腹に葬る、悲愴哀痛論するに勝ゆ可けん哉、之豈李朝の大恥に悲ずして何ぞ、抑も外戚の跋扈、權勢の爭奪は、李朝の初年に之を萌せり、芳蕃、芳傾の變則ち是れ也、而も其悲愴慘劇と黨禍は、此くの如きの甚だしきに至らず、世祖以後臣下の黨を分ち派を樹て、排擠を事とするもの之れ分黨の兆にして、李朝が遂に其宗社をして、救済す可からざる死地に陥れたるもの實に世祖之が惡鑑也、嗚呼六國を亡ぼす者は六國也、秦の始皇に非ざる也、異日李朝の大寶重からずして、王權下に移り、黨禍、史禍昏然として、李朝の天下を濁浪の中に巻き込みしもの、遙かに此時に基ひせざるを知らん哉。成三問、朴彭年は集賢殿の大學士也、上王を立てんと圖りしは素より文宗の知遇に感じ、負托の大任を思へると共に大道廢れて仁義なく人倫五常の日に亂るを見て慨然之を挽回

悲愴哀痛論するに勝ゆ可けん哉

六國を亡ぼす者は六國也

せんとせる也事發するに及ばずして縛せらる。天道却て篡奪の天下を曲庇せんとせる乎。世祖、三問及朴彭年等の六臣を庭に下し灼鐵を以て其腹を快り臂を斷つ、而かも談笑自若として大義名分を論じ篡位の王をして顔色なからしむ。豈壯烈に非ずや李朝王業を開きしより古往今來未だ此の如き壯烈の儒臣ありしを見ず、宜なり矣後の君王三問等の忠烈を偲びて之を祠に祭り儒流尊崇して人臣の鑑と爲す。余は今左に壯烈儒臣の傳を綴りて、其英名を不朽に傳へん。

(一) 壯烈儒臣傳

△成 三問

成三問字は謹甫、世宗の朝に登第す（宣德乙卯生員、戊午試年、丁卯重試壯元）恒に經綸に侍し、啓沃弘だ多し、英廟晩年宿疾あり、屢ば温泉に幸す、常に三問及び朴彭年、申叔舟、崔恒、李增等をして便服して駕前にあらしめ顧問に備はらしむ、一時之を榮とす、癸酉首陽大君金宗瑞を暗殺し、竝びに集賢殿諸臣に靖難功臣の號を賜ふ、三問之を恥づ、諸功臣宴を輪設す、三問獨り設けず、乙亥首陽大君魯山君に迫つて禪を受く、三問禮房

壯烈の儒臣

文宗の顧問

天に二日無く  
既に二主無し

承旨を以て國璽を抱きて慟哭す、首陽大君方に俯伏謙讓して首を擧げて之を諦視す、明年丙子其父勝及び朴彭年等と與に上王を復さんと謀り、期するに詔使請宴の日を以てして事を擧げんとし集賢殿に會議す、三問曰く申叔舟は吾の善くするところ然かも罪重し誅せざる可らず、皆曰く然らば武士をして各殺すところを主らしめむと、刑曹正郎尹鈴孫、申叔舟を主ざる會ま其日雲劍を罷む、謀中止して而かも鈴孫之を知らず、方に叔舟便房に就て沐髮せんとす、鈴孫劍を按じて而して前む、三問目もて之を止む、事覺るゝに及んで收せらる、世祖親ら鞫問し之を叱して曰く若等何すれぞ我に反を爲すかと、三問抗聲して曰く故主を復さんと欲する耳、天下誰か其君を愛せざるものあらんや、我の心國人皆之を知る何をか反と謂ふや、進賜平日動もすれば周公を引く周公亦是れありや否や、三問の此れをなすもの天に二日なく民に二主なきが故也、世祖頓足して曰く禪を受くるの始め曷んぞ之を沮ますして乃ち我れに依り今我れに背く乎と、三問曰く勢能はざる也、吾固より進んで禁する能はず退いて一死あるを知る、然れども徒死益なし、忍んでこゝに至れるもの後效を圖らんと欲する耳、世祖曰く汝我祿を食まざる乎、而かも背反して人を覆へさんとす、

名は上王を復すとすも實は自ら爲めにせんと欲する也、三問曰く上王在ませば進賜何を以て吾を臣となすや、且つ進賜の祿を食まざる耳、如し信せずんば我家を藉して之を計れと、世祖怒り甚し、武士に令して鐵を灼いて其脚を穿ち其脛を斷たしむ、而かも顔色變せず、徐ろに曰く進賜の刑慘なり矣、時に申叔舟世祖の前にあり、三問之を叱して曰く、吾れ汝と與に集賢に在るの時文宗日に干孫を抱いて逍遙散步し、諸儒臣に謂つて曰く、寡人千秋萬歳の後卿等須らく此兒を護る可しと、言猶耳にあり、汝獨り之を忘るゝか、意はざりき汝の惡此に至れる事やと、三問車に載つて門を出づ顔色自若たり、左右を顧みて曰く若輩賢主を佐けて太平を致せ、三問歸つて故主に地下に見へんと、既に死して其家を籍す、乙亥よりの祿俸は別に一室に置き、書して某月祿と家に餘すところなし、寢房に唯苦薦あるのみ、子五人あり、長を元と曰ふ、妻は官婢となり節を全ふす、方さに首陽大君の禪を受けんとするや、勝、都摠管を以て入直す、禪位の事を聞くや奴を政院に送て數ば三問に問ふ、答へず、之を久ふして三問起つて厠に行き天を仰いで太息して曰く、事畢れり矣、奴以て勝に白す、勝亦太息し馬を促して家に歸る、奴竊かに之を仰視すれば涙泉の如く進る、勝

三問歸つて故主に地下に見へん

三問の詩

即ち病と告げて、一室に臥して起たず、家人亦面を見るを得ず、唯三問來つて左右を辟け與に語る、三問の爲人、談諧放浪喜んで談誼し、坐臥節なし、外恰かも守を持するなきが如くにして内操堅確奮ふ可からざるの志ありと云ふ、詩あり曰く。

食君之食衣君衣。素志平生莫願違。一死固知忠義在。顯陵松柏夢依依。

と、著書に文粹二卷、成謹甫集一卷あり。

集賢殿進八駿圖箋

集賢殿進八駿圖箋

天祐作之君聖人應千齡之運地用莫如馬神物效一時之能敢作新圖庸徹睿鑑竊惟王者之作與亦賴畜產以成功漢王的盧能脫檀溪之厄金祖赭白經渡里水之深固大業必有所歸而微物亦奮其力惟我 太祖勇乃天錫德惟日新當慶運之將終而外侮之交構懷敵王之所慷慨視民而如傷義旗一回百姓得免於糜爛神戈四指三韓克底於晏清雖遠近無敵於至仁而筋骨先勞於大任故躬冒於矢石致身疲於瘡痍於是非惟名世之才能攀麟而效節至於畜產之賤知委質而服勞或追逐於獵圍或出入於戰陣周旋盡力步驟隨人其大有觀死可觀其閑倍所向無前真堪托於死生終能聘其長才與贊成於鴻業豈英傑獨上於烟閣信權奇得列於昭陵恭惟道治生成功參造化善繼志善述事謹守成

而無爲不承烈不顯謨思創業之不易愛不遺於犬馬信亦及於豚魚特降綸音俾位圖贊臣等俱以雕篆之技濫以文翰之官况茲稱揚乃是職分謹稽史籍之載兼採父老之言令畫手以圖形纂蕪詞而紀績拳毛汗血宛若當時之容雄姿駿功庶登後人之目爲端與河圖而並駕作歌隨天馬而不居倘在燕閑庶賜乙覽稱其德不稱其力克遵宣尼之言傳諸子而傳諸孫求觀聖祖之烈。

△朴 彭 年

朴彭年字は仁叟、世宗の朝に登第し、成三問等と與に常に集賢殿に任じ、文宗に重んぜらる、乙亥世祖禪を受く、彭年王事の終に濟らざるを知り、慶會樓の池に臨み自ら隕ちんと欲す、三問固く之を止めて曰く、方今神器移ると雖も而かも尙上王有り我輩死せず、猶且つ後圖を圖つて成らずして死するも亦未だ晩しとせず、今日の死國家に益なし、彭年之に従ふ、幾干もなく出で、忠河道觀察使たり、事を朝に啓する臣と稱せず、必らず巨字を用ふ、朝廷之を知らざる也、翌年入つて刑曹參判となり、三問及び三問の父勝、俞順孚、河緯地、李埏、柳誠源、金碩、權自慎等と與に上王を復さんと謀る、時に明使來る、世祖上王と共に昌德宮に請宴せんと欲す、彭年等謀つて曰く、勝及び俞順孚を以て別雲劍となし、

神器移ると雖も尙上王有り

千載の一時失ふ可からず

機生を得るに如かず

宴に當つて事を擧げ、城門を閉ぢて羽翼を除き、上王を復立せんとし謀己に定まる、適ま其日雲劍を能め世子亦疾を以て従はず、應孚猶事を擧げんと欲す、彭年、三問固く之を止めて曰く、今世子本宮にあり、公の雲劍を用ひざるは天也、若しこゝに事を擧げて而して世子變を聞き景福宮より兵を動かさば、則ち成敗未だ知るべからず、他日を俟つに如かずと、應孚曰く事神速を貴ぶ、若し遅るれば泄れんことを恐る、今世子來らずと雖も羽翼皆こゝにあり今日若し盡く之を誅し、上王を衛つて號令せんか千載の一時失ふ可からざる也と、彭年、三問固く不可なりとし萬全の計に非るを曰ふ、遂に止む金碩事の成らざるを知つて、馳つて其妻父鄭昌孫と謀つて曰く今世子駕に隨はず、特に雲劍を除く天也、先づ發して告げ機生を得るに如かずと、昌孫即ち碩と與に馳せて闕に詣り變を上り告げて曰く、臣實に知らず、碩獨り與る焉、碩の罪萬死に當ると、世祖碩昌孫を特赦して彭年等を收めて辭服せしむ、而かも其才を愛し密かに諭して曰く、汝能く我に歸して、初謀を諱まば則ち生くるを得んと、彭年笑つて答へず、世祖を稱して必ず進賜と云ふ、(進賜とは普通の敬語にして王者に對する敬稱に非ず)世祖其口を醒せしめて曰く汝既に我に臣と稱す、今

妻は官婢と爲

稱せずと雖も無益なりと、對へて曰く我はこれ上王の臣豈進賜の臣たらむや、曾つて忠清監司たりしこと一年、凡そ狀牘未だ嘗つて臣と稱せずと、人をして其啓目を校せしむ、果して一の臣の字なし、弟大年子憲皆死し妻は官婢となり節を守つて身を終る、彭年性沈潜寡黙小學を以て身を律し終日端座して衣冠を解かず、文章冲澹、筆法鍾王を慕ふと云ふ世祖領議政たるの時府中に宴す、彭年詩あり曰く。

彭年の詩

廟堂深處動哀絲。萬事如今摠不知。柳綠東風吹細々。花明春日正遲々。先王大業抽金匱。聖主鴻恩倒玉卮。不樂何爲長不樂。長歌醉飽太平時。

と、世祖これを愛賞し、命じて板に繡し諸れを府中の壁上に懸くと云ふ。

名を一時に擯

世宗始めて集賢殿を設け、文學の士を擯んで經筵を兼任し、各種の文事は悉く之を委任す、早仕晚罷日官時を奏して然る後乃ち出るを得、朝夕の飯時内官を以て對となす、其隆待する事至れり矣、申高靈、崔寧城、李延城、鄭河東等十五人の如き、朴仁叟、成謹甫、柳太初、李伯高、河仲章と與に皆名を一時に擯にす、謹甫は文瀾豪縱、仲章は疏章に長じ、太初は天才夙成、伯高は清穎にして召發す、然かも儕輩皆仁叟を推して大成を集めたりとな

す、其經術文章筆法俱に善し、然かも皆誅せられ著はすところ世に顯れすと云ふ。

題剛中家梅竹蓮海棠四詠

朴彭年

剛中吾執友。嗜好異尋常。竹愛霜餘靜。梅唵鶻底香。水明搖淨植。風嬌泛崇光。揮酒開

中興。黃庭一兩章。

△李 璿

李璿字は清甫（一に字は伯高）牧隱の曾孫種善の孫也、生れて文を能くし祖父の風あり、（正統丙辰親試、丁卯重試）丙子の謀に與り鞠に就く、方さに彭年、三問闕庭に繫がれて灼刑せらる、璿徐ろに曰くこれ何等の刑をやと、爲人瘦弱なり、嚴刑の下顔色變せず、人皆これを壯とす、三問と日を同ふして死す、車載に臨み詩あり曰く。

禹鼎重詩生亦大。鴻毛輕處死猶榮。明發不寐出門去。顯陵松柏夢中青。

と、戊寅吏曹判書を贈られ、諡して忠簡と云ふ。

蓄薇

李璿

香浮一院影沓々。蝶舞蜂顛不自禁。我亦未堪幽與惱。苦唵終日坐花陰。

李朝七世 世祖の朝

李璿の詩



李朝七世世祖の朝

一二四

送徐修選剛中榮親歸本丘

同

望雲飛檄急。仙桂媚堂萱。爵上南山壽。尊涵北闕恩。美發歸父老。佳氣藹鄉村。孝理仍文教。邦家重本源。

△河 緯 池

河緯池字是天章（一に字仲章）世宗の朝登第す、爲人沈靜寡黙口に擇言なし、恭にして禮あり、闕を過くれば必ず下る雨潦と雖も曾て路を避けず、常に集賢にあり經轡に侍講し補正するところ多し、魯山幼冲にして位を嗣ぐに及び八公子強盛人心危疑す、朴彭年嘗つて簑衣を緯池に借り詩を以て答へを寄せて曰く。

男兒得失古猶今。頭上分明白日臨。特贈簑衣應有意。五湖烟雨好相尋。

蓋し時を傷める也、金宗瑞誅せられ首陽大君權を恣にするに及んで、盡く朝服を賣り、前司諫を以て善山に退居す、首陽大君端宗に白して左司諫を以て之を徵す、上書し辭して就かず、乙亥首陽大君禪を受け教書して之を召して禮曹參判に拜す、而かも祿を食むを耻ぢ乙亥より以後別に一室に貯へて食せず、丙子の變三間等を灼刑し次いで緯池に及ぶ曰く、

朝衣を賣て善山に退隱す

河緯池の著書  
丹溪集

既に我に反逆の名を加ふ、即ち厥の罪應さに誅すべきのみ、夫れ復た何をか問はんやと、世祖怒を弛めて灼刑を施さず、三間等と同日にして死す、世宗人才を培養して文廟の時に至り方さに盛んに一時の人物を論じ、緯池を推して首となす、其著丹溪集一卷世に行はる、緯池二子あり、長を琥と曰ひ、次を珀と曰ふ、禁府都事來る、珀年弱冠略は懼るゝの色なし、都事に請ふて母と袂れんとて門に入り跪いて母に告げて曰く、死難からざる也、父既に殺さる子獨り生くべからず、但妹あり將に笄せんとす、没して賤隸となると雖も婦人の義猶當さに一に従ふべし、而して終に狗豚の行を爲す勿れと、遂に再拜して出で、從容死に就く人は謂ふ河氏子ありと。

府使趙繼韓文を爲し以て祭つて曰く、嗚呼哀哉泰山喬嶽は穿つべく屈すべし、先生の操奪ふべからざる也、嗚呼玉珮長裾我が光りとするところ非ず、金貂華秩我が榮とするところ非ず、予の美此れを乞はば誰に適いてか容をなさん、食するに粟にあらず、服するに喪にあらず、命を昧にして義に殉し、觸に遇ふて乃ち激す、嗚呼風雹赫々として寰宇辟易し、震霆號々として生類瑟縮す、日月上に慘として魂を收し魄を晦にす、鬼神傍らに靈し

先生の操奪ふべからざる也

李朝七世世祖の朝

一二五

烈々の氣何ぞ  
堪まん

嘖呻躑躅す嗚呼刀鋸斧頭髪を動かす能はず、火山湯海藤を威す能はず、從容として色變はらず、踏烈是れ篤、鴻毛益々軽く、金石愈々確たり、辭正にして義屹たり、聖怒拗する彼、躬を虧いて節を完ふし、五と與に六となる嗚呼維洛は汙たるも時あつてか潤る、維鳥は轟々たるも時あつてか谷まる、維れそれ烈々の氣何ぞ熄まん、猥りに謫劣を以て叩りに邦域に宰し、敢て賤度を掲し、この洞酌を薦む、伏て願はくば、英靈庶はくば臨格を賜へよ。

送徐剛中兄弟榮親歸大丘

河緯地

一家文武姓名香。兄執金吾弟玉堂。鶴髮北堂膺孝養。錦衣南國已輝光。鶴原先後君堪羨。荆樹參差我獨傷。回首月波亭下路。滿山松柏鬱蒼々。

△柳 誠 源

柳誠源字は大初、世宗の朝登第す、癸酉百官上請し世祖の功を褒めて周公に比し、集賢殿に命じ詔を起草せしむ、諸學士皆去り獨り誠源あり、迫脅するところとなり起草して出でて家に就き慟哭す、家人其故を知る莫し、魯山上王となるに及んで成均司藝を授く、丙子の謀に預り事發はれて三間を拿して去る、誠源時に館にあり、諸生三間の事を以て之を告ぐ

佩刀を抜て自  
刺す

禍必らず柳よ  
り始まらん

會寧節制使李  
施愛

即ち駕を命じて家に還り、妻と酒を酌んで訣飲し、祠堂に上つて久しく下らず、往いて之を視れば、冠帯を脱せず佩刀を抜いて自刺す、これを救ふに己に及ぶなし矣、而かも其の所以を知らず、俄かにして吏來つて屍を取つて去りこれを礎す。

世宗文治を勵精し、歲庚子、集賢殿を置き文士を選ぶ、文章の士彬々として輩出す、集賢殿の南に大柳あり、庚午の間白鶴來つて巢ふ、子皆白し、朴仲林、朴彭年、河緯池、成三問、李壇、柳誠源一時に顯隆す、歲癸酉、柳盡く枯る、或もの戯れに誠源に曰く、禍必ず柳より始まらんと、誠源果して敗れて集賢罷む。

〔三〕李施愛の叛亂

世祖十二年、前會寧節制使李施愛、其弟施合と兵を擧げて叛す、龜城君浚に命じ咸吉、江原、平安、黃海四道の都總使と爲し、曹錫文を副と爲し、魚有沼を大將と爲し往て之を征せしむ、許琮を咸吉道節度使と爲し、左承旨魚世恭を陸せて咸吉道觀察使と爲し、力を協せて勦討せしむ、施愛は吉州の人也、詐つて節度使康孝文、觀察使申澗及び澗の父叔舟と與に不軌を爲さんことを謀り、以て民心を鎮むと稱し、遂に夜に乗じて孝文を襲殺し、又

咸興の民を誘ひ亂を作し、泗を殺し、其黨を遣し、詭つて二人朝廷に不軌すと告げしむ。朝廷其の端倪を測る莫し。會ま富寧府軍官成以乾、密に知印李克枝を間道より遣し、具に施愛反逆の狀を啓す。王大に驚き綾城君、具致寬、都承旨尹弼商等を召して之を議し、浚等に命じて出征せしめ、授くるに方略を以てす。

四道の都總使龜城君浚等大に李施愛の兵を破り、施愛を軍前に斬り、首を京師に傳へ北關平ぐ、浚等の北に至るや、順逆を以て北民に諭し、魚世恭躬ら數吏を率ゐて逼り、村里に行き招來安集す。魚有沼、許琮及び節制使康純、施愛と大に洪原に戦ひ、又た北青に戦ひ、又た葛嶺に戦ふ、賊高に乘じ險に據り、矢石雨の如し。官軍上ることを得ず、相持すること日有り、有沼乃ち小舟を以て精兵を載せ、盡く青衣を着て草木と色を混じ、海曲に由り木に攀ち崖に緣り、繞つて上峯に出で、賊背を俯して鼓譟す。嶺下の軍も亦た楯を破り、蟻附して上る。賊大に驚き、盡く潰れ施愛逃れ去る。官軍之を追はんと欲す。許琮曰く古より元戎勢を失するや其下相圖る、施愛の頭將に至らんと。施愛吉州に走り盡く婦女財帛を收めて虜中に入らん。欲す。州人許由禮賊黨李珠黃生を誘ひ、施愛を縛して軍前に至る、之を斬り、誠を朝廷に獻す。

都總使大に李施愛の軍を破る

〔四〕世祖政事紀年

元年、王親ら宗廟を祀り、慶會樓に御し、飲福の宴を設け、大業の舞を作定す。王鄭獬趾に謂つて曰く、此を觀ば則ち祖宗創業の艱、世宗制作の義知る可しと、獬趾對へて曰く、正に是れ逸中に勞を思ひ安中に危を思ふの時也と。王善と稱し曰く、宜く諸生をして詩を賦し以て今日を忘るし勿らしめよと、命じて内苑の桑株を諸司に分授し、墻下及び田畔に栽植せしめ、其の培養に心を用ひず以て枯稿を致す者は之を罪す。又書筵官請ふて曰く、蠶室を東宮に設けるを以て、會講の日地隘く不便なり之を移さんことをと。王曰く、蠶桑は重事なり、故に近地に置く、且つ禮に夫人蠶繅の文有り、本と中宮の世子嬪と與に親く女功を見んことを欲して也と。

大業の舞を作定す

蠶桑に注意す

此歳六臣の變あり、記事は前篇を参照す可し。

二年春正月始めて親ら圍丘を祀る、初め東方檀君より生を感じ天を祭り以て本に報ゆ。祭天壇は江華摩尼山に在り、而して新羅、高句麗、百濟より以て高麗に及び、皆因襲して天を祭る。太祖都を漢陽に定むるや、前朝の制に倣ひ圍丘を南郊に築く、太宗位に即き政府の言に

始めて圍丘を祀る

因つて、以爲らく天子に非ざれば天を祭るを得ずと、遂に園丘の祀を罷む。復た下季良の言に因て復た祀り、以て世宗の初年に及び猶ほ雨を園丘に禱る。然ども議者終に以て不便と爲し、罷めて擧げざる者年有り是に至り意を決して園丘を祀り、有司に命じて儀註を具へしめ王齋戒して冕服を具し、壇に詣り祀を行ふこと儀禮の如くす。畢つて宮に還り百官の賀を受け。諸道に大酺を賜ふこと三日。

禁令太多きを以て民間騷擾す、命じて禁條五十件の外并に之を除く

禁令の多きを以て民間騷擾す

十月魯山君に死を賜ふ。史官記して曰魯山自ら縊ると、(著者曰く、野史丙子錄、東閣雜記の記する所に依りて、其真相は前篇に詳かにせり、)

國朝寶鑑成る

醫學講考法

三年春正月、國朝寶鑑成る。是より先き世宗は權混鄭麟趾等に命じて太祖太宗兩朝寶鑑を撰ばしめ、未だ就るに及ばず。前年春王は集賢殿大提學申叔舟、權擊等に命じて修撰廳を設け、太祖、太宗、世宗、文宗、四朝の治法政諫を輯し書七篇を爲さしめ、凡そ其年にして乃ち成り、叔舟等箋を具し以て進む。王覽て之を善とし、叔舟等に鞍具馬を賜ひ、郎廳韓繼禧等三人に並に資を加へ復た宴を賜ひ以て之を寵す、醫學講法を撰て、申叔舟を以て、醫學都提

調と爲し、教へて曰く、業は精を貴び多きを貴ばず、古の儒者は各の一經を專にす、況や醫術は人命の關する所、尤も精ならざる可らず、今ま醫員方書は浩繁にして精熟を得ず、症に臨み藥を投じ其要を知る莫く、其多きを與へて而して精ならず、門を分ち業を專にするに若くは莫し、且つ醫書は博古精敏の者に非ざれば通曉し易からず、並に文官を選み兼習すること可也と、是に於て禮曹は節目を條具し以て進め且つ言ふ、世宗朝に撰む所の醫方類聚は備に諸方を載するも、然れども卷帙浩穰にして猝に刊行し難し、姑く簡要の方書を以て門を分ち講習せんと、之に従ふ。

四年、春正月書雲觀月食を啓せず、世祖其故を問ふ、對て曰く、世宗の朝教へて以て月食は滿分せざれば則ち啓する勿れと、故に敢てせざる也、王曰く自今滿分せずと雖亦た啓せよと。

世祖下教して曰く、平安黃海江原の三道人物凋殘す、之を家の一面墻無きに比す、予民を募り三道に移居せしめんと欲す、募に應ずる者は良は職に除し賤は戸を復し、十年土田を優給せば、豈有志の力を效す者無からんや、政府條件を議し以て進めよと、仍て輔德、李翊等を

平安黃海江原の三道に移民を計る